

四国横断自動車道建設に伴う
埋蔵文化財発掘調査報告

第35冊

川西北・原遺跡
府中地区

2000.10

香川県埋蔵文化財研究会

序 文

香川県教育委員会では、四国横断自動車道や高松東道路の建設、高松空港跡地の整備など、大規模開発に伴う埋蔵文化財の発掘調査と出土文化財の整理研究・報告書刊行の業務を、財団法人香川県埋蔵文化財調査センターに委託して実施いたしております。

このたび、「四国横断自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書 第三十五冊」として刊行いたしますのは、昭和63年度と平成2年度に調査を実施しました丸亀市川西町北に所在する川西北・原遺跡と坂出市に所在する府中地区についてであります。

川西北・原遺跡の調査では、古代前半の条里遺構に伴う坪界溝、古代末～中世初頭の周溝を伴う墓などを検出しました。なかでも坪界溝は、古代から中世の地域開発の状況を具体的に示す資料として注目されます。また墓は、当該地域における基準資料となるものです。

本報告書が本県の歴史研究の資料として広く活用されますとともに、埋蔵文化財に対する理解と関心が一層深められる一助となれば幸いです。

最後になりましたが、発掘調査から出土文化財の整理・報告にいたるまでの間、日本道路公団及び関係諸機関並びに地元関係各位には多大の御協力と御指導をいただきました。ここに深く感謝の意を表しますとともに、今後ともよろしく御支援賜りますようお願い申し上げます。

平成12年10月

香川県教育委員会
教育長 折原 守

例 言

1. 本報告書は、空港跡地開発整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書の第35冊であり、香川県丸亀市川西町北に所在する川西北・原遺跡（かわにしきた・はらいせき）の本調査報告と、香川県坂出市府中町に所在する府中地区（ふちゅうちく）の予備調査報告とを収録した。
2. 発掘調査は、香川県教育委員会が日本道路公団高松建設局から委託され、香川県教育委員会が調査主体、財団法人香川県埋蔵文化財調査センターが調査担当者として実施した。
3. 発掘調査は、川西北・原遺跡を昭和63年12月から平成元年3月まで実施し、府中地区を平成2年9月から12月まで実施した。
4. 調査および報告書の作成にあたって下記の関係諸機関等の協力を得た。記して謝意を表したい。（順不同、敬称略）
日本道路公団高松建設局、地元各自治会、地元水利組合
5. 本報告書の作成は、財団法人香川県埋蔵文化財調査センターが実施した。本書の執筆・編集は、佐藤が担当した。
6. 発掘調査および報告書の作成にあたって、下記の方々のご教示を得た。記して感謝申し上げたい。（順不同・敬称略）
東 信男・富田重義・山田安行・松岡良成
7. 本報告書で用いる方位は、国土座標系第Ⅳ系による。標高はT. P. を基準としている。また、遺構は下記の略号により表している。
SB 掘立柱建物 SD 溝 SK 土坑 SP 柱穴 ST 墳墓
8. 挿図の一部に建設省国土地理院地形図白峰山・滝宮（1：25,000）、国土基本図Ⅳ-F E - を使用した。

目 次

第1部 川西北・原遺跡の発掘調査	1
第1章 調査の経緯	2
第1節 発掘調査の経過	2
第2節 整理作業の経過	5
第2章 歴史的環境	6
第1節 中世前半の地形	6
1 旧河道	6
2 古子川	8
第2節 興福寺領二村庄・泉涌寺領二村郷	8
1 概要	8
2 現地の景観	12
(1) 現地比定	12
(2) 関連地名・遺物	16
3 在地の動向	18
(1) 開発領主	18
(2) 地頭と領家	20
(3) 庄園・公領の変質	20
第3章 調査の成果	22
第1節 調査区の層序	22
第2節 遺構・遺物	22
1 概要	22
2 掘立柱建物	27
3 土坑・井戸	29
4 塚墓	29
5 溝	36
6 耕作土層出土遺物	47
7 基盤層出土遺物	48
第4章 まとめ	49
第1節 遺構の時期別変遷	49
第2節 川西地区遺跡群の展開	51
1 各遺跡の立地	51
2 遺跡群の変遷	51
(1) 建物	51
(2) 溝・旧河道・用水源	52
(3) 墳墓	59
3 想定される開発過程	60

付載：川西地区の水利系統	62
第2部 府中地区の予備調査	81
第1章 調査の経緯	82
第2章 立地と周辺の遺跡	85
第3章 予備調査の結果	87
第1節 各地区の調査結果	87
1 府中額中地区	87
2 府中額東地区	88
3 府中横山地区	88
4 府中小原地区	90
5 府中楳地区	96
第2節 まとめ	96

表目次

第1表 西二村の地域区分の変遷	14
第2表 川西地区遺跡群主要遺構一覧	61
第3表 周辺の主要遺跡一覧	85
第4表 府中地区トレンチ一覧	99

写真目次

写真1 伝和泉屋敷石塔	18
-------------	----

挿図目次

第1図	四国横断自動車道(善通寺～高松)路線図	2
第2図	川西A地区予備調査トレンチ配置図	3
第3図	丸亀市川西町付近の旧河道と古子川	7
第4図	旧西二村の字名	11
第5図	讃岐国絵図に描かれた二村	13
第6図	興福寺領二村庄と公領二村郷の範囲	15
第7図	字土井ノ内の城館状地割	17
第8図	川西北・原遺跡グリッド割図	21
第9図	3ライン土層	23～24
第10図	Cライン土層	25～26
第11図	S B 01平・断面図	27
第12図	S B 02平・断面図	27
第13図	S B 02-8平・断面図, 出土遺物	28
第14図	S K 01平・断面図	28
第15図	S K 02平・断面図	29
第16図	S T 01平・断面図	31～32
第17図	S T 02平・断面図	33～34
第18図	S T 01出土遺物	35
第19図	S T 02出土遺物	35
第20図	S D 01出土遺物	36
第21図	S D 01平・断面図	37
第22図	S D 02～06・08・09断面図	38
第23図	S D 07平・断面図	41～42
第24図	S D 07出土遺物	43
第25図	S D 10～18断面図	44
第26図	耕作土層出土遺物(1)	46
第27図	耕作土層出土遺物(2)	47
第28図	基盤層出土遺物	48
第29図	遺構変遷図	50
第30図	川西地区遺構変遷図(1)	53～54
第31図	川西地区遺構変遷図(2)	55～56
第32図	川西北・鍛冶屋遺跡 S R 01土層図	57
第33図	郡家・川西地区検出の古代・中世墓	59
第34図	古子川と堰・用水掛かり	63
第35図	四国横断自動車道(善通寺～高松)路線図	83

第36図	府中地区周辺の遺跡分布	86
第37図	府中額中地区第2地点5トレンチの落ち込み	87
第38図	府中横山地区第2地点測量図	89
第39図	府中横山地区第2地点S K01・02平・断面図	90
第40図	府中額中・額東地区トレンチ配置図	91～92
第41図	府中横山・小原地区トレンチ配置図	93～94
第42図	府中小原地区第1地点20トレンチ東端のピット	95
第43図	府中小原地区表採の石器	95
第44図	府中楢地区トレンチ配置図	97～98

図版目次

- 図版 1 ST 0 1 全景 (北から)
ST 0 1 北側周溝炭化物検出状況
(南から)
- 図版 2 SD 0 1 F 断面 (南から)
SD 0 7 D 断面 (南から)
- 図版 3 SB 0 1 (西から)
SK 0 1 土層 (西から)
SK 0 2 土層 (西から)
ST 0 1 (北から)
ST 0 1 北側周溝土層 (東から)
ST 0 1 東側周溝土層 (南から)
ST 0 1 南側周溝土層 (東から)
ST 0 1 周溝内遺物出土状況
- 図版 4 ST 0 1 周溝内礫出土状況
ST 0 2 上面検出状況 (東から)
ST 0 2 完掘状況 (東から)
ST 0 2 東側周溝土層 (北から)
ST 0 2 西側周溝土層 (北から)
SD 0 1 D 断面 (南から)
SD 0 1 E 断面 (南から)
SD 0 1 G 断面 (北から)
- 図版 5 SD 0 1 須恵器出土状況 (東から)
SD 0 7 B 断面 (南から)
SD 0 7 C 断面 (南から)
SD 0 7 E 断面 (南から)
SD 0 7 F 断面 (南から)
SD 0 7 調査風景
SD 0 7 III - 1 層遺物出土状況
SD 0 7 III 層遺物出土状況
- 図版 6 SD 0 2 B 断面 (南から)
SD 0 4 A 断面 (南から)
SD 0 4 D 断面 (南から)
SD 0 6 B 断面 (南から)
SD 0 9 E 断面 (南から)
SD 1 7 (南から)
SD 1 8 (東から)

- 現場作業風景 (東から)
- 図版 7 ST 0 1 出土遺物 (1)
- 図版 8 ST 0 1 出土遺物 (2)
ST 0 2 出土遺物
- 図版 9 SD 0 1 出土遺物
SD 0 7 出土遺物 (1)
- 図版 1 0 SD 0 7 出土遺物 (2)
- 図版 1 1 SD 0 7 出土遺物 (3)
- 図版 1 2 包含層出土遺物 (1)
- 図版 1 3 包含層出土遺物 (2) ・ SB 0 2 出土遺物
- 図版 1 4 石器
- 図版 1 5 府中額中 1 1 トレンチ (西から)
府中額中 1 2 トレンチ (東から)
府中額中 2 5 トレンチ落ち込み
(北から)
府中額中 2 5 トレンチ落ち込み
(西から)
府中横山 2 遠景 (東から)
府中横山 2 1 3 トレンチ作業風景
(北から)
府中横山 2 1 3 トレンチ (南から)
府中横山 2 1 3 トレンチ
SK 0 1 ・ 0 2 検出状況
(南東から)
- 図版 1 6 府中横山 2 1 3 トレンチ
SK 0 1 ・ 0 2 土層 (南東から)
府中横山 2 1 3 トレンチ
SK 0 1 ・ 0 2 完掘状況
(北西から)
府中横山 2 1 3 トレンチ
SK 0 1 ・ 0 2 完掘状況
(南西から)
府中小原 1 遠景 (西から)
府中小原 1 2 0 トレンチ (南から)
府中小原 1 2 0 トレンチピット
(北から)
府中小原 1 2 0 トレンチピット
(東から)
府中楳 2 2 8 トレンチ (南から)

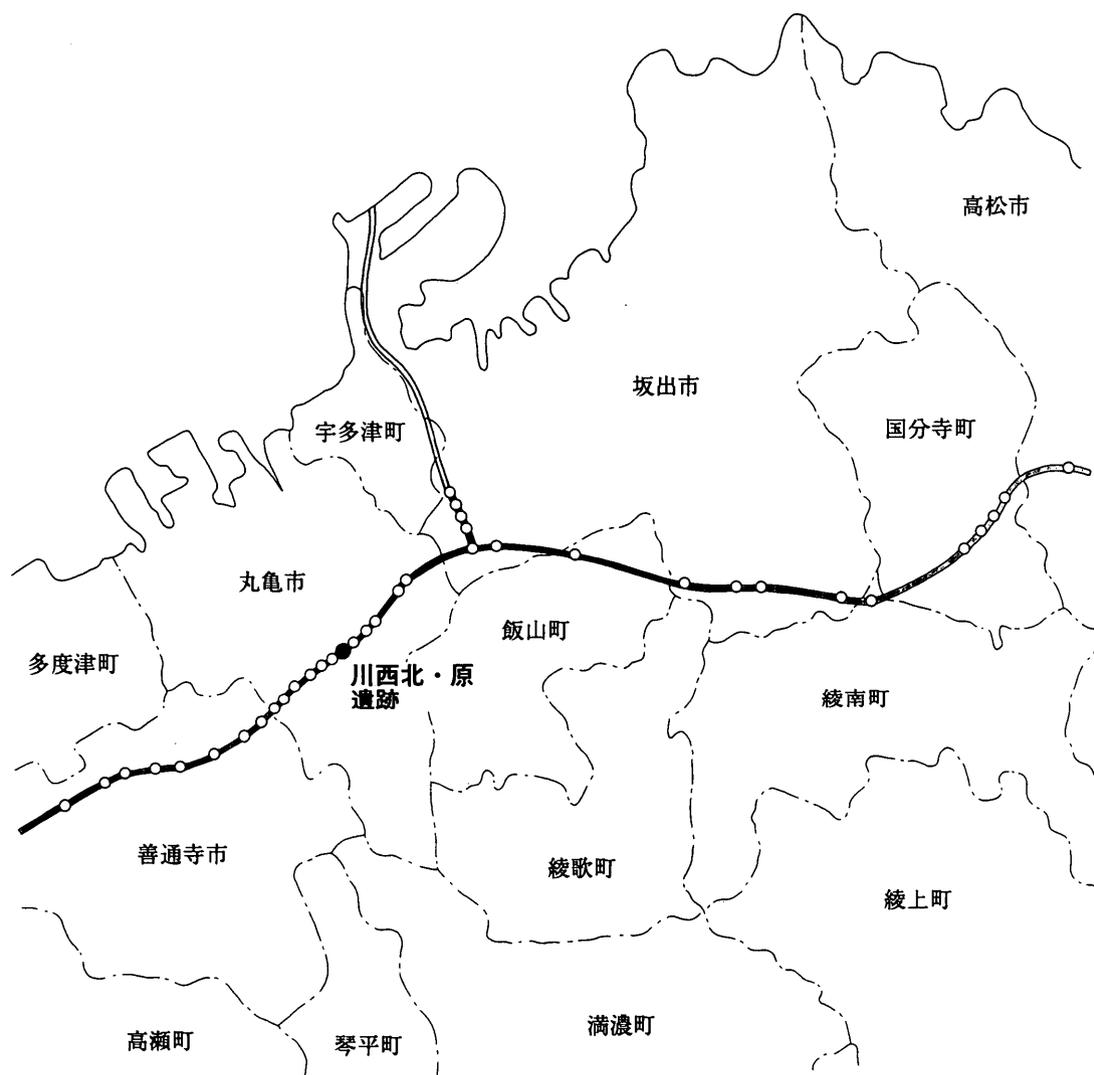
第1部 川西北・原遺跡の発掘調査

第1章 調査の経緯

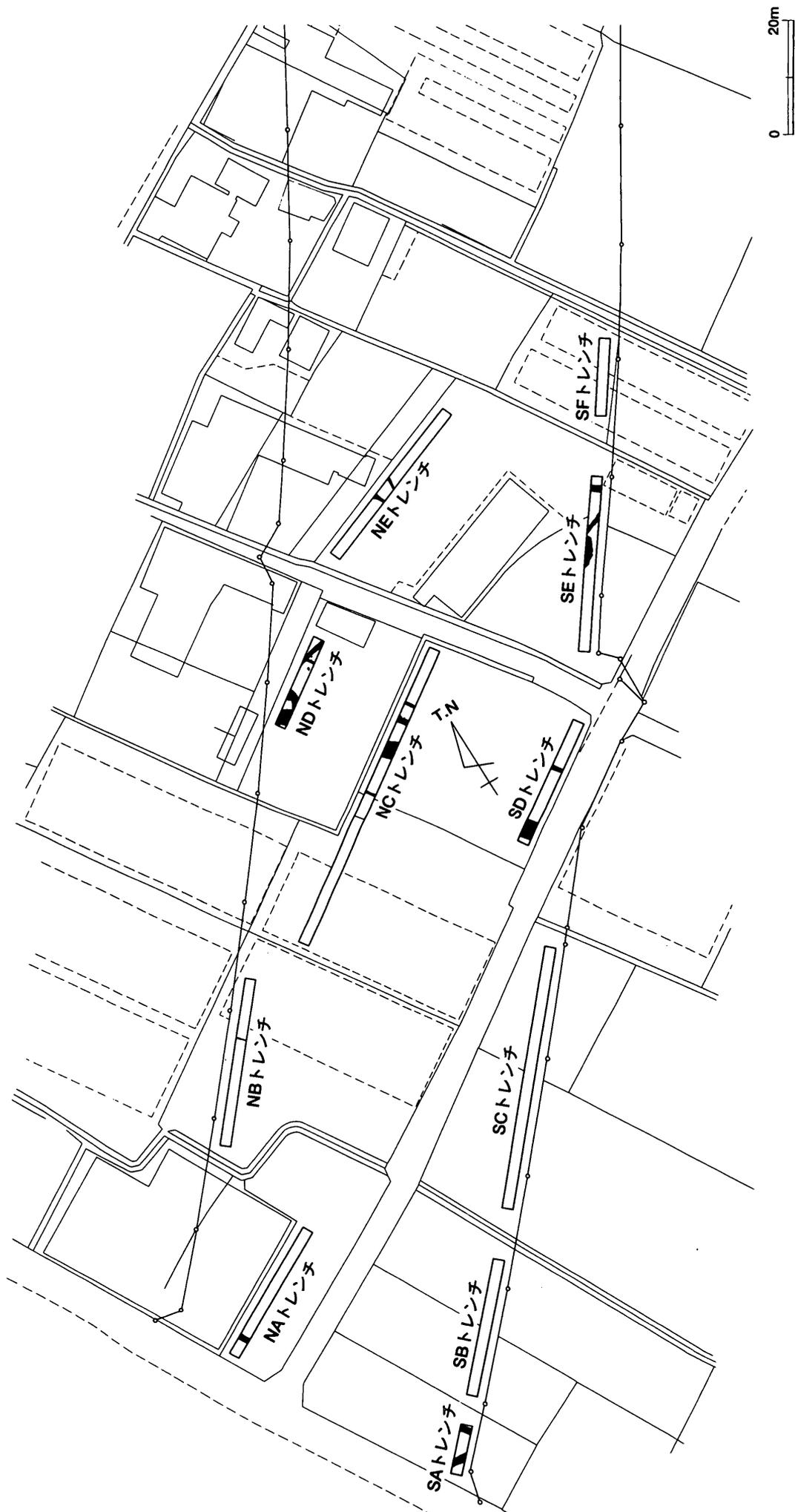
第1節 発掘調査の経過

調査に至る経緯は、既に公表された川西地区の発掘調査報告書を参照されたい。川西地区の予備調査は昭和63年11月に実施され（第2図）、その結果、本調査の対象面積を27,701㎡に確定された。

川西北・原遺跡の調査対象面積は3,000㎡である。本調査は昭和63年12月に着手し、平成元年3月31日に終了した。調査は12月の準備工、1月上旬の表土剥ぎについては、郡家田代遺跡の請負業者が行った。その際、調査面積がさほど広くなく、また隣接用地内に排土置場が確保できたため、調査区全体の表土剥ぎを一度に行った。これに続く包含層除去と遺構検出作業以後は直営調査で行った。遺構検出は、郡家田代遺跡Ⅳ・Ⅴ区旧石器ブロックの調査と平行して行われ、郡家田代遺跡の調査が終了した2月中旬以降に本格的な遺構掘削作業と調査記録の作成が行われた。



第1図 四国横断自動車道（普通寺～高松）路線図



第2図 川西A地区予備調査トレンチ配置図

調査区全体は国土座標第Ⅳ系に準拠し、20×20mのグリッドを設定した。このグリッド単位で土層堆積状況を把握し、土層図と写真による記録を行った。

発掘調査の体制は、下記のとおりである。

香川県教育委員会事務局		文化行政課		財団法人香川県埋蔵文化財調査センター			
課長	廣瀬	和孝		所長	田丸	秀明	
課長補佐	高木	尚		次長	小原	克己	
副主幹	野網	朝二郎 (6.1～)		総務主査	加藤	正司	
総務係長	宮谷	昌之 (~5.31)		主査	山地	修	
係長	宮内	憲生 (6.1～)		主事	三宅	浩司	
主事	横田	秀幸 (6.1～)		参事	見瀬	護	
主事	水本	久美子		文化財専門員	真鍋	昌宏	
埋蔵文化財係長	大山	真充		技師	岡田	静明	
				技師	佐藤	竜馬	

発掘調査に参加した方々

現場整理作業員	山地	真理子					
現場作業員	川西	貞三・佐藤	春夫・田中	宏臣・富田	広武・長谷川	正幸	
	福本	正道・分木	信行				
	浦野	房子・林	佐智子・藤井	悦子・堀家	千代子・松田	君子	
	吉井	絢子					

第2節 整理作業の経過

整理作業は、平成11年10月1日から平成12年2月29日まで行った。

平成11年度の整理作業体制は、以下のとおりである。

香川県教育委員会事務局 文化行政課

課長	小原 克己
課長補佐	小国 史郎
副主幹	廣瀬 常雄
総務	
係長	中村 禎伸
主査	三宅 陽子
主査	松村 崇史
埋蔵文化財	
係長	西村 尋文
文化財専門員	森 格也
主任技師	塩崎 誠司

財団法人香川県埋蔵文化財調査センター

所長	菅原 良弘
次長	川原 裕章
副主幹兼係長	田中 秀文
主任主事	細川 信哉
主任文化財専門員	大山 真充
文化財専門員	木下 晴一
文化財専門員	佐藤 竜馬
整理員	東條 俊子
整理補助員	若山 淳子
整理補助員	岡野 雅子
整理補助員	佐々木博子
整理作業員	乃村 恵美
整理作業員	渡辺 美穂
整理作業員	松下 美抄穂

(平成11.12.1～)

第2章 歴史的環境

周辺地域の歴史的環境については、龍川・郡家・川西地区の各報告書に詳しい。このため、ここでは重複した記述は行うことを避け、本遺跡に関連する中世を中心とした歴史的事象について、概観する。

第1節 中世前半の地形

1. 旧河道

川西北・原遺跡は、土器川西岸の丸亀平野中央部に位置している。現在、遺跡の周辺は条里型地割が卓越した景観をなしているが、その中にも旧河道を示す地割の乱れが認められる。仮にこれを旧河道Ⅰ～Ⅳと呼称する。また、これらによって区分された微高地を微高地Ⅰ～Ⅴとする（第3図）。

旧河道Ⅰは、現在も清水川として継続しており、かなり河床の下刻が進行している。郡家町宮池・矢野池付近では1本の流路としての痕跡を残すが、その北側では清水川の現流路付近とその西側の流路に分かれている。西側の流路は、郡家一里屋遺跡Ⅳ区で検出されており、8世紀～10世紀前葉の流路と考えられる。また東側の清水川付近の流路は、郡家大林上遺跡Ⅰ区で検出され、弥生時代中期後半～12世紀頃まで機能し、その後に現流路に固定したことが窺える。

旧河道Ⅱは、郡家町重元から蛇行して北に延び、同町領家付近で北側に延びて旧河道Ⅰに近接する流路と、東側に延びて旧河道Ⅲに繋がる流路がある。北側に延びる流路の大半は現在の条里型地割に溶け込んでおり、比較的古い時期に埋没したことが考えられる。郡家大林上遺跡Ⅳ区で検出されているが、埋没後に開削された溝SD04の存在から、古代を大きく遡る時期であることは確実であり、上記した現地割との関係も整合的に理解できる。東側に延びる流路は、明瞭な痕跡を地割中に残しており、旧河道Ⅲに近接する時期かもしれない。

旧河道Ⅲは、川西町南の八丈池から金丸池を経て川西町北の双子山山麓に至る流路である。双子山南麓で流路が分かれ、東麓・西麓へと連続する。川西北・七条Ⅰ遺跡で分岐する手前側（南側）の流路が検出されており、弥生時代～8世紀代に機能していたことがわかる。特に8世紀代には、人工的な流路変更の可能性が指摘されており、周辺微高地への積極的な開発が想定されている。

旧河道Ⅳは、金丸池付近以南では旧河道Ⅲに近接してほぼ平行に延びるが、金丸池北側で北東方向に屈曲して道池を通過し、土器川に至る流路である。埋没時期については不明である。

以上から、11世紀から13世紀の中世前半には、旧河道Ⅰ（東側）以外は河道としての機能は失われており、微高地が河道に分断されていた古代以前よりも土地の平準化が進行しつつあったことがわかる。しかし現在の地形面からも読み取れるように、完全な平準化が達成されていたわけではなく、むしろ依然として灌漑用水網の開削などの地域開発に一定の影響を及ぼしたことが考えられる。このことは、川西北・七条Ⅰ遺跡や川西北・鍛冶屋遺跡で検出された当該期の溝が、自然地形に規制されたとみられる主軸方向をもつことから想像される。

したがって、このような地形条件を克服して開発を進めるためには、緩やかな起伏を超える灌漑網の再編と、埋没した河道に替わる水源の確保という問題をクリアする必要があったと考えられる。



第3図 丸亀市川西町付近の旧河道と古子川

2. 古子川

古子川は、古代後半の河道埋没を承けて出現した地形・水利条件に対応して開削されたと思われる。現在の古子川の特徴を挙げると、①条里型地割にほぼ完全に取り込まれた流路をもつこと、②川西町北の土井の内・宮西・原・庄の各字付近では、平行する旧河道Ⅲよりも高い微高地Ⅱ縁辺を流れていること、③より上流側（南側）の字西の庄では、微高地Ⅲを横断する東西方向の流路をもつこと、などがある。これらの特徴から、古子川は人工的に開削された幹線水路の可能性が高い。またその開削時期は、現在の春日神社西側で旧河道Ⅲを横断していることから、旧河道Ⅲ埋没の8～9世紀以後であることが想定される。

現在の古子川には、河床の下刻とこれに伴う周辺地形の浸食という現象が認められる。周辺の耕地面と古子川河床との比高差は2 m前後ないしそれ以上であり、各所に設けられた大規模な堰がなければ揚水困難な状態にある。これと近似した現象は土器川東岸で既に指摘されており、海水面の低下に伴う段丘崖の形成に連動した地形変化と捉えられている（木下1989）。川西北・七条Ⅰ遺跡S D02は、現在の堰3から延びるものと予測され、旧河道Ⅲ埋没後の新たな幹線水路との位置付けが可能なことから、その取水源である古子川はS D02の上限である10世紀代には開削されていた可能性が考えられ、その後に著しい浸食が進んだと考えられる。土器川に合流する下流部では逆に、堤防が構築されて天井川としての形態をとるが、これは上流域での下刻の進行と一体の関係といえよう。

ところで古子川は、丸亀市垂水町付近を水源として同市土器町で土器川に合流する7 kmにも及ぶ長さを有している。したがってその開削にあたっては、郷単位ないしそれ以下の小地域が単独で行うことは困難と思われる、小地域の開発者相互の結託ないしより上位の権力の介在が必要と思われる。

第2節 興福寺領二村庄・泉涌寺領二村郷

1. 概要

二村郷と二村庄に関する史料は「泉涌寺不可棄法師伝」、「泉涌寺文書」、「『興福寺別当次第』背紙文書」、「『九条家本振寺縁起』背紙文書」、「親長卿日記」、「鞍馬寺文書」にみられ、これらは全て『丸亀市史史料編』に収録されている（史料1～9）。

これらの史料を踏まえた二村郷内の状況は、田中健二氏によって整理・検討されている（田中1987・1989）。それによると、二村郷は七・八両条は13世紀前半に二分され、荒野部分が元久（1204～1206）年間に立庄されて興福寺領二村庄に、見作（耕地）56町分が公領のまま嘉禄3年（1227）に泉涌寺領となった。しかし地種（見作・荒野）による分割が不都合なため、貞慶の幹旋で八条を藤原氏女領（後に尊遍領）、七条以東を親康領（後に泉涌寺領）とする和与がなされた。以上の経緯により興福寺領と泉涌寺領の領域が確定したが、二村庄は暦応4年（1341）以後、史料にみえないことから南北朝期に消滅したと考えられている。また泉涌寺領二村郷は、応仁の乱に際して鞍馬寺に寄進され、庄園同様の代官請負が行われたことが指摘された。つまり、地域単位としては庄園と公領というかたちを取りながら、実質的には公領部分も庄園としての支配関係に置かれていた、というのである。

史料1

【興福寺別當次第】紙背文書 僧尊通申伏案

興福寺御塔領殿岐國二村郷、致茂人定光灌
件七八兩條者、故貞慶上人東金堂御塔造畢
供僧致不退之勳、百人之色泉調舞奉限
法會之由、雖相讓未及用、途沙汰之由、
兩条地主文書相伝由之間、即被申入、後
處、速御奉免畢、而違貧吏之濫妨、忽被
別強縁、寄付當郷、可達子細、由定光令
寺領事、京都權門之人、令入者可為年
甚以不可然、仍取本文書、既被籠置御塔家
定光將來之語候、為令不得讀別人也、然間
空經年序之由、故定意入道招取定光、
融中納言定高卿、重申下御庁宣、其後又
沙汰、被申下、官符畢、抑定光所傳之文書
見作

知行之由願難令申、尊通申云、此亦非、
塔家可待御成敗云々、而定光不伺御氣色之趣無
按察權門、稱彼使數十人亂入庄家、迫出御塔別
進濟一粒年貢、難忤粗難令催促於此、告
其役之由令申畢云々、其間狼藉苛法不遺、
御庁宣、可停止定光狼藉之由、雖被仰下、号有武
承引、因茲、被尋武家之由、全不令下知由令申之間、去
年奉得并六波羅狀等令抑留、定光自由、而濫行畢、就中
本文母者、依在庁消成之相伝云々、而消成与定光違
悔返定光、直轉寄進狀於御塔家畢、定光亦稱本
次第歟、此上之由、所證可在御塔家御成敗、全非尊通
有子細者、經、上奏可致其沙汰之由、或依權門之号、或
威、致自由濫妨之間、暫抑鎮其沙汰之許也、凡
狀、種々濫詐奸濫、私之披陳更無其詮、併可任御
不背上人本懷之趣、豈無御計哉、仍粗旨上如
件、
寬喜二年閏正月二日
權律師

史料2

【興福寺別當次第】紙背文書 年月日未詳其書狀斷簡

二村里申入候之由、當時致定之趣、國へも同被、
宣候、旁不可有不定申候也、於、行符者、目代不掃洛候之
間、追其由被仰候也、且得御意、可被致沙汰候也、恐々、

史料3

【九条家本極給寺殿起】紙背文書 僧戒如行狀

副進
上人消息案文
右、去元久之比、先師上人為興福寺 光明皇后御塔領、為
令庄号立券、相尋其地主之由、當郷七八兩条内荒野者、藤
原貞光為地主之由、令申之間、依有便宜、寄付藤原氏女
了、故小野法印、于時當國在庁雖申子細、上人并親康令教訓之
間、去進了、爰當國在庁宇治部光慈、荒野者藤原氏領也、
今者、見作者親康領也、雖然里坪交通、向後可有煩之
間、向人和号、而不驗見作荒野、七条者可為親康領、於八
条者加入本田、偏可為藤原氏領之由、被仰下了、但春日新
宮之後方九町之地者、雖為七条内、加入八条、可為西庄領
也云々者、七条以東惣當郷内併親康領也、子細具見 宣旨
・長者宜、請狀案文等、彼七八兩条内見作分事、當時為國
領、被付泉涌寺歟、所詮、云往昔支度、云當時御定、隨御
計、可存知之狀如件、
仁治二年三月廿五日 僧戒如
進上 兩人御中

史料4

【佐和泉屋敷石塔】

(南塔正面)
充
(同左側面)
右奉為
領家
增長
界平等
(同背面)
元長元年 辛酉 九月 日

史料5

【興福寺別當次第】紙背文書 興福寺衆徒申伏案

忽退空孫一ヶ年畢、而今年凶徒
將以下棉參京都之上者、國中令靜謐之
於河津郷・二村庄者、弥次郎猶濫妨之、
難孝之間、如當時者、神事仏事之退帳可
年依愁訴無極、去十月日差上、幸南寺
御奉狀、雖訴申、御沙汰停滯歟、所詮嚴密
沙汰、被退弥次郎之濫吹、被沙汰居當寺社之
可被再與恒例神事仏事之趣、群機如斯也、
急速為、達申之、勅子細重旨上如件、
曆元四年十一月 日

史料 6

〔泉涌寺文行〕後光嚴天皇給旨

〔件記〕
〔後光嚴天皇〕

河内国厚見庄、摂津国潮江新免、備中国口林庄、備前国可
知郷内荒野、若狭国名田庄内中村、讃岐国七条村并二村
附四々、京都河原城并散在屋敷田畠等、泉涌寺知行不可有相
違者、天氣如此、仍執速如件、

文和三年十二月九日 左少弁(花押)

全皎上人御房

史料 7

〔親長御日記〕

(中略)

鞍馬寺奇瑞事、去月十三日有奏聞、次子申云、所々御折禱還
転不可然、泉涌寺領之内讃岐二村事、先乱中有御寄進、可
被仰付御折禱、仰、尤可然、是又可仰合広橋大納言云々、
(文明三年三月四日)

(中略)

鞍馬寺藏泉坊来、去年御寄付讃岐二村事、泉涌寺實、為御折禱
御寄進、于申沙汰
千疋之外不可沙汰之由、可被仰付之由申之、

(文明三年十月二十一日)

鞍馬寺申讃岐二村、去年十二月自院安堵事申之、奏聞勅許

史料 8

〔鞍馬寺文行〕垂水四郎附文

附文

右、鞍馬寺領讃岐国宇足郡内二村郷領家御代官職、任補
任之旨、毎年拾七貫文宛可令寺納候、但当年者拾貫文之分
寺納可申候、若有未進懈怠之儀者、於彼御代官職者、可有
御改易者也、仍為後日附文之状如件、

文明四年拾月二日 垂水四郎
元(花押)

鞍馬寺衆徒御中

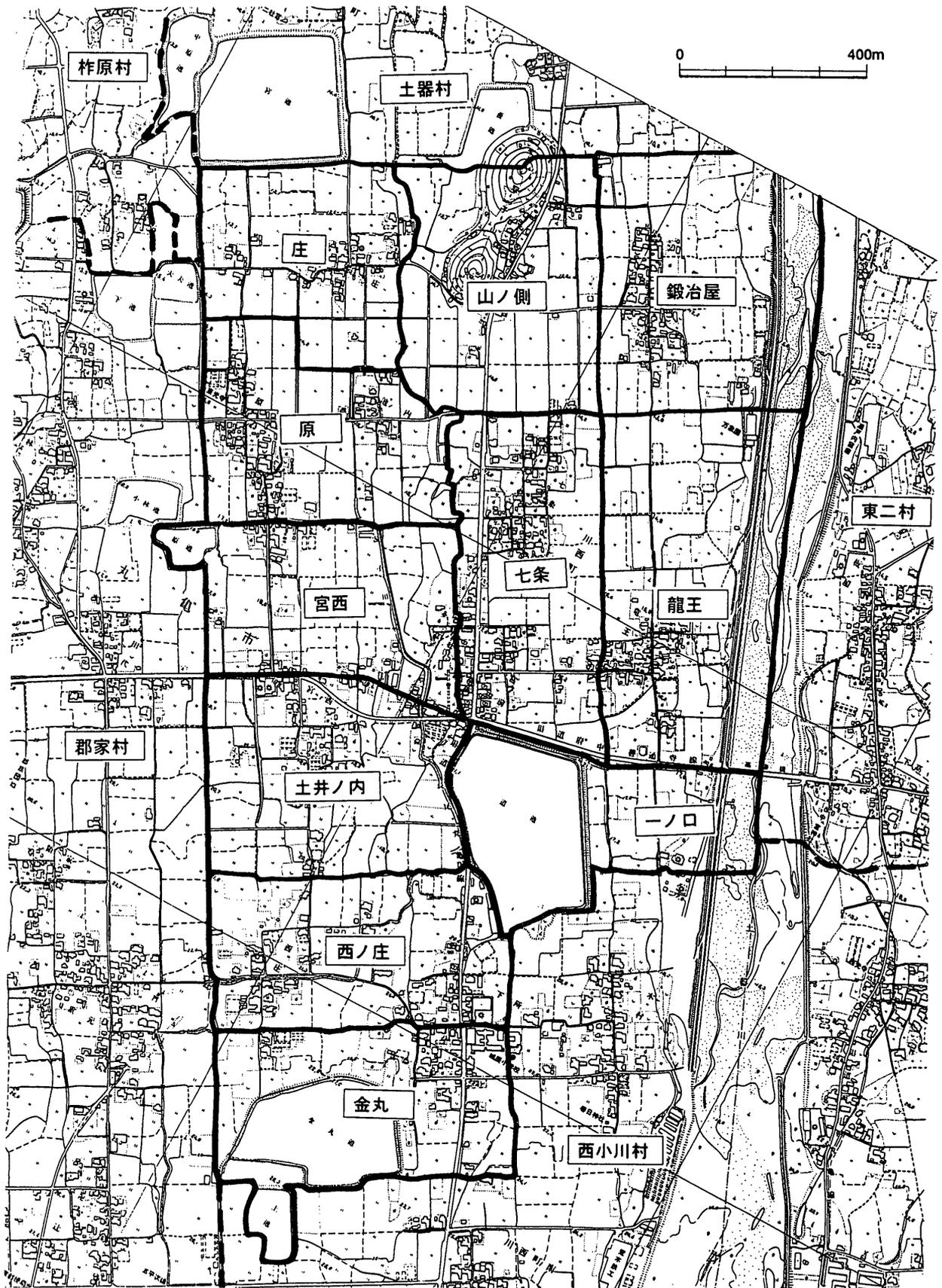
史料 9

〔親長御日記〕

十一日、晴、參内、依徳大寺大納言番代也、仰官、鞍馬寺
申二村事、堅被仰付之處、自当年二千疋可被沙汰之由申之
間、加増之上者、如先可申付高安云々、去年分未進千疋
事、同可催促之由、被載女房奉書、何様可申進之由申入了

以上「新編丸亀市史」4 史料編1

より引用・一部改変



第4図 旧西二村の字名

2. 現地の景観

(1) 現地比定

現地比定にあたっての問題点 史料3には、和与による二村庄と公領との境界確定の経緯が記されており、同庄の範囲を検討するための手掛かりとなる。それによると、郷内八条の地と七条内の「春日新宮之後方九町之地」が藤原氏領（二村庄）として確定したことがわかる。

ところが、実際の現地比定は必ずしも容易ではない。その最大の理由は、鵜足郡条里の条界線が明確でないことにある。したがって、まずは近世～近代の地域区分の枠組みを検討した上で、それが史料2の記述とどのように整合するのかという確認作業が必要である。

字と免・集落 上記作業の前提として、明治期の更正図に依拠して近代の字名と、その範囲を明確にしておく。更正図に表記された大字西二（近世の西二村、中世の二村郷西半部）の字名には、「金丸」「西ノ庄」「土井ノ内」「宮西」「原」「庄」「山ノ側」「鍛冶屋」「龍王」「七条」「一ノ口」がある。その範囲は、第4図に示したとおりである。更正図では、一ノ口・宮西以外の各字のほぼ中央部に凝集した小規模集落を見出すことができ、一部の新興住宅地の造成を除いて現在もそうした景観が踏襲されている。ところで「東讃郡村免名録」によると、西二村内には西庄・鍛冶屋・庄・宮西・七条・王子・悪所・龍王・原・畑方の「免」が存在した。免とは高松藩が藩政村内に設定した徴税単位であり、17世紀後半以降に定着した制度である。集落形態によっては集落と免の範囲は一致しないことが指摘されているが、西二村では免名と明治期の字名の大半が一致していることが注意される。各免の厳密な領域は不明だが、いくつかの免では共通した小地名をもっていることから、それを手がかりに大まかな配列状況を想定することは可能である。それによると、大枠としては明治期の字と近世の免は共通した領域をもつとみてよく、免を前提に小字が成立したとみて大過なかならう。したがって各免の枠組は、あくまで藩政下の村内集落と共同体的結合を前提に設定されたと予測される。

近世前半の西二村の構成 では遡って近世前半の状況はどうであろうか。良好な史料がないものの、いくつかの讃岐国絵図からかろうじて窺い知ることができる（第5図）。「寛永拾年讃岐国絵図」には、二村郷として7つの村（高松藩の設定した藩政村とは異なる）が記され、このうち土器川西岸部には「西庄」「龍王」「鍛冶屋」がみえる。また、17世紀前半の生駒期と推測される描写内容をもつ「讃岐国之図」には、「西ノ庄」のみみえる。「寛永拾年讃岐国絵図」には、各郷の石高記載があるなど、郡一郷・庄の構成に重点が置かれた内容をもっている。またこの絵図には二村郷に隣接する坂本郷内を構成する村が全て挙げられていることが、同時期の「宇足郡坂本郷切支丹御改帳」（寛永21年）から確認できるので、二村郷内西半部についても西庄・龍王・鍛冶屋という3村から構成されていたとみてよい。

ところで「讃岐国之図」にみえる西ノ庄は、中筋大道（現在の県道府中・善通寺線）の南北両側にまたがって表記されている。つまり、明治期の字・西ノ庄からさらに北側に広がる範囲を近世初頭に西ノ庄村と呼称したことが推測されるのである。具体的には、西二村北西端の字・庄が西庄に関連する地名と思われるので、庄を北限として西ノ庄もしくはその南の字・金丸を南限とする地域が想定される。

鍛冶屋村と龍王村についても、近世初頭の村の平均的な規模からみると明治期の字域にとどまらない、より広い範囲を村域としていた可能性がある。憶測でしかないが、南北に隣接する



「寛永拾年讃岐国絵図」



「讃岐国之図」

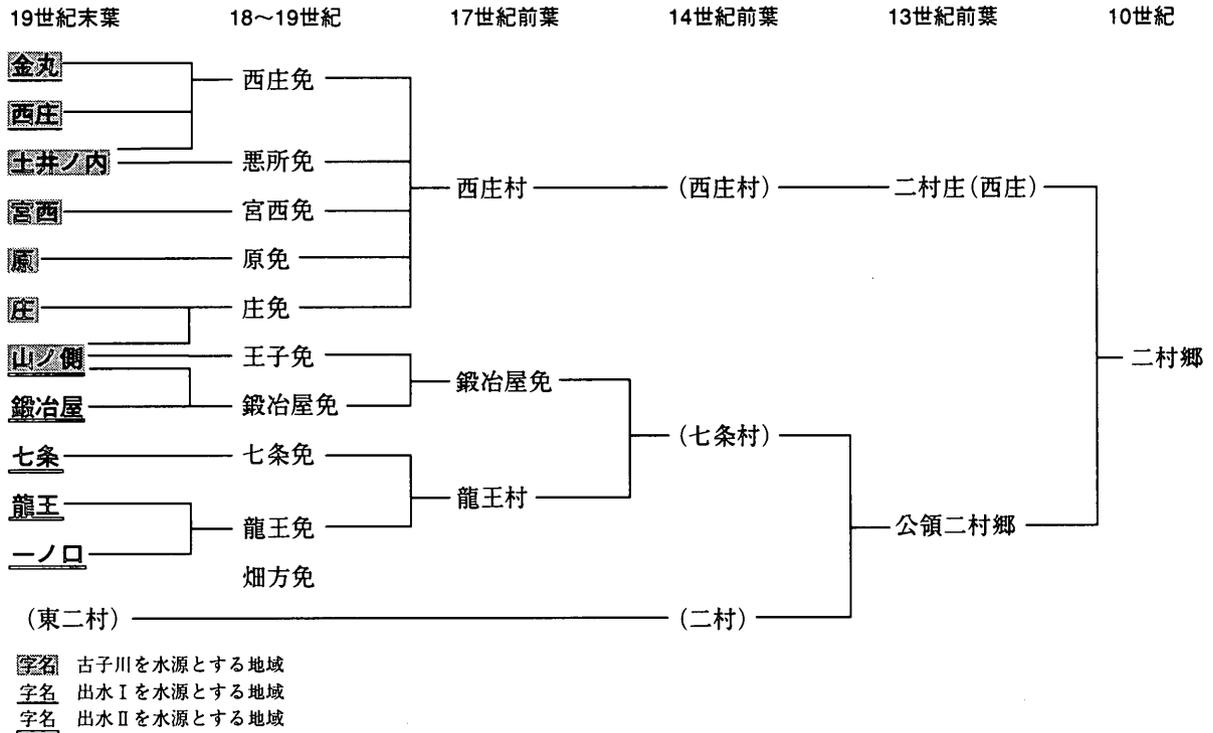
第5図 讃岐国絵図に描かれた二村

両字の位置関係から、両村は小字の範囲よりも東西方向に広がる領域をもっていた可能性がある。また近世後半の免でみると、鍛冶屋免は庄免と共通した小地名（柳ノ坪）をもつことから、庄免に接していたと思われ、字鍛冶屋・山ノ側を含む範囲が鍛冶屋村の領域と推測される。また龍王村については、龍王免に一ノ口が含まれること、後の字土井ノ内が含まれる悪所免と同じ小地名（みぞ添）をもつことから、字龍王・一ノ口・七条をその領域としていた可能性を考えたい。

西庄・七条村 近世初頭の村名であり、後に免→字として残存する「西庄」という呼称は、既に仁治2年（1241）の史料3にみえる。「但春日新宮之後方九町之地者、雖為七条内、加入八条、可為西庄領也」という内容からみても、ここでの「西庄」は、限定された小範囲の呼称ではなく、尊遍領（興福寺領）全体を指すとみるのが妥当である。立券はされなかったものの、庄園同様に寄進の対象となった公領二村郷（親康領）に対する意味が込められているのだろう。

これに対する公領側の地名には、文和3年（1354）の史料5に泉涌寺領として「讃岐国七条村并二村^{期四ヶ名}」がみえる。史料2にみえる庄園・公領の分割は、立庄から幹旋者貞慶の没年に至る1204～1213年の期間であろうから、1世紀余り経過した時点で「七条村」という呼称がみられることは注目してよい。つまり、庄園・公領の領域の固定化に伴い土器川西岸部の公領を「七条村」と呼称するようになったのであり、その意味で庄園側の地域呼称「西庄」と同じ成立事情といえる。

以上の検討から、中世を通じて庄園部分では「西庄（村）」という呼称が定着し、そのまま近世初頭の郷内村へと踏襲されたと考えられる。また公領部分では中世に「七条村」と呼称されたが、近世には龍王村内の小地名（後に免）として遺存する。これは、中世後半のうちに村落内の分化（鍛冶屋村と龍王村）が生じたことを示唆しているのではなかろうか。述べてきた中世から明治期の地域単位の変遷は、第1表のようにまとめられよう。

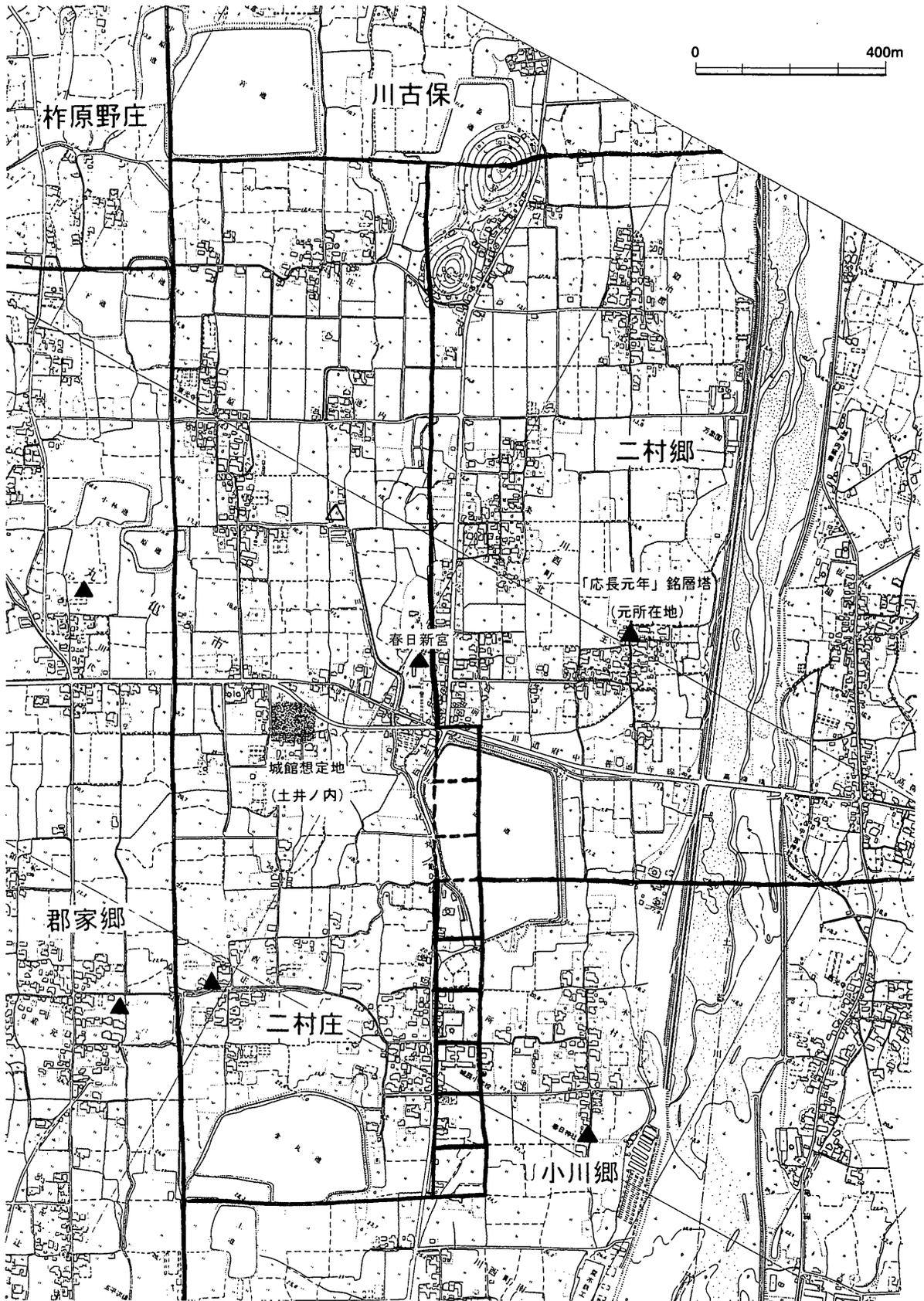


第1表 西二村の地域区分の変遷

二村庄の範囲 近世郷内村である西庄村が中世西庄（二村庄）を前提にする可能性を考慮するならば、中世二村庄域は、庄・原・宮西・土井ノ内・西庄・金丸の各字に及ぶことが想定される。問題は、これが史料3の記述との異同、つまり鶴足郡条里の七・八条の境界を前提とした「春日新宮之後方九町之地」が説明できるかどうかにある。

この範囲の東限を画する条里型地割の基準線（南北方向）には、3つの坪界線がある。仮にこれを坪界線a～cとする。いずれかが七・八条の条界線に該当する可能性がある。坪界線aは、旧河道Ⅲに規制された不定形で部分的な基準線とみられるため、検討対象から除外する。また坪界線cは、藩政村の西小川村（小川郷）に接する境界であるため、二村郷内を細分する基準線ではない。やはり除外できる。したがって、坪界線bがその後に中世村→近世郷内村→免の領域設定を規定した七・八条の条界線である可能性が高くなる。この坪界線bは明治期の字七条の西限と一致し、また西小川村の八丈（八条）池は坪界線bの西側に存在しており、これを条界線とする想定に矛盾しない。

では「春日新宮之後方九町之地」はどうであろうか。坪界線cを東限とする字西庄と字金丸は、全体に条界線（坪界線b）よりも1町分東に出ている。つまり、南北に連なる都合6町分の土地が七条内に存在することになる。その北側の字土井ノ内は、道池の存在によって東限が坪界線上にない。道池は、寛元年間（1243～1246）に築造されたという伝承があるが、現在の四方に築堤する形態は近世的な皿池であり、中世道池が存在するとしても旧河道Ⅳを塞ぎ止めた小規模な谷池であったと考えられる。したがって、近世以前の字土井ノ内の東限は坪界線cである可能性も十分にあり、この3町分の土地を加えると、中世西庄（村）は七条内に9町分入り込んでいることになる。なお、これらの9町分の土地は、現春日神社の南側に直列する位置関係にあり、庄園・公領の分割を斡旋した貞慶の居所（畿内）からは後方とみるのが自然である。



第6図 興福寺領二村庄と公領二村郷の範囲

このように、上記した庄域の想定は、史料3の和与内容と極めてよく整合することが指摘できた。遡及的な検討であるため状況証拠という限界があることは否定できないが、現段階で知り得る史料からは以上のような現地比定案が提示できる。

公領二村郷の範囲 ところで、二村庄に接する公領の東限はどこに求められるだろうか。史料3には「七条以東惣当郷内併親康領也」とある。また史料4には「讃岐国七条村并二村^{附四ヶ名}」とあり、泉涌寺領（公領）が七条村+二村+四ヶ名より構成されていたことがわかる。七条村は、先述したように二村郷内の七条内の呼称であろうから、史料4にいう二村とは「七条以東惣当郷内」にあたとみてよかろう。四ヶ名とは、史料1にみえる「讃岐国二村郷内外水田五十六町」のうち二村郷外の水田を指すものと思われる。これらから、七条分以外（以東）の二村郷内も親康領（泉涌寺領）に含まれていたことが推測でき、土器川西岸に限定されるとする田中健二氏の見解とは異なる。

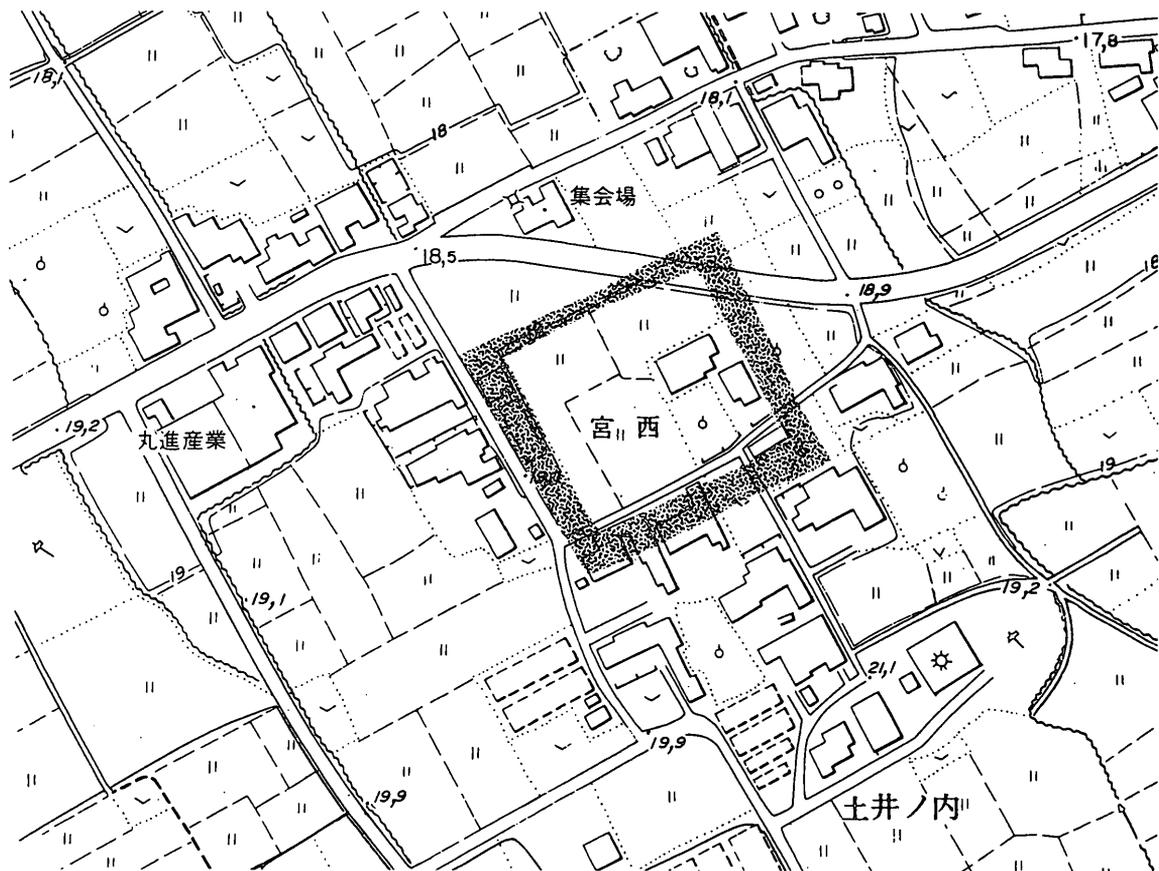
以上をまとめると、第6図のようになる。

(2) 関連地名・遺物

土井ノ内 字土井ノ内は、その呼称から中世城館関係地名の可能性が指摘できる（木下1995）。現在では、付近でそのような伝承を聞き取りすることはできず、また宅地化が進行しているため、城館の候補地を明確に示すことは難しい。「土井の内」の南半部には旧河道Ⅱの東側流路があり、また東端は古子川と旧河道Ⅲがあるため、城館の立地としては不適である。したがって、「土井の内」北半部の6町分のいずれかが対象地となる。この範囲内では、昭和57年の都市計画図によると幅10~15mの堀割状の窪地が認められ、この部分を取り込んだ東側の東西約70m、南北約60mの小高い部分に城館が存在した可能性がある。史料2にみえる「庄家」との関係が注目されるが、春日神社がここより東約200mの直近に位置していることを考慮すると、これが庄家すなわち庄政所とみることができるともかもしれない。ただし、堀割の幅が広く中世後半の城館の形態を示すことから、最終的な廃絶時の状況が反映されているものと思われる。

公文 西庄免には「公文」という小地名がある。現地比定は困難であるが、庄官である公文に関連する地名といえる。西庄免は字西庄と概ね対応する領域が想定できるが、灌漑網における位置をみると、古子川から揚水する井堰である宮西横井と古子川をまたぐ樋があり、いずれも近世初頭の西庄村（=中世二村庄）内を貫く幹線水路の起点となっている。いわば水利上の最重要地点付近に「公文」があることになり、注目される小地名である。

春日神社 現在、西二村の産土神となっている春日神社は、史料3にみえる「春日新宮」に該当するとみてよい。ただし中世の社地については、現在地ではなく龍王であったとする伝承がある。戦前に刊行された『川西村史』では、龍王に所在した社地は貞観年間の創建、長曾我部軍による焼失、生駒氏による再建、土器川の氾濫による流出、という経緯を経て宮西に移転したとする。しかし、史料3の「春日新宮」という表現からは、13世紀初頭の興福寺領の成立によって新たに勧請されてきたように見受けられるため、創建年代が伝承と大きく異なる。また、文政11年（1828）成立の『全讃史』には、「春日大明神」として「社伝詳ならず。蓋し由来すること遠し。境地蓋し五反余、松樹蒼鬱として、祠制古樸なり。是れ三百年來の物にあらざるなり」とあり、龍王→宮西という社地の移転に関する伝承自体、19世紀前半には存在しなかった可能性が指摘できる。少なくともこの伝承を記した近世史料は未見であり、そこに史実の



第7図 字土井ノ内の城館状地割

一端を読み取ることは困難と思われる。

石塔の分布 旧西二村（現在の川西町北）と周辺における石塔の分布をみしてみる（第6図）。石塔は、「豊島石」と呼称される凝灰角礫岩製であり、形態としては五輪塔を主体としているが、いずれも残欠であり、付近から寄せ集められた状態で現存する。

石塔群1は字龍王の集落内にあり、聞き取りによって集落北端付近にあったことが判明する。これに関連する近世史料が見出せる。寛政11年（1799）成立の地誌『讃岐廻遊記』には、「同邑龍王 貴人の墓と見へて、応長元年亥の年号有る五重石の塔あり。今荒神と奉尊也。時に近年同所南の井手より一丈余の五輪夥敷掘出し、是いつの世の墓しるしやらん埋れ井手底より掘出すなり。めつらしき次第と云。其辺田甫の底のこらす五輪のよし」と記されている。また近世以降の成立とみられる「和泉家系図」には、「龍王免之内屋敷跡有之、并ニ九重塔五輪石塔共有テ于今和泉家代々之石碑也」と記載されている。これらにみえる多数の五輪塔とは、石塔群1であることは間違いなからう。さらに、現在城辰小学校に保管されている「伝和泉屋敷石塔」が近世には龍王に所在していたことがわかる。「伝和泉屋敷石塔」については後述する。

石塔群2は、現春日神社の境内にあり、五輪塔残欠が多量に存在する。春日神社は西二村の産土神であり、伝和泉屋敷石塔も大正期に神社境内に接して置かれていたことを考えると、直近のみならず西二村全域からもたらされたものと思われ、出土地点の特定は難しい。石塔群3は、字「西ノ庄」の集落内の祠にある。石塔群4は西二村の西隣の郡家村に属するが、重元集落の東端の神社にある。石塔群5も郡家村の田代集落に近接し、郡家田代遺跡S X03から出土した3個体である。また、原集落の東側の古子川からかつて五輪塔が出土したという。



写真1 伝和泉屋敷石塔

これらの石塔群は、明治期さらに遡って近世の集落の直近に存在しており、多くが墓塔と考えられることから、中世後半の集落と墓地との対応関係を窺う資料といえる。

伝和泉屋敷石塔 凝灰角礫岩製で本来は九重の層塔であったが、損壊のため現在では八重となっている。2基あり、それぞれ北塔・南塔と呼称されている（写真1）。銘（史料4）は摩滅が顕著で判読が難しいが、南塔左側面には「右奉為□□□/領家□□□」とみえ、背面に「応長元年辛亥九月日」とある。北塔もこれに対応する銘をもち、左側面には「右奉為□□□/地頭家□□□」とある。北塔背面の銘については『飯野村史』では「願主藤原良基/大工 法橋」とするが、現状での観察では背面に2行分の銘文の痕跡を見出すことはできず、中央に1行の銘文が存在する。その銘文の冒頭は「応長□」と読むことができ、南塔と対応した内容とみてよからう。

この石塔が「伝和泉屋敷石塔」とされるのは、龍王免の石塔が和泉家代々の石碑である、という「和泉家系図」の記載による。しかし『讃岐廻遊記』には、採録当時には荒神として祀られていたという記載がみえるだけであり、和泉氏に関係する伝承を徴することはできない。採録時での「近年」に井手より五輪塔が出土したとあるので、情報収集の時期としては『讃岐廻遊記』→「和泉家系図」という順が想定可能である。したがって「伝和泉屋敷石塔」は、18世紀末葉には由来が不明な荒神として認識されていたが、五輪塔の大量出土によってにわかに周囲の耳目を集め、これらが和泉氏代々の石碑であるという「解釈」が生まれたとみるのが、最も妥当な理解であろう。『飯野村史』では、北塔左側面の「地頭家」に続く不明銘文が「和泉氏」であったとする古老の話を取録しているが、これも上記のような事情を踏まえた「解釈」と考えられる。「伝和泉屋敷石塔」は、石塔自体がもつ諸要素から、その歴史的な位置付けが再検証されるべきであろう。

3. 在地の動向

(1) 開発領主

二村庄立券の基盤となった郷内七・八条の荒野の「地主」として、藤原貞光なる人物がみえる（史料3）。彼は自ら開発した荒野を藤原氏女に寄進し、その結果13世紀初頭にはおそらく、本家・興福寺五重塔家－領家・藤原氏女（後に僧尊遍に相伝）－開発領主藤原貞光という重層的な支配形態が形成されたと思われる。

ところが、立券庄号されてからわずか20数年後にあたる寛喜2年（1230）頃、庄内で数々の

「濫妨」を行う人物として「蔵人定光」がみえる（史料2）。定光は、開発領主の藤原貞光と同一人物であろう。史料2は僧尊遍の申状であるが、それによると彼は京都の別の権門に領地を寄進しようとしており、これを興福寺に止められると配下数十人を庄家に乱入させるなど、種々の「狼藉」を働き庄務を混乱させたことが記されている。また、貞光は「武家」すなわち幕府との繋がりがあることを騙っていたという。このように「或いは権門の号を仮り、或いは（武家の）威を（仮り）」、二村郷内で「自由の張行」を行う貞光に対して、尊遍は在地でこれに対抗し得るだけの強制力をもたなかったようであり、興福寺に訴状を提出し庄園・公領の分割を斡旋した貞慶の本懐にかなう裁断を求めている。仁治2年（1241）の史料3は、このような在地で混乱を收拾させるため、貞慶の高弟である戒如が尊遍と貞光に宛てた文書とみられる（田中1987）。

史料的な制約から、このような混乱の原因は明確でないが、直接の原因は土地所有文書の相伝をめぐる相論であるとみられている（田中1987）。立庄当初は、七・八条地内に散在した貞光の所領＝二村庄であったが、貞慶の斡旋により八条地内＋七条地内の9町分に変更され、一円所領化したことは既述した。このような庄園と公領の分割（一円化）は、庄園領主側の都合によって行われたものであり、開発領主である貞光の所領は以前と同じく七・八条地内に散在していたであろうから、貞光の所領は藤原氏女（後に尊遍）と親康（後に泉涌寺）という2つの領主に属するという事態が生じたことになる。このような支配形態は、貞光の在地領主としての成長過程に大きな制約となったものと思われる。貞光が別の権門や幕府に結び付きを求めようとしたのは、自己の所領の分割という事態を変更することが目的だったのではなかろうか。ところで貞光配下が庄家に乱入した際、貞光の使と称していたことに注目すると、貞光は普段から庄家（政所）に出入りしていたことが窺え、彼自身庄官であった可能性も考えられる。開発者が庄官となることはしばしば認められ、その意味で地域開発の起点となる灌漑網の取水地点周辺に想定される小地名「公文」が改めて注目される場所である。

また、庄家に乱入した数十人は、貞光の一族・郎党からなる武士団を構成していた可能性がある。何よりも貞光自身、「蔵人貞光」と名乗り、彼の使と称したのが「按察禅門」であり、武士に多い官途であることから、このことが首肯される。そして後述するように、承久の乱後に周辺の庄園・公領に多くの地頭が置かれ、鎌倉幕府の西国支配が強化されており、彼が幕府との繋がりを指向したいま一つの理由は、ここに求められよう。

こうした在地で貞光の活動がその後どのような展開を辿ったのか、史料がないため窺い知ることにはできない。しかし領主興福寺の南北朝期の動向をみると、おおよその推察は可能である。この時期、二村庄・川津郷（庄）での仁木弥次郎の濫妨、二村庄の北西に隣接する柞原野庄での栗島八郎の横領、春日部義淵の濫妨、秋野新左衛門靈舜らの濫妨が史料にみえる。栗島八郎は讃岐守護代であり、仁木弥次郎もおそらく幕府関係の人物であろう。彼らは動乱に乗じて庄園・公領の横領を行おうとしたのである。これに対して領主の興福寺は、讃岐守護へ濫妨を停止させることを求めており、秋野氏の濫妨に対しては2年続けて停止を守護に求めるなど、迅速な対応を行っている。また、柞原野庄預所職塩田禅門を「不法顕現」を理由に改易し、翌年塩田禅門が同庄を押妨すると直ちに善覚房らを下向させるなど、寺領の維持活動を活発に行っている。武家の不法行為に対しては守護細川氏の力を頼んでいるが、在地領主とみられる庄官に対しては、自力で直務支配を貫徹させようとする意図を読み取ることができる。つまり、13～14世紀を通じて興福寺による寺領の維持と拡大が一定度の進捗をみたといえる。そのよう

な中で貞光とその一族は、所領の散在性と分割支配（庄園・公領）という基盤の脆弱さを克服することができず、一連の濫妨行為の後に没落していったと思われる。

(2) 地頭と領家

既述した「伝和泉屋敷石塔」は、泉涌寺領二村郷内に所在していたことがわかり、和泉氏との関わりについては近世以降に付会された可能性が推測された。この石塔の記載内容で注目されるのは、2基の同形態・記載形式の石塔が1対で構成されることであり、そこで領家（南塔）と地頭家（北塔）の繁栄が祈念されているということである。石塔の造立主体は二村郷内の住民と思われるが、彼らにとって領家と地頭は対等に扱われるべき在地の支配者であったことが窺えるのである。つまり、この石塔が建立された応長元年（1311）までに地頭が置かれ、郷内で領家（泉涌寺）に並ぶ支配力を行使していたことが推察される。

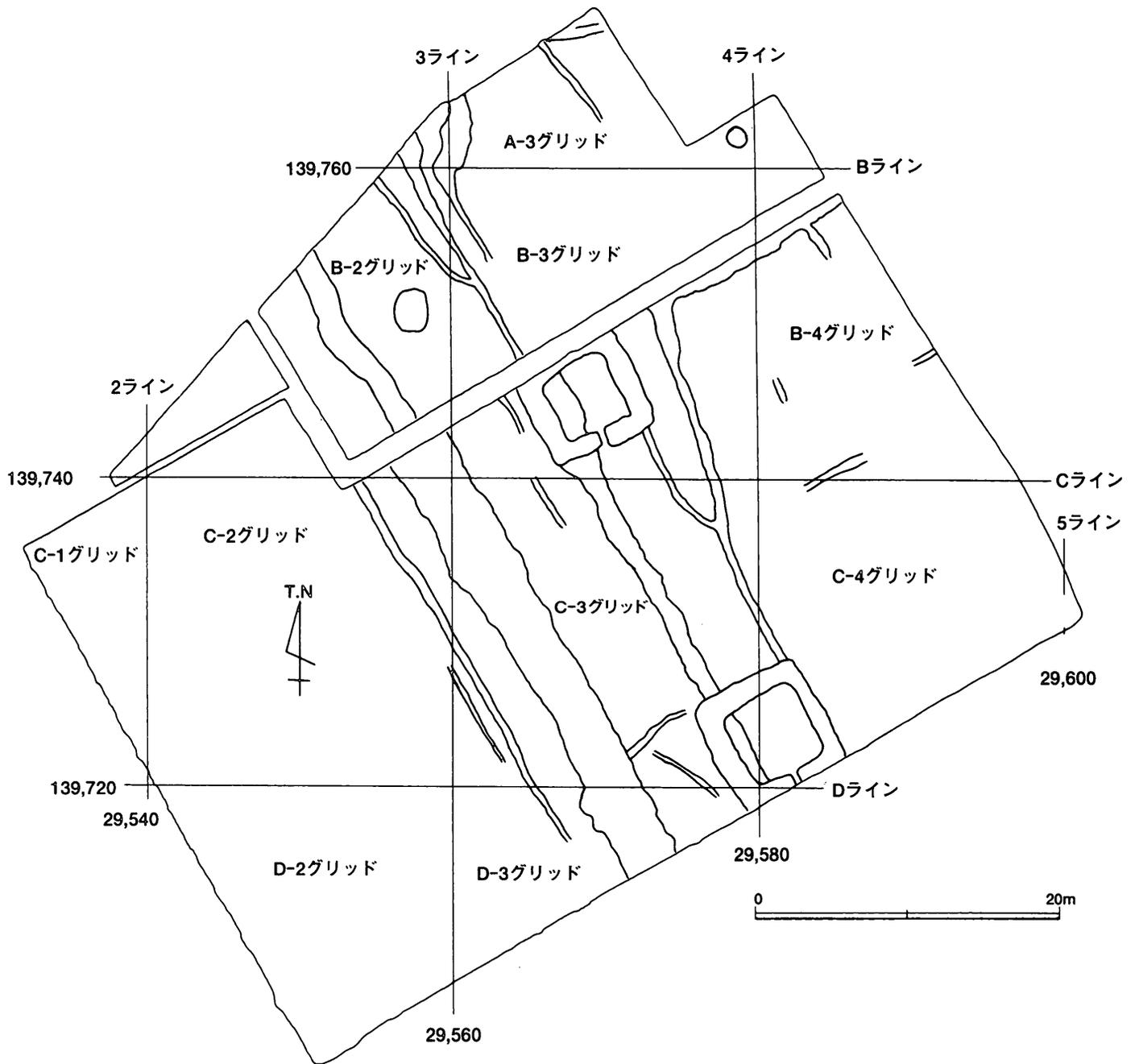
周辺地域における鎌倉時代の地頭は、史料的には鵜足郡法勲寺、那珂郡木徳庄・金蔵寺領・櫛無保・真野勅旨、多度郡生野郷・善通寺領・良田郷・吉原庄・多度庄・堀江庄でその存在が確認できる。また、二村庄の西隣の那珂郡郡家郷内にも「領家」「地頭」の遺称地があり、地頭が存在したことは確実であろう。これらの地頭は、法勲寺・木徳庄・櫛無保・金蔵寺領・善通寺領・吉原郷が1250年代までに置かれており、そのうち京都付近の寺院の末寺や寺領である法勲寺・櫛無保・金蔵寺領・善通寺領は新補地頭であった。いずれも讃岐国外の主に御家人が補任されており、承久の乱後に功労者の恩賞地として各所が与えられたようである（田中1989）。地頭遺称地のある郡家郷も京都三宝院領であり、承久の乱を契機に地頭が設置されたと思われる。

周辺でのこうした状況を踏まえると、二村郷内に地頭が置かれたのも承久の乱後の可能性はある。ただし、讃岐国主九条道家が泉涌寺に二村郷を寄進したのが嘉禄3年（1227）であり、道家は京都の政局を担う親幕府勢力であったことを考慮すると、地頭の設置は道家の讃岐国知行以前（承久の乱直後）、ないし道家の失脚・没（建長4年：1252）以後と思われる。また、他の事例と同じく地頭は讃岐国外の御家人と考えられる。地頭の存在形態は全くわからないが、領家と対等に扱う石塔の形態から憶測すると、郷民は泉涌寺の一円的な支配に伴う負担を軽減するため、地頭の支配を主体的に容認していた可能性がある。その後泉涌寺領としての二村郷は15世紀中葉まで続くが、応長元年以後の地頭の動向については不明である。

(3) 庄園・公領の変質

南北朝動乱が終息し、守護細川氏－守護代香川氏（西讃）・安富氏（東讃）という支配体制が確立すると、守護・守護代・国人らによる領地獲得への動きが顕在化する。15世紀中葉の応仁の乱によって二村郷の領主泉涌寺は焼失し、鞍馬寺へ寄進されるようになる。その後文明4年（1472）には、国人垂水四郎が二村郷の領家代官職を請け負い、文明5・6年頃には細川勝元の奉行人高安永隆が代官となっていた（田中1987）。讃岐の他地域では、14世紀後半～15世紀前半に代官請負が行われており、二村郷も既にその前後から代官が置かれていた可能性がある。垂水氏は、那珂郡垂水郷を本拠とした国人領主とみられ、二村郷内の灌漑水源が垂水付近の出水であることから、そのような地域的繋がりを前提に二村郷への進出を図ったものと思われる。

また、二村庄に隣接する柞原野庄での寺家直務への動きは、康暦2年（1380）を最後に史料からはみえず、14世紀末葉～15世紀前葉には興福寺も直接的な在地支配方式を行わなくなったと思われる。



第8図 川西北・原遺跡グリッド割図

参考文献

- 田中健二 1987「中世の鶴足郡河津・二村両郷について」『香川史学』第16号 香川歴史学会
- 1995「中世」『新編丸亀市史1 自然・原始・古代・中世編』
- 国島浩正ほか 1994「古代・中世」『新編丸亀市史4 史料編』
- 木下晴一 1991「条里型地割施工以後の微地形変化」『香川県地理学会会報』No.11

第3章 調査の成果

第1節 調査区の層序（第9・10図）

20m方眼の調査グリッドの基準線であるCライン（東西方向）と3ライン（南北方向）で土層堆積状況を観察・記録した。基本層序としては、耕作土と床土からなる水田土壌層の直下が基盤層であり、中世の坪界溝であるSD07の最終埋没土が部分的な中世包含層として認められるに過ぎない（SD07の項を参照）。水田土壌層は、SD07埋没後の窪み付近では比較的厚く、3枚の水田層の堆積が認められる。この部分の遺物を層位別に取り上げなかったため、水田層の形成年代については明確にできないが、直下のSD07との関係から中世後半～近世の幅で捉えるのが妥当であろう。最上層の水田層（第1層）は調査着手前の水田土壌である。調査区北部は1段低い水田面であったが、この部分の土層堆積状況（第9図）をみると、現在の耕作土の直下が基盤層であり、検出された古代～中世の遺構は削平が顕著であった。

基盤層は明黄色～暗黄褐色の粘質土であり、基本的には西側に隣接する郡家田代遺跡での基盤層に近似する。郡家田代遺跡では、黄褐色系粘土の下に砂礫層があり、その砂礫層が表層に盛り上がる付近で2箇所の旧石器ブロックを検出している。川西北・原遺跡では、砂礫層の盛り上がりは確認できず、SD07の底面などで部分的に砂礫層を確認した。

第2節 遺構・遺物

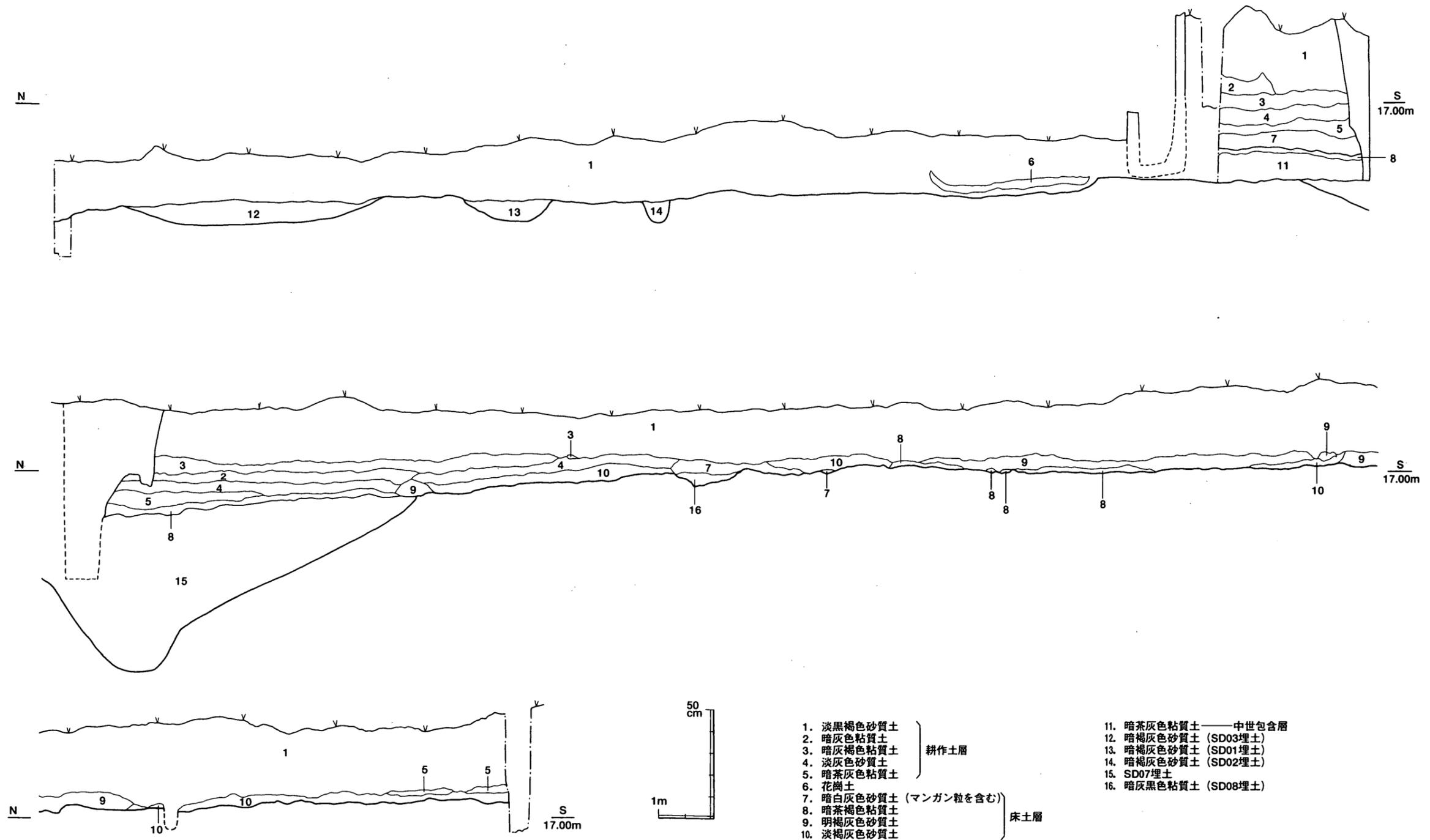
1. 概要

遺構は、調査区中央部から東半部にかけて検出された。全体に分布密度は希薄であり、ことにSD09よりも西側では検出遺構は皆無であった。これは、第1節で検討したような、近世以降の微高地上の削平によるところが大きく、本来的に調査区西半部に遺構が存在しなかったわけではないと推測される。

検出された遺構の内訳は、掘立柱建物2棟、ピット（建物柱穴除く）3個、土坑2基、塚墓2基、溝18条である。出土遺物から明確に古墳時代以前に比定し得るものはなく、古代前半、古代末～中世前半、近世の3時期に大別できる。ただし、包含層出土遺物には中世後半のものが少量含まれていることから、周辺に中世後半の遺構が存在した可能性がある。また、遺構検出面の黄褐色粘土層より風化の進んだ石器が1点出土した。西側に隣接する郡家田代遺跡Ⅳ・Ⅴ区での旧石器の出土もあったため、一部この層の掘り下げを行ったが、結局石器の出土はこの1点のみにとどまった。

少ない遺構数ではあるが、方形周溝状の墳墓（塚墓）は墳丘を有する中世墓として注目される。また、SD01・02・06は条里型地割の坪界に関連する遺構であり、坪界溝の时期的な変遷過程を示す良好な資料と評価し得るものである。

以下、遺構と伴出遺物について報告する。なお、遺物が少ないこともあり、遺構の時期区分は必ずしも容易ではなかったため、遺構毎に一括して記述することとする。遺構の変遷については、第4章第1節において試案を提示したので参照されたい。

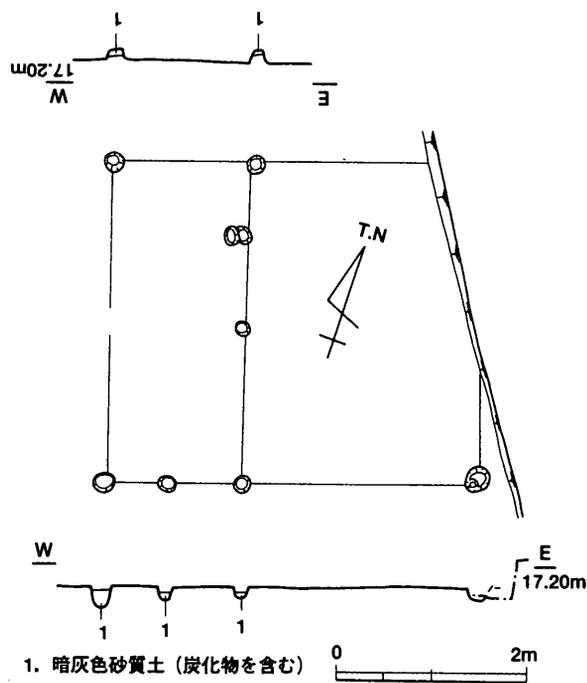


第9図 3ライン土層

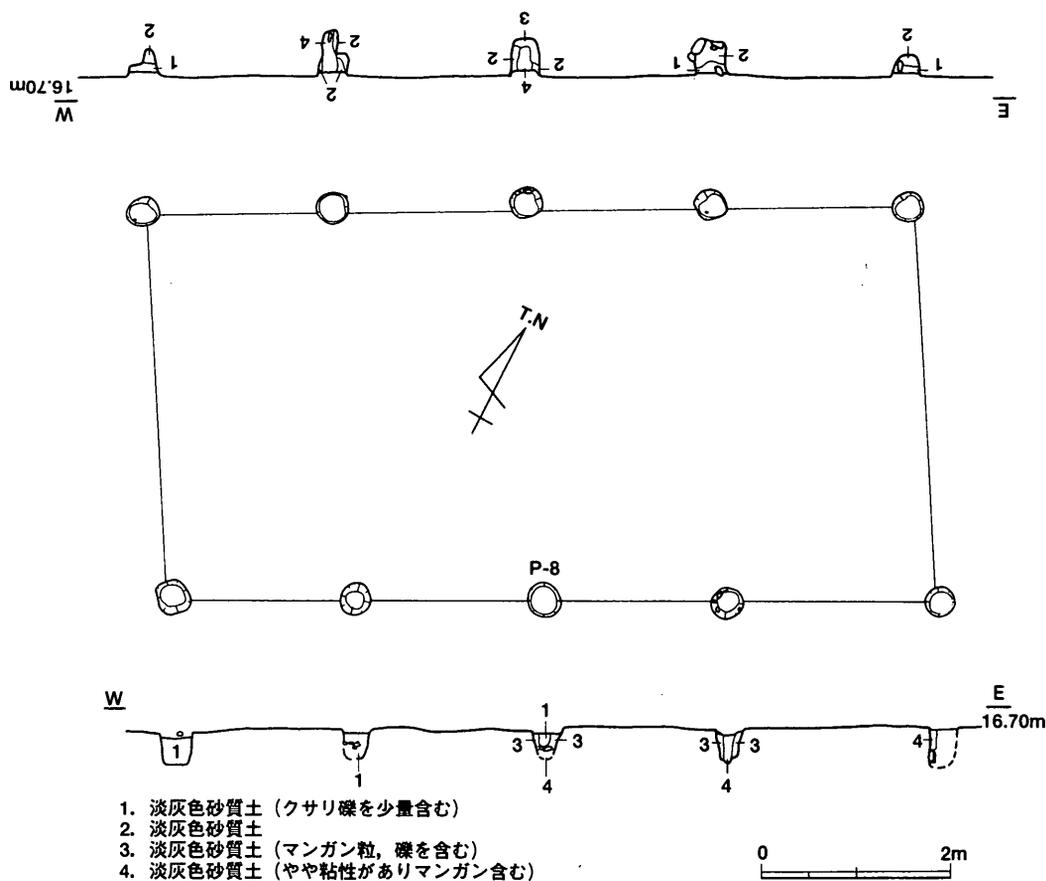
2. 掘立柱建物

S B01 (調査時 S B02 : 第11図・図版3)

B-4グリッドで検出された、1×2間(床面積13.17㎡)の建物である。主軸方位はN-18°-Wであり、周辺の地割よりも若干北に偏する。柱間距離は梁間で3.36m、桁行で3.92mを測る。西側に1間分(梁間柱間距離よりも若干長い)張り出した庇を伴う。柱穴埋土は炭化物粒を含む暗灰色砂質土であり、柱痕は認められなかった。遺物は出土しておらず、時期を特定することは困難である。しかし埋土がS B01よりも締まっており暗い色調を呈することから、S B01よりも先行する中世ないしそれ以前であると考えられる。



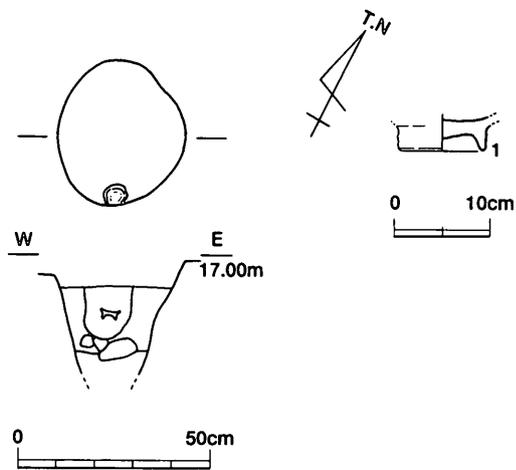
第11図 S B01平・断面図



第12図 S B02平・断面図

S B02 (調査時 S B02 : 第12・13図・図版13)

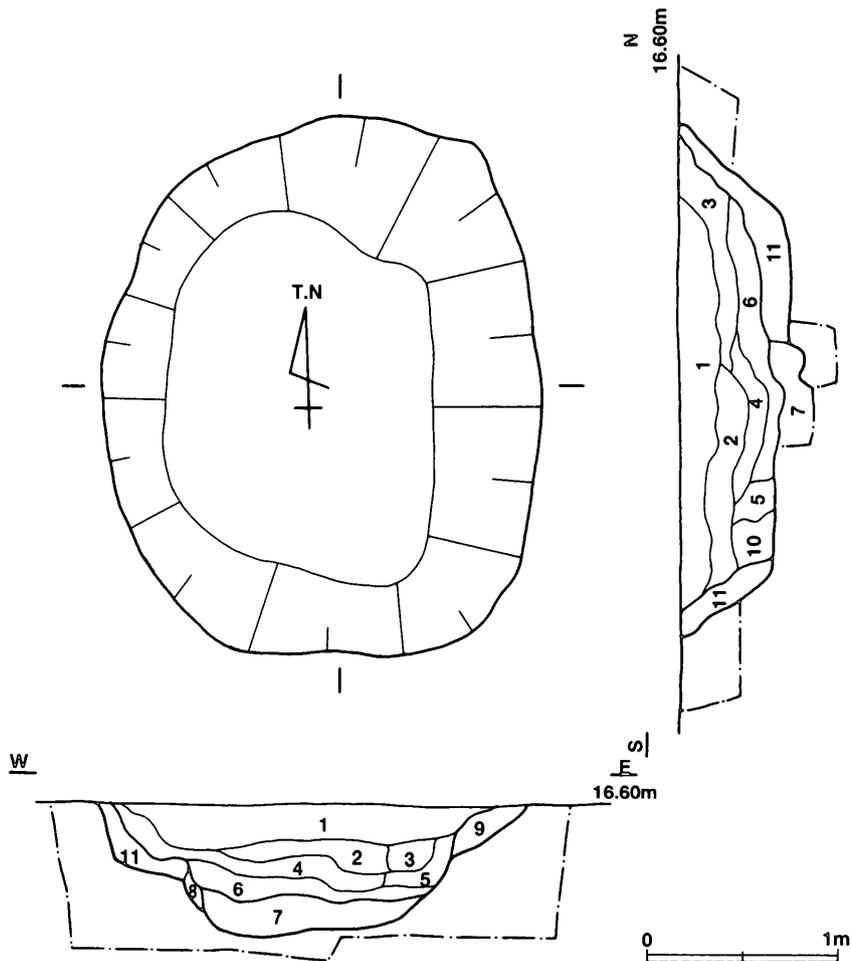
A-3グリッドで検出された、1×4間(床面積33.94㎡)の建物である。主軸方位はW-28°-Sであり、周辺の地割と一致する。柱間距離は梁間で4.2m、桁行で8.08mを測る。柱穴埋土は淡灰色砂質土であり、含有物や粘性の有無などで4層に細別できる。このうち第4層中に



第13図 S B02-8平・断面図, 出土遺物

は腐食の進んだ木材が遺存していたことから、柱痕であることがわかる。

南辺柱穴 (S B02-8) 内から肥前系陶器碗 (1) が出土している。所謂「呉器手」の碗であり、高台畳付の釉葉ならびに器面が剥離して、一部は摩滅している。出土位置は柱痕部ではなく、外側の掘り方埋土であることから、建物構築の時期を示す遺物である。以上から、建物は17世紀末葉～18世紀中葉に建てられたといえる。



- | | |
|--------------------|-------------------------|
| 1. 暗褐色細砂 | 8. 暗黄褐色細砂 (6より褐色強い) |
| 2. 淡灰色細砂 | 9. 暗灰色細砂 |
| 3. 暗赤褐色細砂 | 10. 淡灰褐色細砂 |
| 4. 淡黄色細砂 | 11. 灰白色細砂 (マンガング粒を若干含む) |
| 5. 暗灰褐色細砂 | |
| 6. 暗黄褐色細砂 | |
| 7. 淡灰黒色細砂 (やや粘質気味) | |

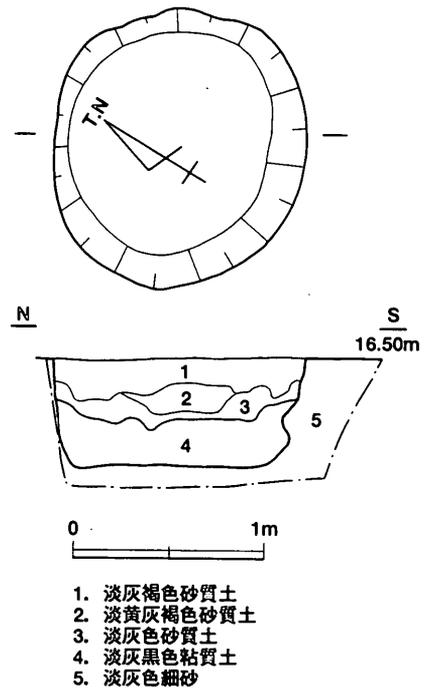
第14図 S K01平・断面図

3. 土坑・井戸

S K 01 (調査時 S K 01: 第14図・図版3)

B-2グリッドで検出された土坑である。平面形態はやや歪な隅丸長方形、断面形態は逆台形を呈する。規模は長径2.65m、短径2.08m、深さ0.71mを測る。埋土は、黄色・灰色・褐色系の細砂層よりなる上層と、やや粘性を帯びた淡灰黒色細砂よりなる下層に区分できる。下層の色調・土質より、土坑が一定期間滞水状態にあったことが窺え、また底面の一部が砂礫層に達していることから、水溜めとしての機能が想定される。

遺物が出土しなかったため、時期の特定は困難である。しかし、周辺の段下げにもかかわらず顕著な削平を受けたようにみえず、一定の深度をもつことから、近世以降の所産とみられる。



第15図 S K 02平・断面図

S K 02 (調査時 S E 01: 第15図・図版3)

A-3グリッドで検出された土坑である。平面形態は円形、断面形態は壁面の急な逆台形を呈する。規模は径1.30m、深さ0.57mを測る。灰褐色・黄褐色系の細砂層よりなる上層と、淡灰黒色粘質土よりなる下層に区分できる。南側壁面は、下層の堆積過程で崩落したように見え、滞水状態にあったことが想定される。周辺の基盤層は細砂層であり、安定した湧水の確保が困難とみられることから、貯水を主体とした水溜めと考えられる。

遺物は出土していないが、S K 02同様の良好な遺存状況であることから、近世以降の所産であろう。

4. 塚墓

S T 01 (調査時 S X 01: 第16・18図・図版1・3・4・7・8)

C-3・4グリッドで検出された方形周溝状の遺構である。南北方向の主軸はN-27.5°-Wであり、周辺の地割と一致する。周溝内側の墳丘は、東西6.10m、南北6.10mの正方形プランを呈しており、周溝外側での規模は東西8.05m、南北7.5m以上(おそらく東西と同規模)を測る。検出時に精査を行ったが、盛土の遺存は認められず、また主体部の掘り込みも確認できなかった。

周溝は、幅1.18~1.63m、深さ0.34~0.50mを測り、断面形態は逆台形を呈する。掘り込み壁面の傾斜は、内側(墳丘側)の方が若干急である。また底面は概ね平坦であり、レベルも16.52~16.68mの範囲でまとまる。南辺部中央には、検出面より0.17m程度下がったところで幅1.16m、高さ0.33mの基盤層の掘り残しがあり、陸橋部となっている。

周溝内の土層堆積状況を見る。周溝埋土は5層に区分できる。I層は暗灰色砂質土であり、西側に隣接するS D 07に近似した色調・土質をもつことから、埋没の最終段階での周辺からの

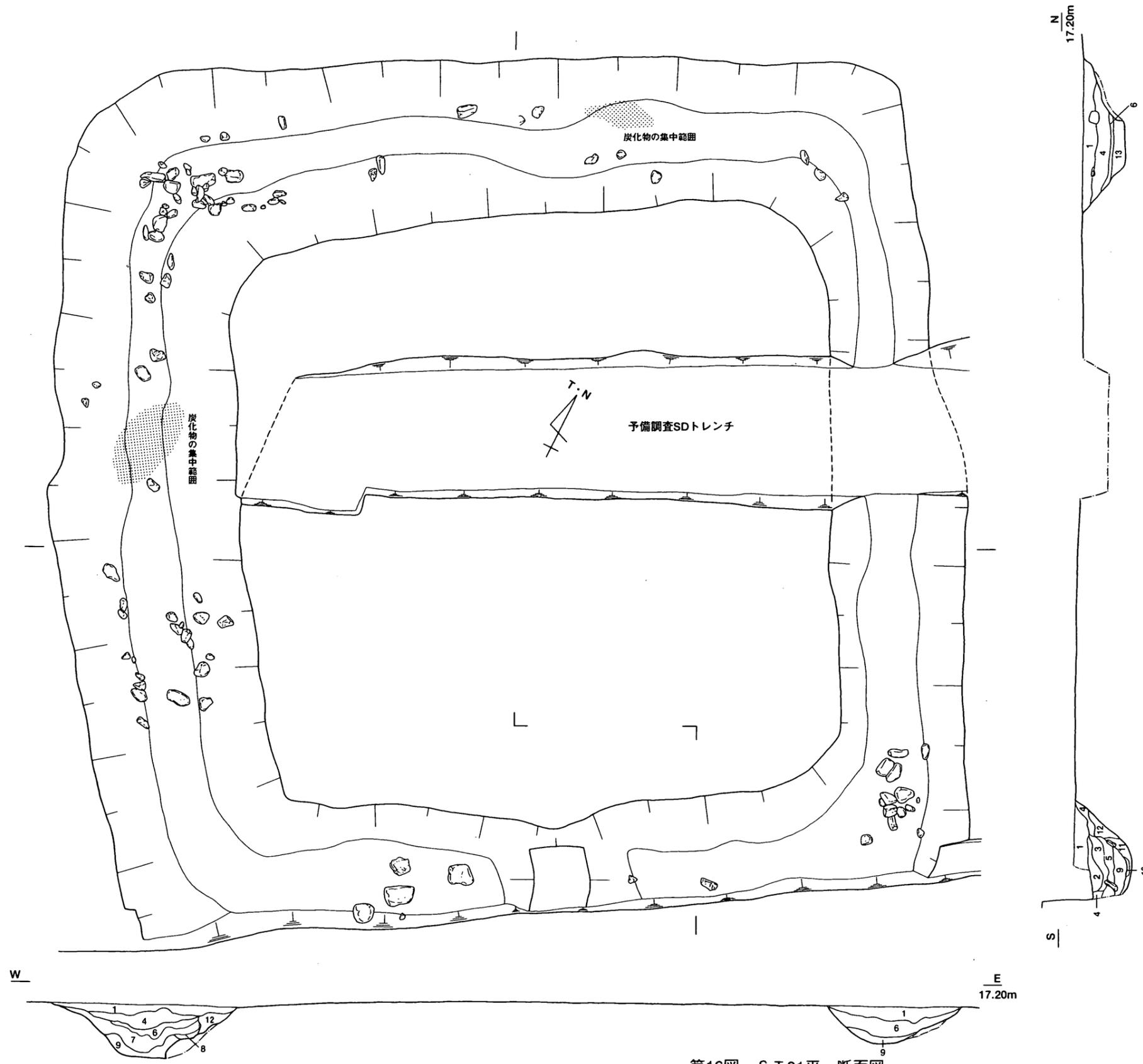
流れ込みを主な成因とするとみられる。Ⅱ層は暗茶褐色粘質土であり、基盤層（灰褐色粘土）に近似したブロック土を含む。南辺部の土層によると、墳丘側からの流入土とみるのが妥当である。これらから、墳丘盛土が流失・堆積したものと推測できる。Ⅲ層は黒色粘質土であり、層厚は薄い。一定期間の滞水状態が想定される。Ⅳ層は淡黒褐色シルト～細砂で、部分的に認められる。Ⅴ層は基盤層に近似した灰褐色粘質土である。西辺での断面をみると、傾斜が緩くなった周溝外側肩部から連続して堆積していることから、周溝肩部の崩壊・流れ込みを主な成因とすることが考えられる。

遺物は周溝内より少量出土しているが、土器・瓦などは特定の箇所への集中傾向は認められなかった。一方、炭化物と礫は一定度の集中傾向を指摘できる。炭化物は極小の細粒であるが、北辺中央と西辺中央に集中していた。北辺の集中部は底面に近いⅣ層で検出され、東西0.6m、南北0.25mの分布範囲をもつ。この集中部内には、骨片が1点認められたが、劣化が著しく取り上げの際に崩壊してしまった。したがって、人骨か他の動物の骨かは明確にできなかった。西辺の集中部はⅢ層で検出され、南北0.7m、東西0.65mの分布範囲をもつ。周溝内に遺存していた礫は全て砂岩の円礫であり、加工石材や被熱痕跡は認められなかった。ただし付近の遺構面表層には礫層が認められないため、何らかの人為的な構築物を構成していた可能性が指摘できる。礫群の分布は、平面的には西辺から北西隅にかけてと、南辺から南東隅にやや集中する傾向にある。出土層位は、Ⅱ層からⅢ層にかけてである。

第18図は、周溝内の出土遺物である。2～4・6・8・11はⅠ・Ⅱ層、5・13はⅢ・Ⅳ層から出土したものである。他は層位不明である。土師質土器小皿（2）は、空港跡地遺跡Ⅳでの皿BⅢ-2型式に該当する。土師質土器杯（3）は、外傾度の強い直線的な口縁部と体部をもち、底体部の屈曲は明瞭である。全体に浅手の形態であり、杯DⅡとしては古式の型式（DⅡ-1）とも思われるが、後述するSD07Ⅲ層上面での類品の出土状況を踏まえると、より下降する時期に位置付けるのが妥当である。内面の器面にはロクロ目が顕著に認められる。土師質土器椀（4～7）は、杯形の底部に低い高台を貼付した特徴的な形態のもの（4）と、外側に踏ん張る高い高台をもつ吉備系椀とみられるもの（5）、直立気味で断面逆三角形の高台をもつもの（7）がある。3のタイプの特徴については、SD07の項で報告する。5は体部下半に指頭圧痕が顕著であり、内外面に回転を利用しないヘラ磨き調整が施される。7は高台接合面にヘラによる圏線状の沈線が施されており、在産椀と考えられる。6は胎土・色調からみて7と同系統の破片と考えられる。口縁部外面にはロクロ目が顕著であり、体部外面には成形時に付いたと思われる縦方向の皺が認められる。6・7ともに砂粒をほとんど含まないきめ細かな胎土をもち、淡黄白色に発色する点で、吉備系椀に近い特徴をもつ。8は十瓶山窯産須恵器椀（椀AⅡ-7型式）である。器面の摩滅が著しいが、外面にはロクロ目による稜を潰すように回転ヘラ磨きがみられる。

9～13は瓦片である。9～11は径3cm前後の円盤状の形態を呈しており、人為的に加工されたものと思われる。所謂「加工円盤」の範疇で捉えることができよう。12・13は円盤状には加工されておらず、破片としての混入なのか人為的な転用加工物なのかは明確ではない。

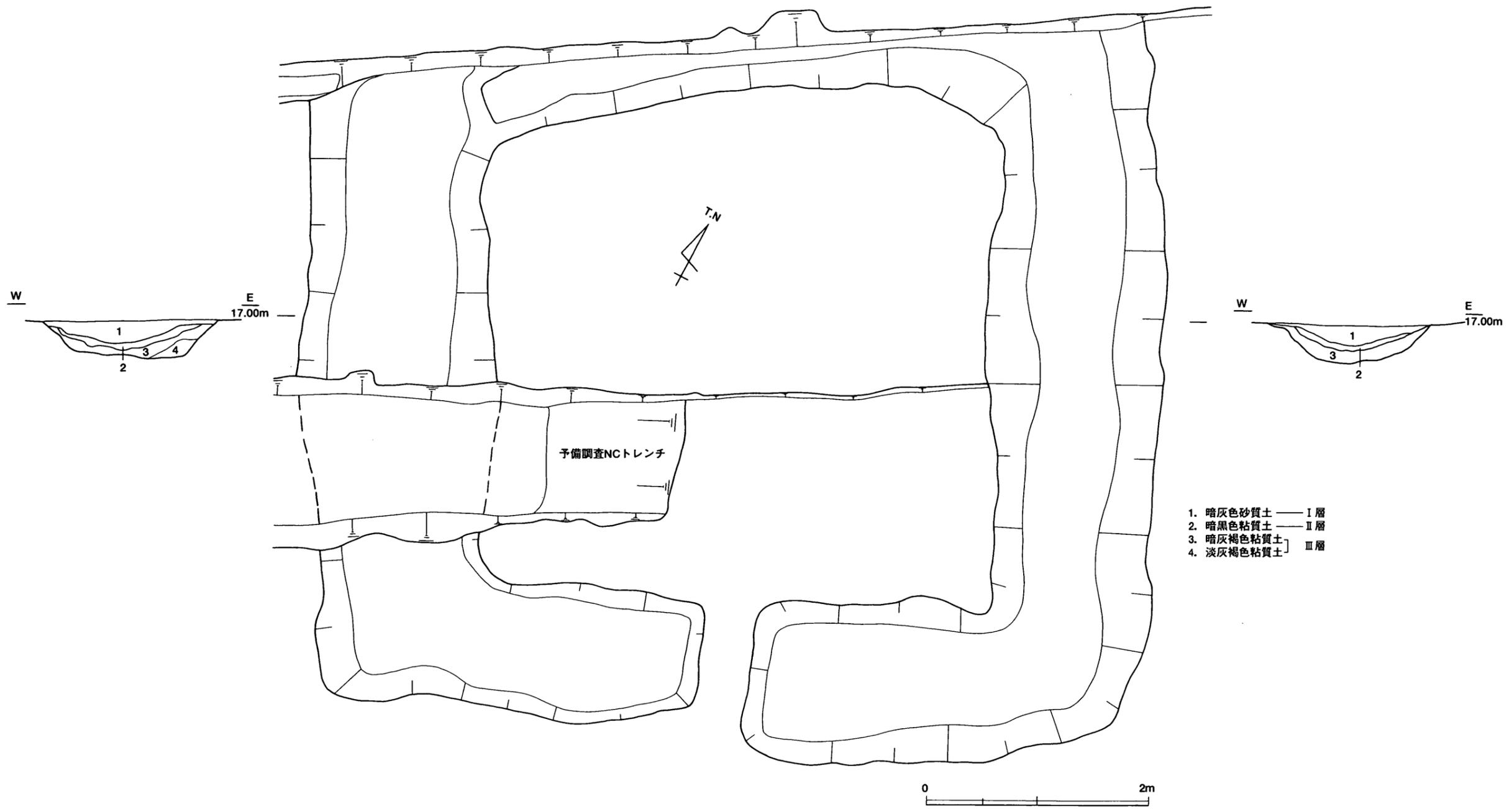
以上の遺物は、5～7が12世紀前半（中世Ⅰ-3期）にまで遡るとみられ、2～4・8が12世紀後半～13世紀初頭（中世Ⅱ-1期）に位置付けられる。既述したような周溝内土層の堆積状況から、Ⅲ・Ⅳ層出土で比較的良好な遺存状態の5が本遺構の築造時期を示すものと思われる。12世紀後半～13世紀初頭の土器は、その後の埋葬ないし墓前祭祀の継続を示唆するものであろう。



- 1. 暗灰色砂質土
 - 2. 暗黒褐色粘質土
 - 3. 淡茶褐色粘質土
 - 4. 暗茶褐色粘質土
 - 5. 淡灰褐色粘質土
 - 6. 暗黒褐色粘質土
 - 7. 淡灰褐色粘質土
 - 8. 暗黒褐色粘質土
 - 9. 淡黒褐色シルト質細砂
 - 10. 暗黒色粘質土
 - 11. 淡黒褐色シルト質細砂 (地山ブロックを含む)
 - 12. 暗灰色粘質土
 - 13. 淡灰褐色粘土 (地山に似るが、下面に炭化物・土器片含む)
- I層
 II層
 III層
 IV層
 V層

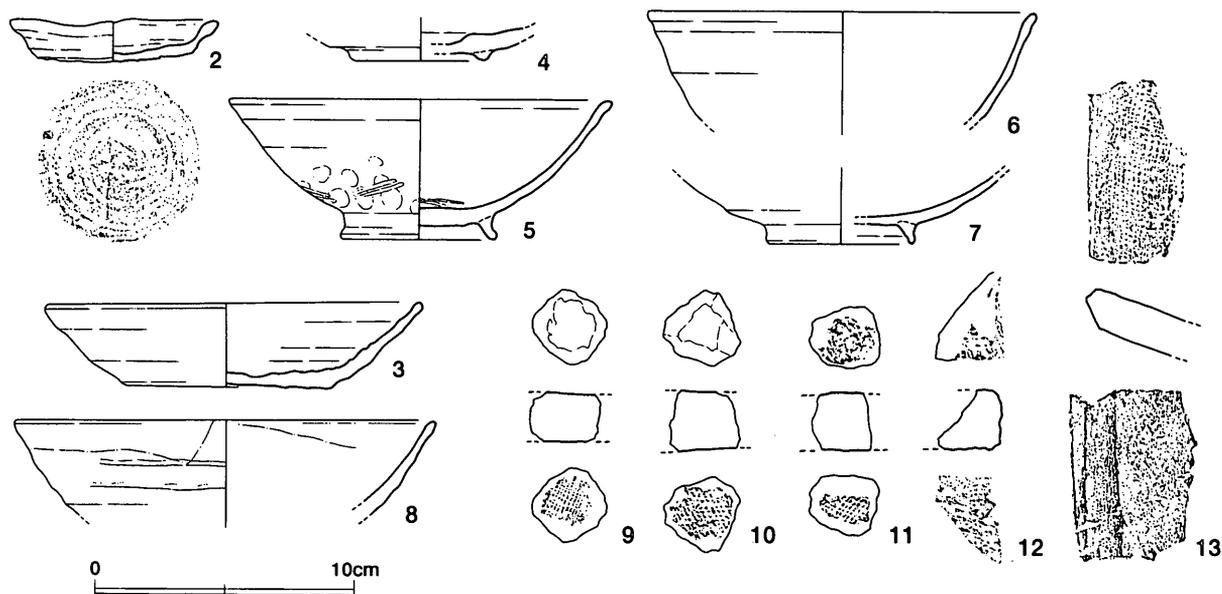
第16図 ST01平・断面図





- 1. 暗灰色砂質土 — I層
- 2. 暗黒色粘質土 — II層
- 3. 暗灰褐色粘質土
- 4. 淡灰褐色粘質土] III層

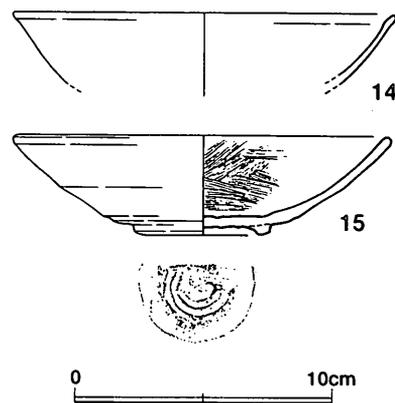
第17図 ST02平・断面図



第18図 ST01出土遺物

ST02 (調査時 SX02: 第17・19図・図版4・8)

B-3グリッドで検出された方形周溝状の遺構である。ST01の北側17mの地点に位置しており、周辺地割と同じN-29.5°-Wの主軸方位をもつ。周溝内側の墳丘は、東西5.20m、南北5.20mの正方形プランを呈しているが、北辺中央～西端にかけては北側の段落ちに伴う削平を被っており、やや歪になっている。周溝外側での規模は、東西7.8m、南北6.6m以上（おそらく東西と同規模）を測る。盛土は遺存しておらず、主体部も検出されなかった。また南辺中央で幅0.75mの陸橋部が検出された。



第19図 ST02出土遺物

周溝は幅1.12～1.80m、深さ0.13～0.41mを測り、断面は浅い逆台形を呈する。南辺の陸橋部より西側の周溝は、東側よりも幅が狭くなっている。掘り込み壁面の傾斜は、内側（墳丘側）の方が若干急であり、底面も墳丘側に傾斜している。周溝内の土層は3層に大別できる。I層は、SD07やST01と共通した暗灰色粘質土である。II層は暗黒色粘質土であり、層厚は薄い。ST01のIII層と共通する。III層は灰褐色粘質土であり、ST01のIV層と対応する。

遺物は、周溝内のごく少量出土したが、ST01でみられた礫群や炭化物の集中部は検出されなかった。

14は土師質土器碗である。器面の摩滅が著しいが、薄い器壁とわずかに外反する口縁端部が特徴であり、ST01の6・7と同じ系統の碗であろう。15は周溝III層から出土した十瓶山窯系須恵器碗（碗AII-9型式）である。焼け歪みによって直線的な体部となっているが、本来はもう少し内弯するものである。内面には放射状に板ナデ調整が施される。また高台は低く潰れたような断面形態を呈しており、高台貼付後に高台内側に強い回転ナデ調整を加える。

ST01の築造時期は、周溝底面より出土した15から中世II-2期（13世紀前葉）と考えられる。

5. 溝

S D01 (調査時 S D02・17: 第20・21図・図版2・4・5・9)

B-2・3, C-3グリッドで検出された溝であり, 周辺地割と同じN-29.5°-Wの主軸方位をもつ。鶴足郡と那珂郡の郡界(旧西二村と旧郡家村の境)にあたる市道原・剣来線から東110mの地点にあり, 条里型地割の坪界線上に位置することになる。検出長は47.5mである。

検出した南半部の遺存状況は良好であったが, 北半部は近世段階での削平によってわずかに底面中央の最深部が遺存している程度であった。このため, 主に南半部での状況を記述する。

南半部では, 地点によって規模と断面形態が若干異なる。断面Fから断面Iにかけては幅0.9~1.56m, 深さ0.4~0.54mを測り, 掘り込みが比較的急傾斜で断面U字形を呈する。これに対しその北側の断面D・E付近では幅2.32~3.0m前後, 深さ0.45m前後で, 緩やかな傾斜の掘り込みをもつ, 浅い皿形の断面形態になる。つまり下流側で溝幅が広がるが, これはさらに北側でS D02・03が分岐しており, 本来(削平前)はこの分岐点に向かってさらに溝幅が広がっていたものと推測される。

南半部(断面D~I)の埋土は3層に大別できる。I層は淡褐色砂質土を主体とする。II層は灰色系の粘質土を主体としており, 基盤層のブロック土を多量に含む。III層は黒灰色系の粘質土もしくはII層と同様だが基盤層ブロックを含まない。既述したように断面F~Iでは掘り込みの傾斜が急ではあるが, オーバーハングした箇所はなく, II層での基盤層ブロックの混入は人為的な埋め戻しに伴う可能性を指摘し得る。またIII層には一定度の流水を示すような砂層の堆積は認められず, 開削初期より滞水状態にあったことを示唆する。

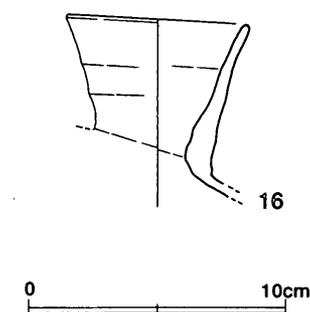
遺物は, II層中より須恵器平瓶(16)が1点出土したのみである。口頸部ほぼ全体が遺存した状態で出土しており, 埋め戻しの可能性がある出土層位の性格をも考慮すると, 溝廃絶の時期にかなり近い年代観を示すと思われる。形態的には外反して開く口頸部をもつが, 端部はそれほど顕著には外反しない。県内での類例は, 香南町大坪窯跡窯体内出土資料に求められ, 8世紀前葉の所産と考えられる。

S D02 (調査時 S D18: 第22図・図版6)

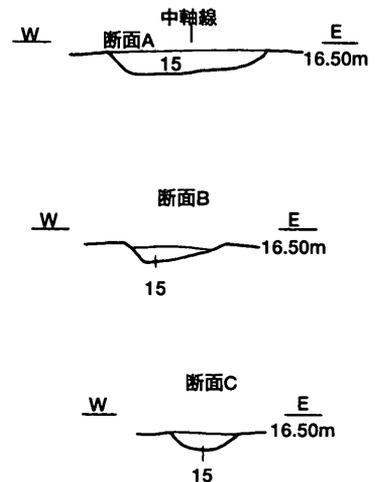
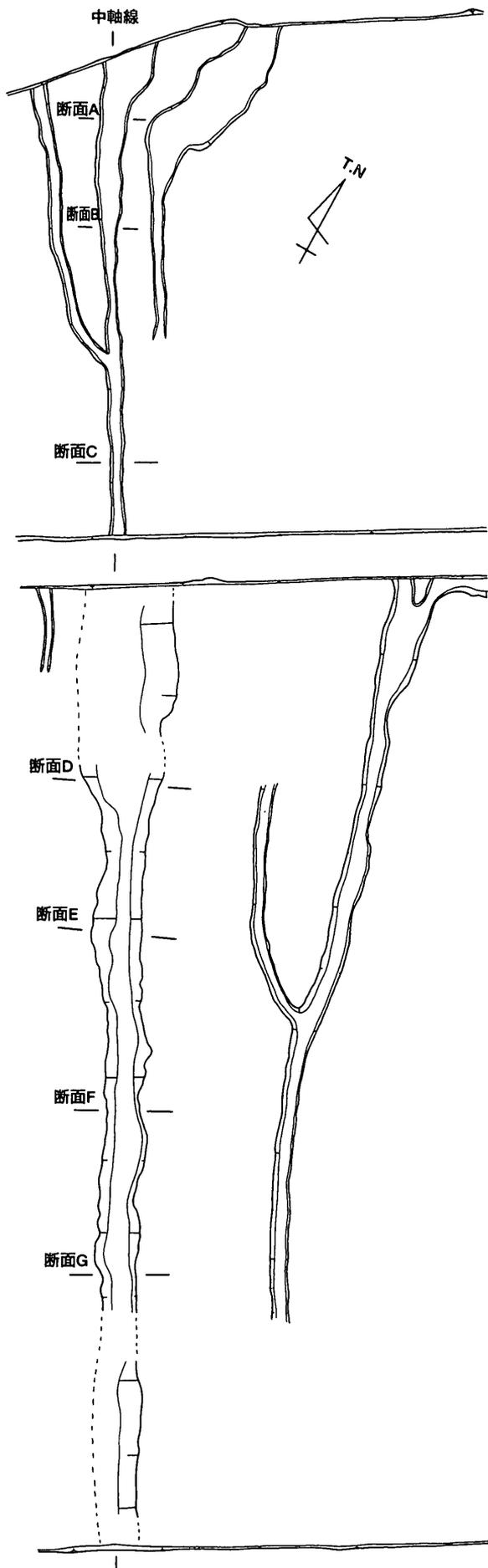
B-2グリッドで検出された。S D01北半部から西側に分岐しており, 条里型地割よりもやや西に偏したN-39°-Wの方向で延びる。S D01西側の微高地頂部側への配水機能をもつと考えられる。規模は検出長9.3m, 幅0.32~0.50m, 深さ0.06~0.18mを測る。断面形態は浅いU字形を呈しており, 3層に細別される埋土のうち第2層は粗砂層であり, 一定の流水状態を示す。遺物は出土していないが, S D01との連続関係から8世紀前葉頃には廃絶したものと思われる。

S D03 (調査時 S D16: 第22図)

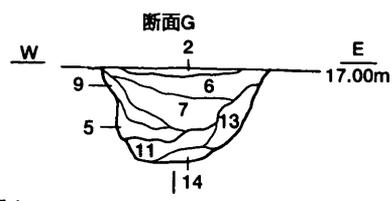
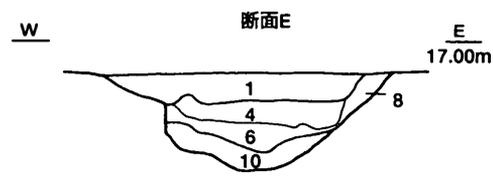
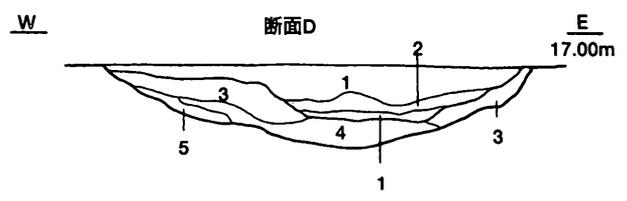
A-2, B-2グリッドで検出された。S D01の東側で平行しており, 南半部はN-32°-Wの方向で延び, 北半部は東側に屈曲してN-10°-Eの方向に延びるようになる。他の溝との連



第20図 S D01出土遺物



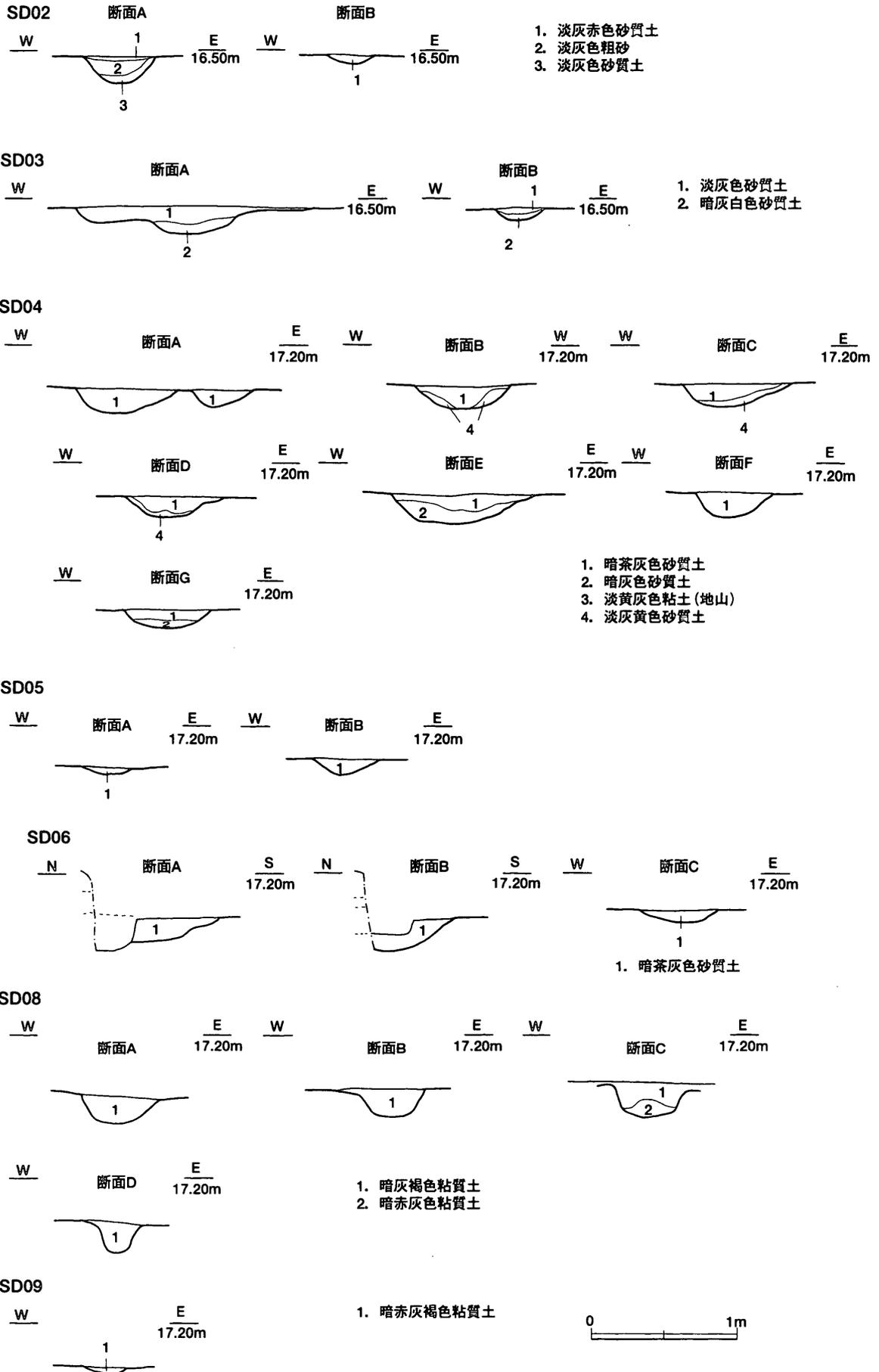
- 1. 淡褐色砂質土
 - 2. 淡褐色砂質土 (地山ブロックを含む)
 - 3. 淡灰褐色砂質土 (地山ブロックを含む、須恵器平瓶出土層位)
 - 4. 淡黒灰色粘質土 (地山ブロックを含む)
 - 5. 淡灰黄色粘質土 (地山ブロック)
 - 6. 暗灰色粘質土
 - 7. 暗灰色粘質土 (地山ブロックを含む)
 - 8. 淡灰色粘質土
 - 9. 淡灰黒色粘質土
- I 層
- II 層



- 10. 淡黒色粘質土
 - 11. 淡灰黒色粘質土
 - 12. 暗灰褐色粘質土
 - 13. 淡灰褐色粘質土
 - 14. 淡灰黒色粘質土 (地土ブロックを含む)
 - 15. 淡灰赤色細砂
- III 層



第21図 SD01平・断面図



第22图 S D 02~06 · 08 · 09断面图

続関係は不明であるが、検出部分を南へ延長すると S D01 断面 D・E 付近の幅広い肩部に至ることから、S D01 から分岐していた可能性が高い。規模は検出長 9.8m、幅 0.33～1.64m、深さ 0.04～0.2m を測る。断面形態は浅い U 字形を呈する。遺物は出土していないが、S D01・02 と埋土が近似することと、想定したような S D01 との連続関係から、溝の時期は 8 世紀前葉頃と考えられる。

S D04 (調査時 S D03: 第22図・図版 6)

B-3, C-3・4 グリッドで検出された。検出長 24.3m、幅 0.54～0.73m、深さ 0.12～0.17m を測り、断面形態は浅い U 字形を呈する。検出した南半部は S D01 に平行して N-28°-W の方向に延びるが、S D05 との分岐点付近からやや東側に偏した方向 (N-18°-W) をとるようになる。さらに検出部北端付近では、S D06 が分岐する。埋土は暗茶灰色砂質土を主体としており、S D05 分岐点よりも北側ではその下位に淡茶黄色砂質土が薄く堆積している。遺物は出土していないが、埋土の特徴から S D01 に関連する溝とみられ、8 世紀前葉頃に位置付けられよう。

S D05 (調査時 S D04: 第22図)

B-3, C-3 グリッドで検出された。検出長 7.5m、幅 0.36～0.46m、深さ 0.04～0.1m を測り、断面形態は浅い U 字形を呈する。S D04 から分岐した後、N-25°-W の方向で S D01 に平行して延びる。埋土は S D04 と同じ暗茶灰色砂質土である。遺物は出土していない。

S D06 (調査時 S D05: 第22図・図版 6)

B-3・4 グリッドで検出された。S D04 より分岐して東西方向の条里型地割に平行する N-60°-E の方向に延びる。規模は検出長 13.9m、幅 0.55m 以上、深さ 0.08～0.22m を測り、断面形態は浅い U 字形を呈する。埋土は暗茶灰色砂質土であり、S D04・05 と同一である。遺物は出土していないが、埋土の共通性から 8 世紀前葉頃と推測される。

S D07 (調査時 S D01: 第23・24図・図版 2・5・9～11)

B-2・3, C-2・3, D-3 グリッドで検出された。S D01 の西側 8.5～9.0m (芯々距離) を平行して N-29°-W の方向に延びる溝であり、若干の誤差はあるものの坪界に関連する溝とみてよい。検出した北半部では、近世以降の段下げによって削平が顕著であるが、南半部では良好な遺存状況であった。規模は検出長 45.3m を測り、南半部での幅・深さは幅 4.66～6.20m、深さ 0.7m を測る。溝の断面形態は特徴的である。東西両側の肩部は非常に緩傾斜で浅く下り、中央部で断面 V 字形もしくは逆台形に深く窪む形状を呈しているのである。おそらく中心の深い落ちが溝本体であり、両側の浅い落ちは溝本体の浸食作用に伴い、肩部が崩落・流出したことで周辺遺構面の溝本体への傾斜が生じたものと推測される。

このことを土層堆積状況との関係でみても。土層は 3 層に大別できる。I 層は淡赤褐色砂質土、II 層は暗赤褐色ないし淡灰色系の砂質土、III 層は暗黒色系ないし暗褐色系の粘土である。最上位の I 層は傾斜の緩い肩部付近に水平堆積しており、溝がほぼ完全に埋没して微かな落ち込み状になった状態で周辺から流れ込んだものと思われる。II 層は砂質土であるが、水流を示すようなラミナ状の堆積は認められないため、やはり溝としての機能を失った後の最終埋没土

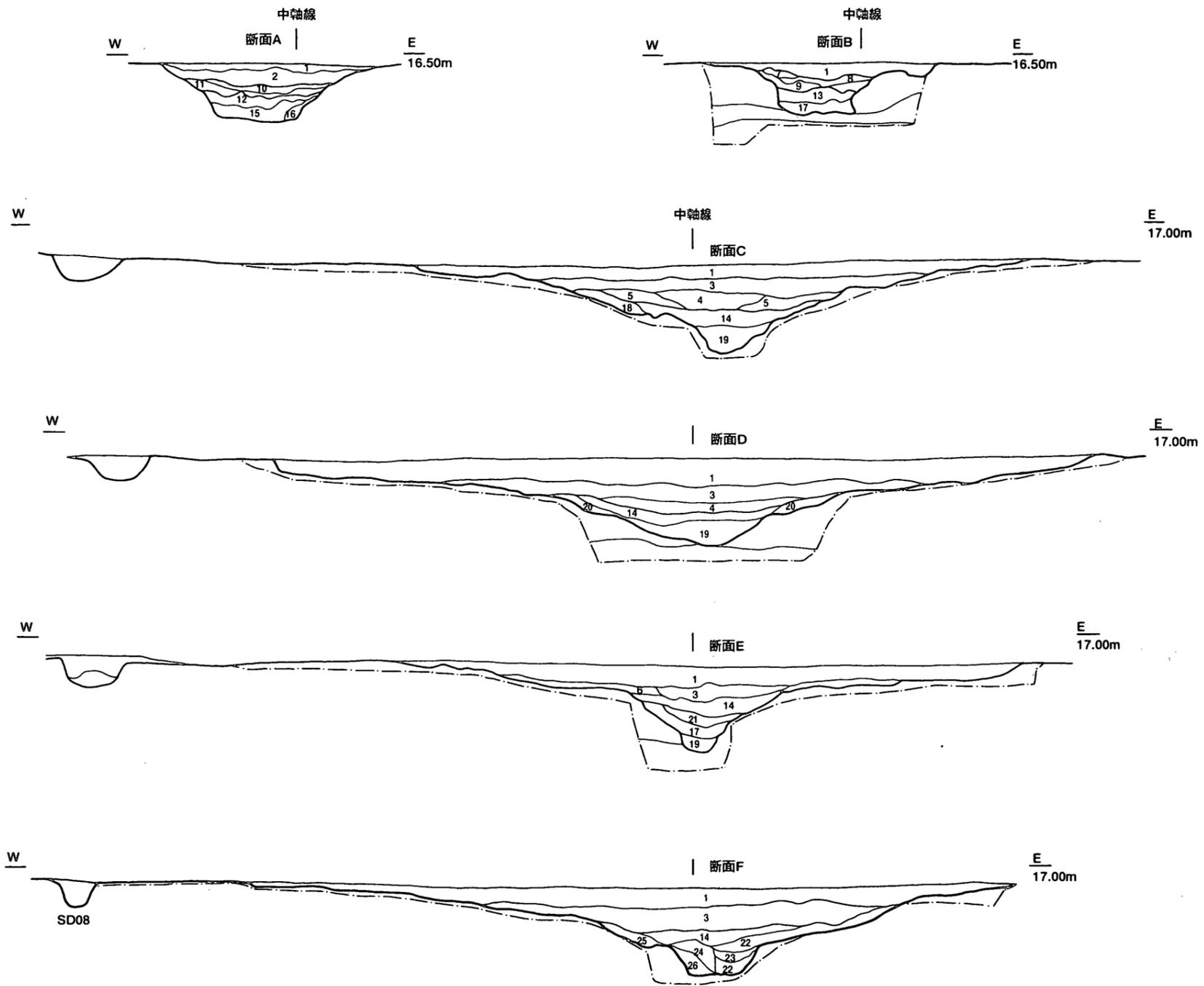
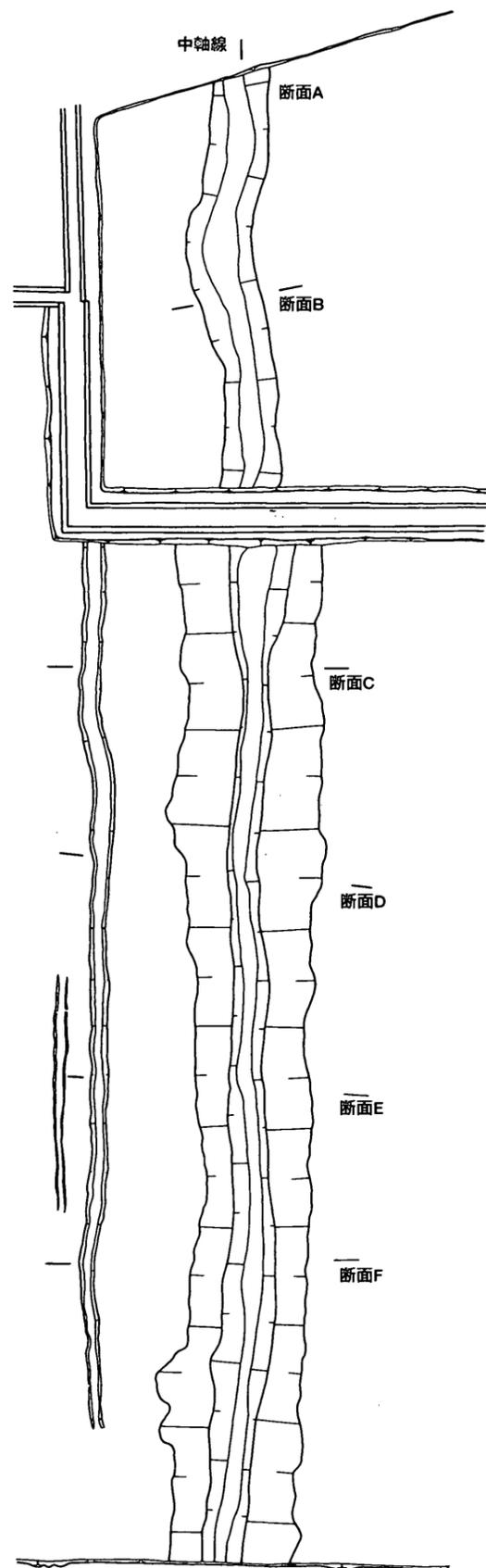
と理解できる。Ⅲ層は主に中央部の溝本体内に堆積しているが、断面C・D・Fでは傾斜の緩い肩部にまで堆積が及んでいる。このことから、特徴的な断面形態は溝本体の埋没以前に形成されたと思われ、その後に滞水状態の所産と思われるⅢ層が堆積したと推測される。なお、Ⅲ層は部分的に黒色系粘土を主体とする上位層（Ⅲ-1層）と、基盤層近似の褐色系粘土の堆積する下位層（Ⅲ-2層）に細別できる。

遺物は28%コンテナ2箱分出土した。Ⅰ・Ⅱ層中の遺物は少量の細片にとどまり、特定の箇所集中する傾向はみられなかった。これに対して断面D付近のⅢ-1層上面からは、土師質土器杯・椀などが集中して出土した。平面・垂直の分布範囲がほぼ限定されることから、一括投棄された可能性が考えられる。Ⅲ-2層からは遺物がほとんど出土していない。

出土遺物を概観する。17~20はⅠ層出土遺物である。非十瓶山窯（西村遺跡）産の在地産土師質土器椀（17）、吉備系土師質土器椀（18）、十瓶山窯産須恵器捏鉢（19）、青磁碗（20）がある。20は横田・森田分類のⅠ-4a類碗であり、見込みに蓮華文が押印される。底部のみの破片であり、人為的な打ち欠きによって円形に整形された「加工円盤」と考えられる。

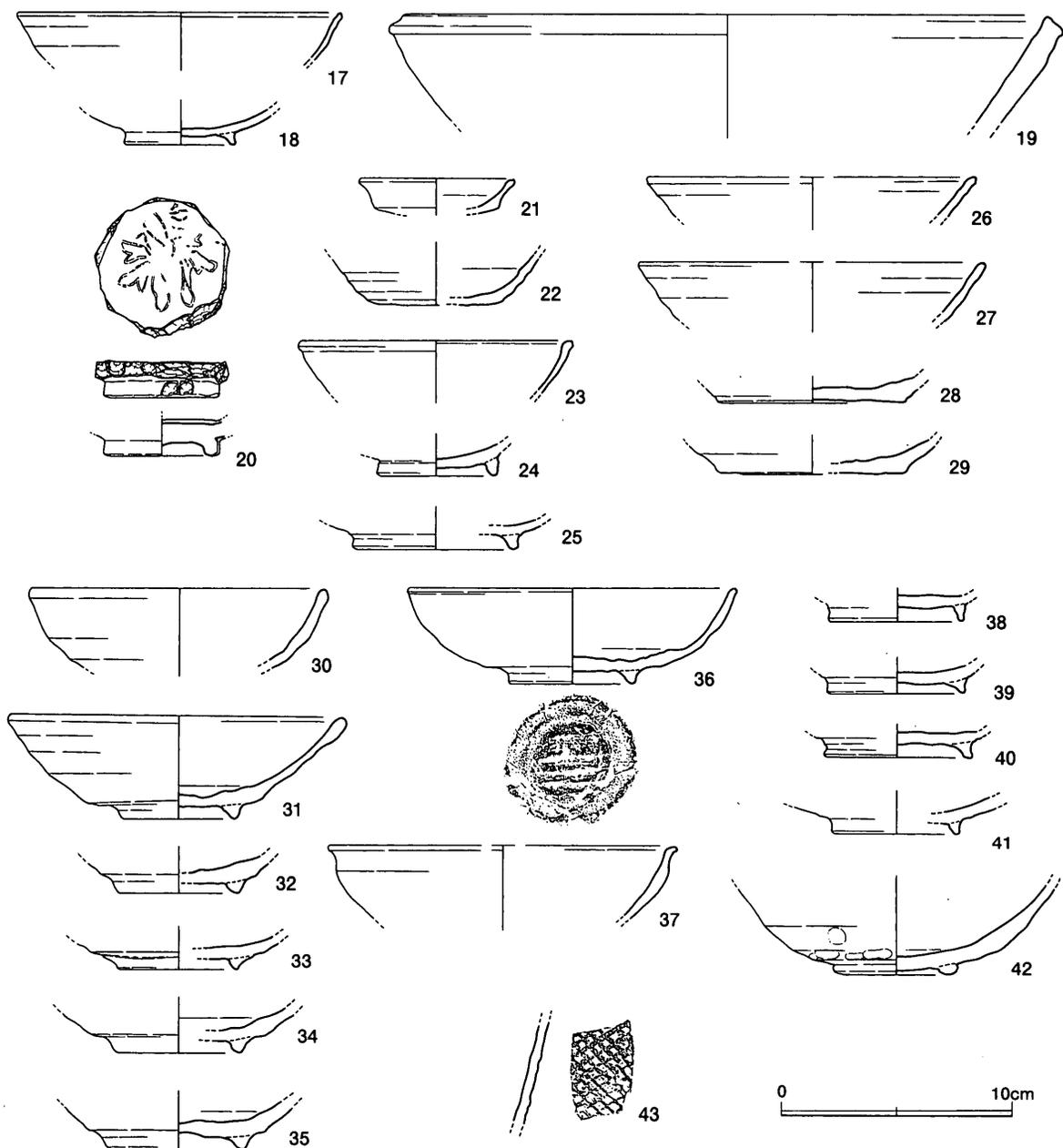
21~25はⅡ層出土遺物である。土師質土器小皿（21）・杯（22）・椀（23~25）がある。小皿は6cm台という小口径と短く立ち上がる口縁部形態、また杯は10cm台に復元される小口径とロクロ目の顕著な薄い器壁の特徴から、いずれも中世Ⅱ-4期（13世紀後葉）の所産と考えられる。椀は、より遡る時期の所産とみられ、Ⅲ層に伴う遺物の二次的な移動の可能性がある。

26~42はⅢ-1層出土遺物である。先述のように断面D付近で集中して出土したが、粘土層中に包含されていたこともあり、遺存状態は必ずしも良好ではない。土師質土器杯（26~29）・椀（30~41）、十瓶山窯産須恵器椀（42）がある。土師質土器杯は、ST01出土の3同様の直線的に外傾する浅手の器体をもつものと思われる。底部と体部下半の境は明瞭に屈曲しており、やや下方に突出気味の形態である。ヘラ切りは全て右方向である。土師質土器椀のうち、30~35は杯形の器体に高台を貼付する特徴的な形態をもつ一群である。胎土は石英粒などの砂粒を比較的多く含む。最も遺存状態の良好な31の器体は、やや内弯しつつも直線的に外傾する口縁部・体部をもち、底部は体部から明瞭に屈曲しており、ヘラ切り後に板目状圧痕が付される。見込みは成形時のナデ（回転ナデ）による凹凸が顕著に認められ、これを消去する内面の板ナデ（コテ当て）調整はみられない。また、内面板ナデに対応すると思われる体部外面下半の指頭圧痕も認められない。このため、西村型椀に通有な内面板ナデ+外面指頭圧痕という作業（所謂「底部押し出し」技法）は行われておらず、製作された杯形の器体の二次成形工程が存在しないことになる。高台は、畳付が若干潰れた逆三角形の断面形態をもち、杯形の底部外縁よりも1cm程度内側に貼付される。36は31~35と同様な胎土・色調・高台部形態をもつ椀であるが、体部下半が強く内弯するため、底部と体部との境の屈曲が不明瞭になっている。見込みのロクロ目とそこから延びる斜放射状の皺はそのまま遺存しており、これを潰すような板ナデ調整痕がみられない。また体部外面下半に指頭圧痕もみられない。したがって、31と同じく「底部押し出し」技法は施されていない可能性が高く、丸味を帯びた杯形の器体に高台を貼付したものと思われる。37は直立する口縁部と短く外反する端部をもち、砂粒をほとんど含まない精良な胎土である。38~41は外側に短く踏ん張る高台をもち、30~36の高台とは異なる形態である。37のタイプの高台か。42は十瓶山窯産須恵器椀であるが、焼成不良であり器表の一部に還元がかかるのみで、全体としては土師質焼成である。器面が摩滅しているが、外面に回転ヘラ磨きが施されていないのは、ほぼ確実である。また外方に潰れたような高台部形態か



- | | | | | | |
|-------------------------|-------|-----------------------------|----------|------------|----------|
| 1. 淡赤褐色砂質土 | } I層 | 12. 淡黒褐色粘質土 | } III-1層 | 23. 淡黒褐色粘土 | } III-2層 |
| 2. 淡灰褐色シルト質細砂 | | 13. 暗黒褐色粘質土 | | 24. 淡黒灰色粘土 | |
| 3. 暗赤色砂質土 | } II層 | 14. 暗黒灰色粘質土 | } III-2層 | 25. 淡褐色粘質土 | |
| 4. 淡灰色砂質土 (マンガンを少量含む) | | 15. 淡黒灰色粘質土 | | 26. 暗灰色粘土 | |
| 5. 淡灰褐色砂質土 (マンガンを多量に含む) | | 16. 淡灰色粘質土 | | | |
| 6. 淡赤灰色砂質土 | | 17. 暗褐色粘土 | | | |
| 7. 暗赤灰色細砂 | | 18. 淡灰色砂質土 (4層よりもマンガンを多く含む) | | | |
| 8. 暗赤灰色シルト質細砂 | | 19. 暗褐色粘土 | | | |
| 9. 暗茶褐色シルト質細砂 | | 20. 暗褐色粘質土 | | | |
| 10. 淡灰色細砂 | | 21. 淡茶褐色粘質土 | | | |
| 11. 淡茶褐色細砂 | | 22. 暗茶褐色粘質土 | | | |

第23図 S D07平・断面図

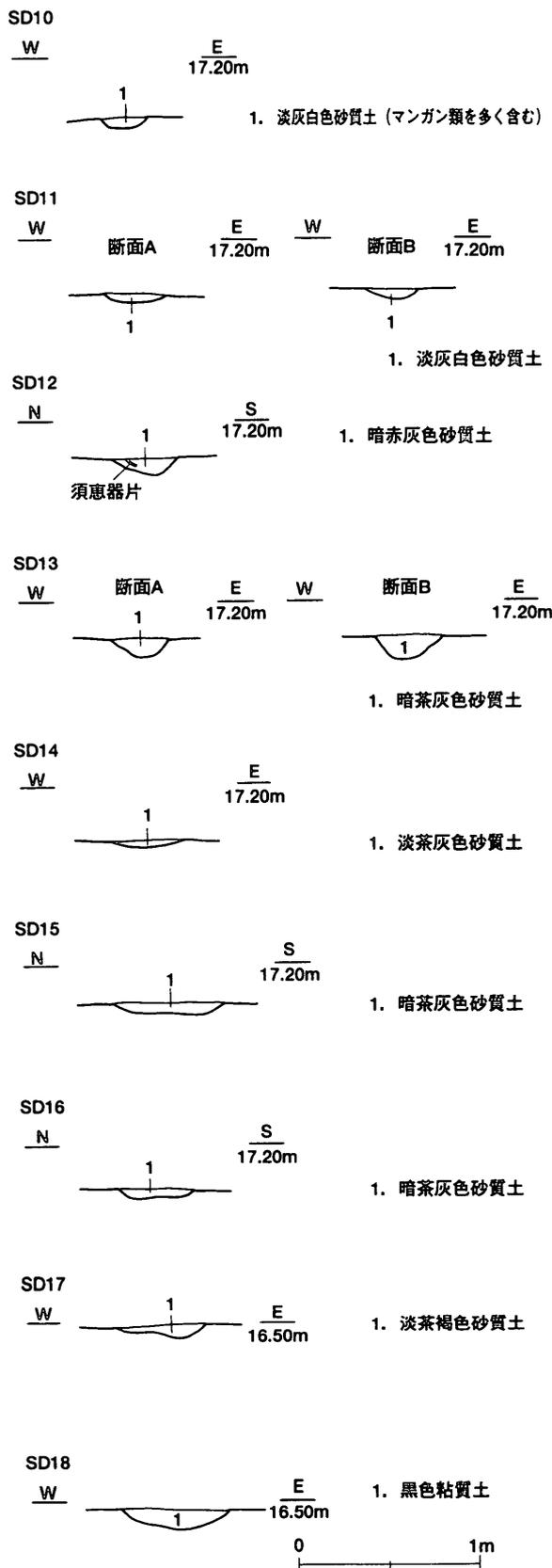


第24図 S D07出土遺物

らみても、ヘラ磨き調整が行われなくなった中世Ⅱ-2期の所産である可能性は高い。

43はⅢ-2層出土の十瓶山窯産須恵器壺である。体部外面に格子叩き目を施した後、内外面ともに回転ナデで器面調整する。格子叩き目は3mm角の斜格子であり、9世紀後半~10世紀代に盛行する特徴的な原体である。壺B類の体部であろう。

以上から、S D07の年代を整理する。最もまとまった出土状態を示したⅢ-1層上面の土器群は、十瓶山窯産須恵器碗から13世紀前葉（中世Ⅱ-2期）にその一点があることは確実であるが、伴出した土師質土器杯の法量・形態により先行するⅡ-1期の特徴が窺える。一括資料ではないが、S T01上層ではⅡ-1期の須恵器碗と同形態の土師質土器杯が伴出しており、この点からもより古い様相を含む可能性を否定できない。したがって詳細な編年的位置付けは、これらの資料のみでは解決できず、今後の類例の増加を待つ必要があり、ここでは12世紀末葉



第25図 SD10~18断面図

~13世紀前葉と幅をもたせてⅢ-1層上面土器群の年代を考慮しておく。既述したように、この土器群はSD07が溝としての機能をもっていた段階での最終的な埋没土に含まれていたとみてよく、溝の開削と機能はより遡る年代を考慮する必要がある。Ⅲ-2層から出土した43は9世紀後半~10世紀の幅で捉えられるが、細片であり直接的に溝の年代観を示すものとはいえない。したがって、今回の調査資料で年代を特定するのは難しいといわざるを得ないが、43を最も遡る上限として、26~42を溝としての実質的な廃絶年代と捉えることは可能であり、9世紀後半~12世紀後葉の幅で溝の開削・機能年代を考慮しておく。

SD08 (調査時SD06:第22図)

C-2・3, D-3グリッドで検出された。SD07の西側4.5m(芯々距離)をN-30°-Wの方向で平行して延びており、検出長27.0m,幅0.38~0.62m,深さ0.20~0.26mを測る。断面形態はU字形を呈する。埋土は、暗灰褐色粘質土である。遺物は出土していないが、埋土がSD07のⅢ層に近似することから、SD07と同時併存であった可能性がある。

SD09(調査時SD07:第22図・図版6)

C-3グリッドでSD08の西側1.2m(芯々距離)で平行して検出された。検出長7.2m,幅0.3m,深さ0.04mを測り、浅い皿形の断面形態を呈する。埋土は、暗赤灰褐色粘質土である。遺物は出土していないが、埋土の特徴がSD07Ⅲ層・SD08に近似することから、SD07・08と併存していた可能性がある。

SD10 (調査時SD10:第25図)

B-3グリッドで検出された、検出長2.7m,幅0.24m,深さ0.06mを測る小溝で

ある。主軸方向は、周辺地割と同じくN-29°-Wである。断面形態は浅い逆台形を呈しており、マンガン粒を多く含んだ淡灰白色砂質土を埋土とする。遺物は出土していないが、埋土から近世以降の可能性はある。

SD11（調査時SD11：第25図）

C-3グリッドで検出された、検出長3.8m、幅0.34m、深さ0.05mを測る小溝である。主軸方向は、周辺地割とほぼ同じN-33°-Wである。断面形態は浅いU字形を呈しており、淡灰白色砂質土を埋土とする。遺物は出土していないが、埋土の特徴はSD10に近似しており、やはり近世以降の可能性はある。

SD12（調査時SD12：第25図）

C-3グリッドで検出された、検出長4.9m、幅0.38m、深さ0.1mを測る小溝である。主軸方向は、ほぼN-47°-Eであるが、やや歪な平面形態をとる。埋土は暗赤灰色砂質土であり、須恵器片が出土していることから、古代の可能性はある。

SD13（調査時SD13：第25図）

C-3、D-3グリッドで検出された、検出長5.2m、幅0.35m、深さ0.13mを測る小溝である。主軸方向はN-56°-Wであり、埋土は暗茶灰色砂質土である。埋土の特徴から、古代もしくは中世の可能性はある。

SD14（調査時SD19：第25図）

B-4グリッドで検出された、検出長1.6m、幅0.39m、深さ0.04mを測る小溝である。主軸方向はN-24°-Wであり、埋土は淡茶灰色砂質土である。中世と考えられる土師質土器の細片が1点出土しているのみであり、時期の特定は難しい。中世～近世と幅をもたせて捉えておきたい。

SD15（調査時SD08：第25図）

B-4、C-4グリッドで検出された、検出長4.5m、幅0.6m、深さ0.07mを測る小溝である。主軸方向はN-62°-Eである。暗茶灰色砂質土を埋土とする。遺物は出土していないが、埋土の特徴から古代もしくは中世の可能性はある。

SD16（調査時SD09：第25図）

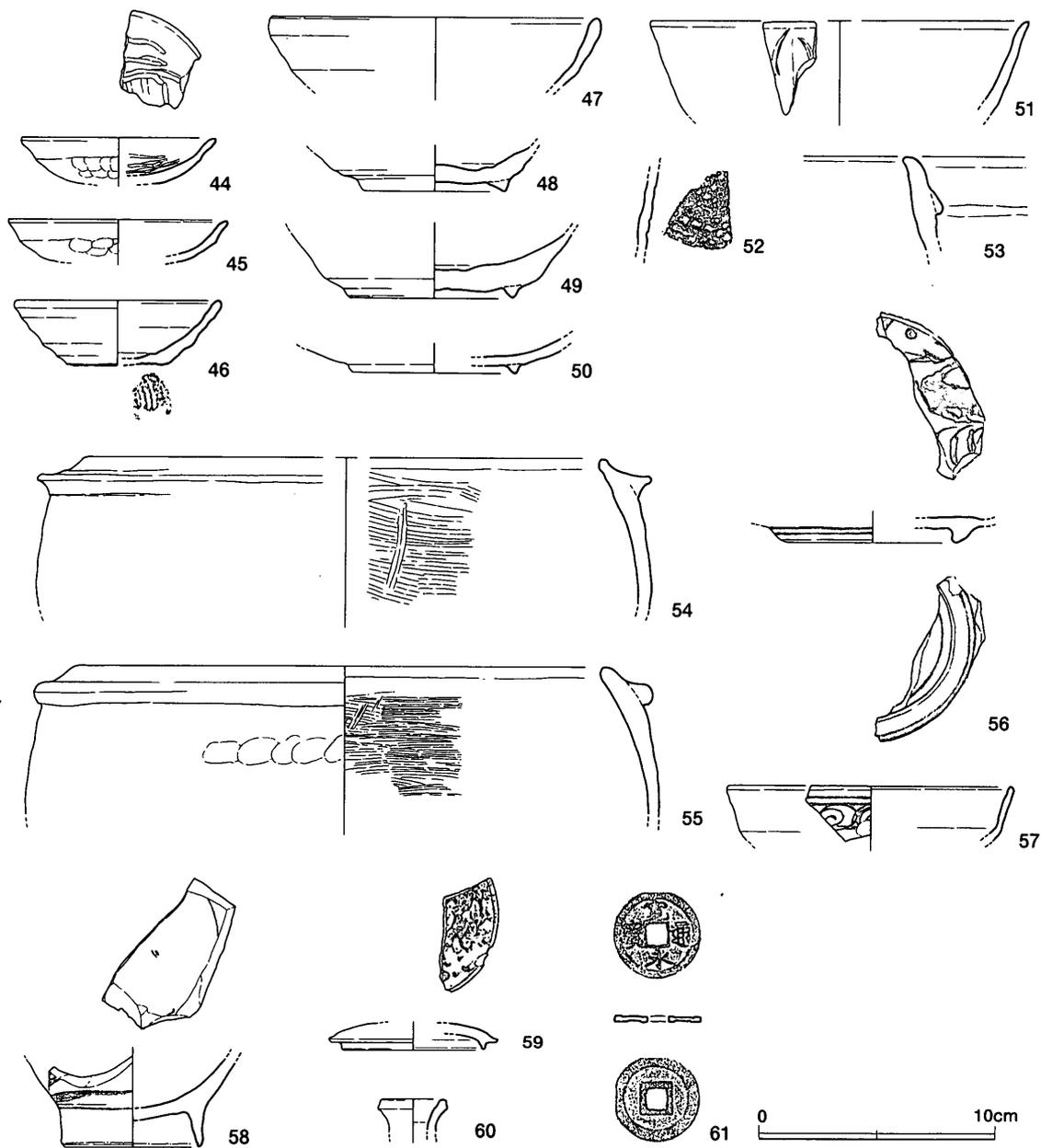
B-4グリッドで検出された、検出長1.7m、幅0.39m、深さ0.06mを測る小溝である。主軸方向はN-60°-E、埋土は暗茶灰色砂質土である。遺物は出土していない。古代もしくは中世か。

SD17（調査時SD15：第25図・図版6）

A-3グリッドで検出された小溝である。主軸方向はN-40°-Wである。規模は検出長6.3m、幅0.5m、深さ0.08mを測る。淡茶褐色砂質土を埋土とする。遺物は出土していないが、近世段階の削平によって南側延長部が途切れているとみられることから、近世以前、おそらく中世の所産と考えられる。

SD18 (調査時SD14: 第25図・図版6)

A-3グリッドで検出された小溝である。主軸方向はN-80°-Eである。規模は検出長3.9m, 幅0.58m, 深さ0.12mを測る。断面形態は浅いU字形であり, 黒色粘質土を埋土とする。遺物は出土していないが, 埋土の特徴から中世以前の所産と考えられる。



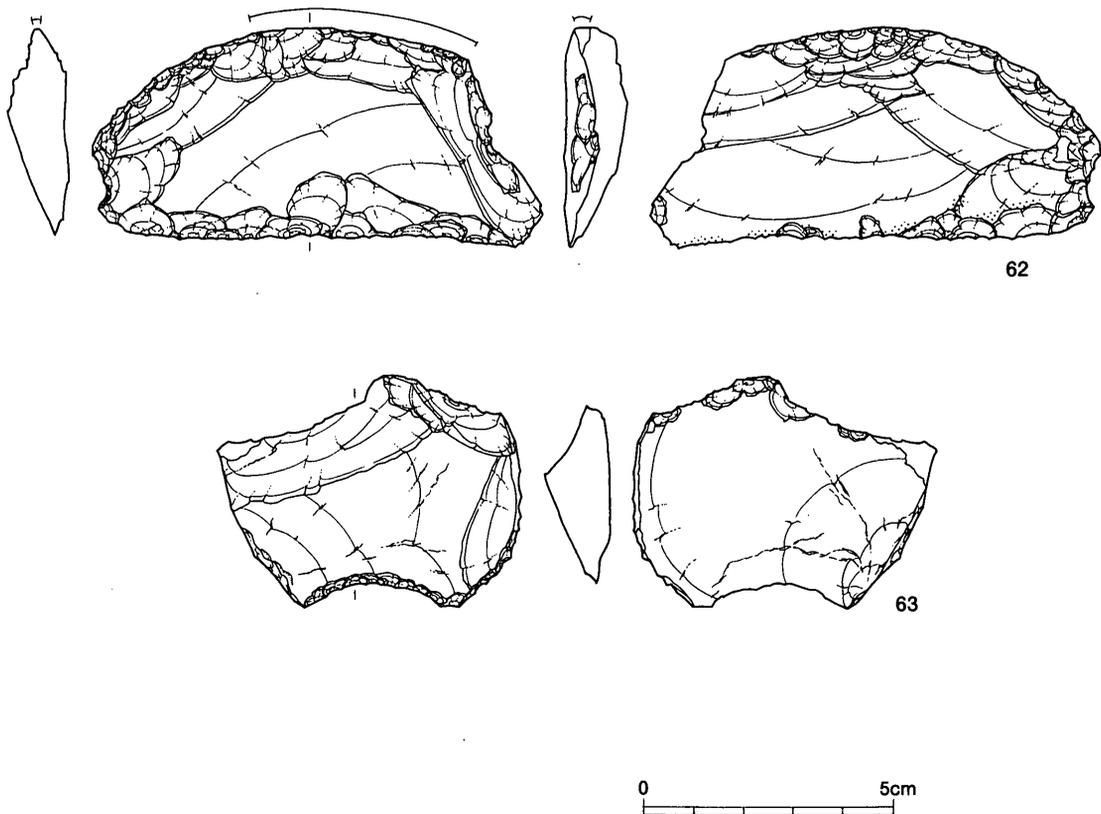
第26図 耕作土層出土遺物(1)

6. 耕作土層出土遺物 (第26・27図, 図版12~14)

44~63は、遺構面を覆う近世以降の耕作土層から出土した遺物である。44~51は中世前半の土器であり、瓦器皿(44・45)、土師質土器杯(46)・碗(47~50)、青磁碗(51)がある。44は見込みに平行線状の暗文を施した後に口縁部内面下半に横方向の暗文を施す。46は直線的に外傾する体部と口縁部をもち、底部は回転糸切りされる。47~49は、SD07Ⅲ-1層で見られた杯形の器体をもつ特徴的な一群である。51は横田・森田分類のI-5b類の青磁碗である。52は、古代後半(9世紀後半~10世紀前半頃)の十瓶山窯産須恵器壺B類の体部片である。53~55は、中世後半の土師質土器足釜である。54は短い口縁部と基部が太い断面三角形の鐙部をもつ。55は縁帯状の短い鐙部をもつ。53は口縁部は比較的長いが、鐙部は極めて短く痕跡的な突帯状になっている。これらの足釜は、いずれも国分寺楠井窯の足釜とは形態・胎土・焼成が異なっており、別系統(生産地)の製品と考えられる。

56~61は、近世遺物である。磁器染付皿(56・57)・碗(58)・蓋(59)、陶器小瓶(60)、寛永通宝(61)がある。

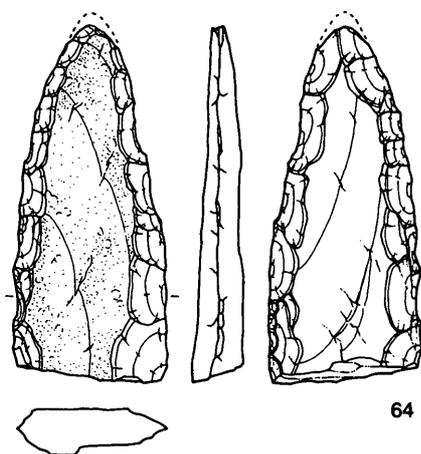
62・63は、弥生時代のサヌカイト製石器である。62は打製石包丁で、両端に抉りがある。刃部は使用痕とみられる摩滅が認められる。63は加工痕のある剥片である。



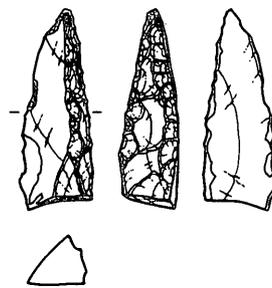
第27図 耕作土層出土遺物(2)

7. 基盤層出土遺物 (第28図, 図版14)

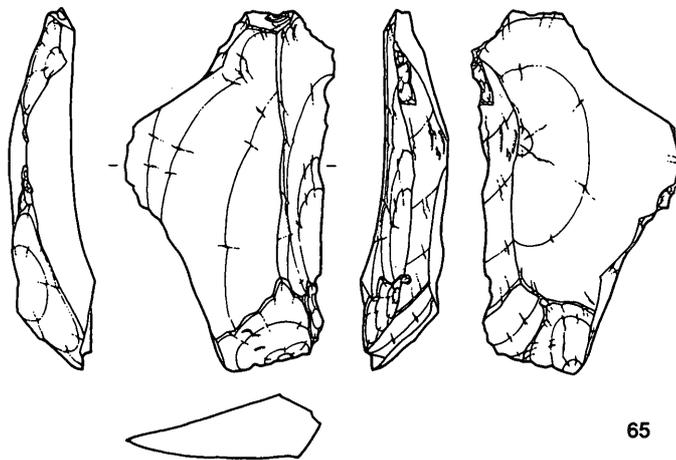
64・65は、遺構面の精査時に基盤層上面より出土した石器である。64は、槍先形尖頭器である。白色に風化した粗質なサヌカイトを素材とする。先端部と基部が折損している。両面とも素材面を大きく残しており、側縁と先端にのみ細かな調整加工を施す。おそらく旧石器時代にまでは遡らず、縄文時代草創期の所産と思われる。65は、横長剥片である。64よりも緻密なサヌカイトであり、白色に風化が進んでいる。



64



郡家田代遺跡石器集中部2出土石器



65



第28図 基盤層出土遺物

第4章 まとめ

第1節 遺構の時期別変遷（第29図）

古代以前 遺構は存在しないが、耕作土中から弥生時代の石器（62・63）が、基盤層中から旧石器～縄文時代の石器（64・65）が出土した。西側に隣接する郡家田代遺跡では当該期の遺構が確認されており、それとの関わりが問題となる。

古代前半 条里型地割の坪界付近にS D01が開削される。またこの溝から分岐するS D02・03、分岐すると考えられるS D04・05がある。これらは規模の大きなS D01を幹線水路とし、そこから周辺の耕地へと配水するS D02～05という関係で捉えることができる。なお溝内の埋土の状況からみて、人為的な埋め戻しが行われた可能性がある。時期の限定は難しいが、出土遺物（16）の示す8世紀前葉という年代からさほど隔たらない年代が廃絶時期であると考えられる。

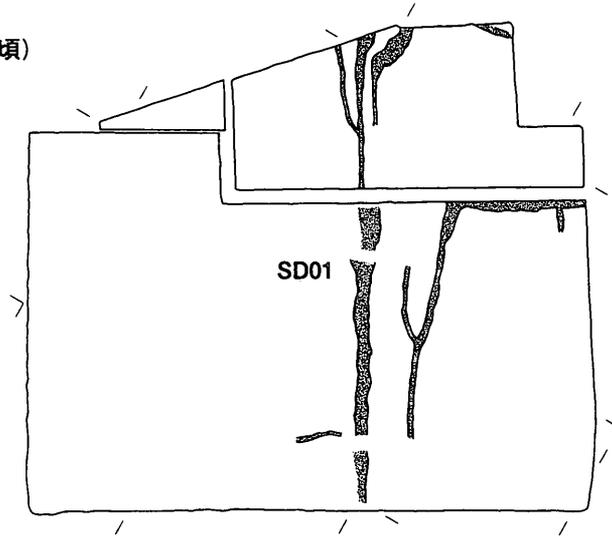
中世前半 廃絶したS D01の西側でS D07がみられる。西側に同時期とみられるS D08が併走する。おそらくS D07からの配水を目的とした小溝であろう。S D07の開削時期についても限定は困難だが、肩部の浸食が著しく、溝本体のみ深く窪む特徴的な断面形態を呈しており、比較的長期間にわたって機能していたと考えられる。最下層出土遺物（43）からみて、開削は古代後半（9世紀後半～10世紀）にまで遡る可能性もある。溝としての機能は、12世紀末葉～13世紀前葉を下限とするようである。

またS D07の東側に周溝を伴う塚墓S T01・02が構築される。ともに主体部は検出されなかったが、S T01では周溝内に炭化物の集中部や骨片と思われる物質が検出されたことから、静岡県一の谷墳墓群でみられるような火葬場をそのまま墳墓とした形態と思われる。また、周溝内にみられた盛土の存在を示唆する基盤層ブロック層（Ⅱ層）や、盛土に葺かれたとみられる転落礫群の存在からみて、盛土を主体とする低い墳丘が存在したものと推測される。S T01は12世紀前半に、S T02は12世紀末葉～13世紀前葉に順次築造されたと考えられ、同一形式の墳墓がほぼ同一地点に営まれていたことがわかる。このことから、付近が「墓域」としての性格をも有していた可能性が指摘できよう。県下で検出された中世の区画や墳丘をもつ墳墓には、豊中町延命遺跡や善通寺市龍川四条遺跡B地区のように、直近に中型～大型の建物群を伴う事例があり、他地域でも在地の有力階層が造墓集団とされている。したがってS T01・02も、地域内での有力階層による造墓と捉えることができるかもしれない。これは、古代前半の早い段階で途絶した地域開発（S D01の廃絶）が、再び活発に行われるようになった（S D07の開削）という動向に対応する現象ともみられ、開発史との関わりも今後の検討課題となる。

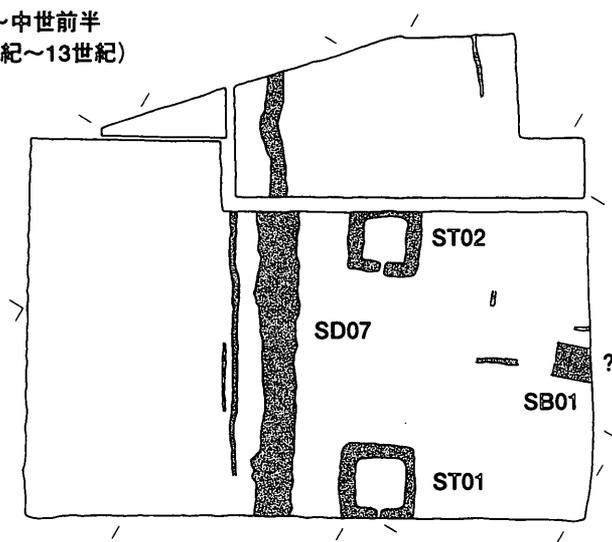
なおS D07などからは、杯形の器体に高台を付す特徴的な形態の土師質土器碗（30～35・47～49）が出土している。既報告の周辺遺跡（龍川・郡家・川西・飯野・川津地区）では、同様な形態の碗は未見であり、かなり地域色の強い土器群とみることができる。丸亀平野での土器の流通構造の検討が今後の課題となる。

近世 調査区北部にS B02とS K01・02がみられる。これらの遺構は、調査区北部の段下げを前提として存在しているようであり、近世段階で微高地縁辺部の面的な削平が行われたことを示唆する。13世紀前葉以降に坪界溝S D07は完全に機能を停止し、以後調査区内では大規模な幹線水路は認められなくなる。ただしこれを再度の地域開発の頓挫とみることができるかどうかは、周辺の灌漑網の遡及的検討から再度問題にされるべきであろう。

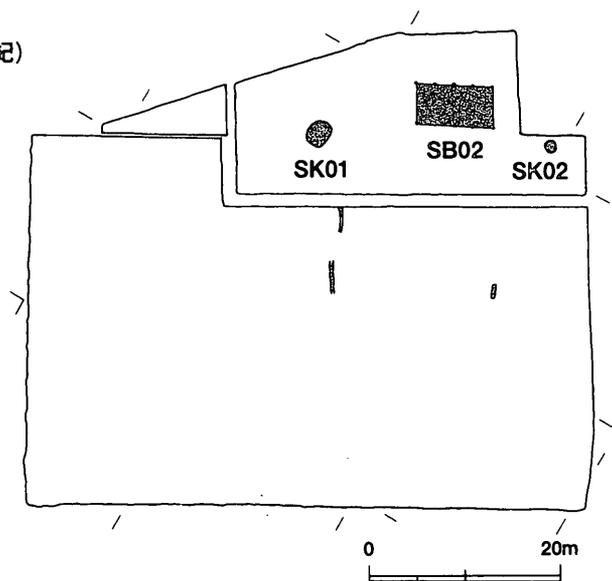
古代前半
(8世紀頃)



古代後半～中世前半
(9世紀～13世紀)



近世
(18世紀)



0 20m

第29図 遺構変遷図

第2節 川西地区遺跡群の展開

四国横断自動車道（高松～善通寺間）の発掘調査報告書は、本報告をもって土器川以西については終了したことになる。今後、各遺跡の成果を地域史の素材として活用していくためには、これらを個別の遺跡としてではなく、中小地域を構成する遺跡群として捉える作業が求められる。

とはいえ、考古資料に立脚した「地域史」の構築には、なお時間がかかるものと思われる。ここではあくまでそれに至る一過程として、土器川西岸部の川西地区と清水川以東の郡家地区の遺跡（郡家大林上、郡家田代、川西北・原、川西北・七条Ⅰ、川西北・七条Ⅱ、川西北・鍛冶屋）の調査成果を踏まえ、主に開発史の観点から遺跡群の動向をまとめてみたい。なお発掘成果の意義付けを目的とするため、対象時期は古代（7世紀）から近世・近代とし、古墳時代以前については古代との関連で言及するのにとどめた。また遺構の時期については、出土遺物の再検討を通じて新たに筆者なりの理解を示した。各報告書との異同については、第2表を参照されたい。

1. 各遺跡の立地

川西町北（旧西二村）周辺の地形については、第2章第1節を参照されたい。ここでは、各遺跡の立地を略述する。大林上遺跡の西端は旧河道Ⅰ（現清水川）に接しており、川西北・七条Ⅰ遺跡は旧河道Ⅲにあるが、他の遺跡は概ね微高地上に位置するといえる。しかし旧河道Ⅲを境にして、それ以東の川西北・七条Ⅱ遺跡と同・鍛冶屋遺跡付近の地形は緩傾斜で土器川が隣接することから、現状ではかなり地下水位の高い地域となっている。したがって、灌漑水源として皿池の他に湧水を利用する出水が複数存在する。これに対して旧河道Ⅲ以東の大林上遺跡、郡家田代遺跡、川西北・原遺跡の周辺は、旧河道Ⅲから比較的急傾斜で上がる微高地であり、より高燥な地域といえることができる。付近の灌漑水源として旧河道Ⅲ以東でみられたような出水は存在しない。なお各微高地の頂部は、旧河道Ⅲ以東が川西北・七条Ⅱ遺跡付近、旧河道Ⅲ以西が郡家大林上遺跡から郡家田代遺跡にかけての地点である。

2. 遺跡群の変遷

(1) 建物

全体で21棟の掘立柱建物が検出された。郡家田代S B01が弥生時代後期であるが、それ以外で古代まで遡る建物はない。中世は、川西北・七条Ⅱで16世紀の建物が1棟あり、川西北・原と同・鍛冶屋では時期の特定が難しいが中世の可能性をもつ建物が各1棟みられる。他の大多数は近世後半の18～19世紀であり、郡家大林上、郡家田代、川西北・原では建物群の分布域は現在の集落（明治期の更正区段階までは遡る）の縁辺に該当する。このことから、微細な変動は当然存在するとしても現在の集落域の大枠は、遅くとも18世紀には定まっていた可能性が指摘できる。ただし例外的に、川西北・鍛冶屋遺跡Ⅳ区では18世紀～19世紀前葉の建物群があり、以後現在に至るまで集落域としては踏襲されていない。その原因の一つには、土器川直近とい

う立地を当然考慮しなければならないだろうが、いずれにしても集落域の固定化（建物の凝集化）という現象は、近世を通じても進行しているという動的な在り方にも留意する必要がある。

中世の集落域は、検出された断片的な建物からは想定困難だが、周辺地域での石塔（五輪塔など）や中世末期の可能性のある石殿の分布状況は、現在の集落分布にほぼ対応している（第2章第2節）。石塔は凝灰角礫岩を主体としており、県内各地の近世遺跡での転用された状況を考慮すると少なくとも中世後半に位置付けることは可能である。石塔・石殿の性格や地域内の造立事情など、未検証の問題は残るが、その分布状況から近世的な集落の凝集が既に中世後半に始まり、近世にも継続する可能性を指摘しておきたい。中世後半から近世への連続的な集落の展開は、中世末期に多くの集落が廃絶する高松平野の在り方とはやや異なる。

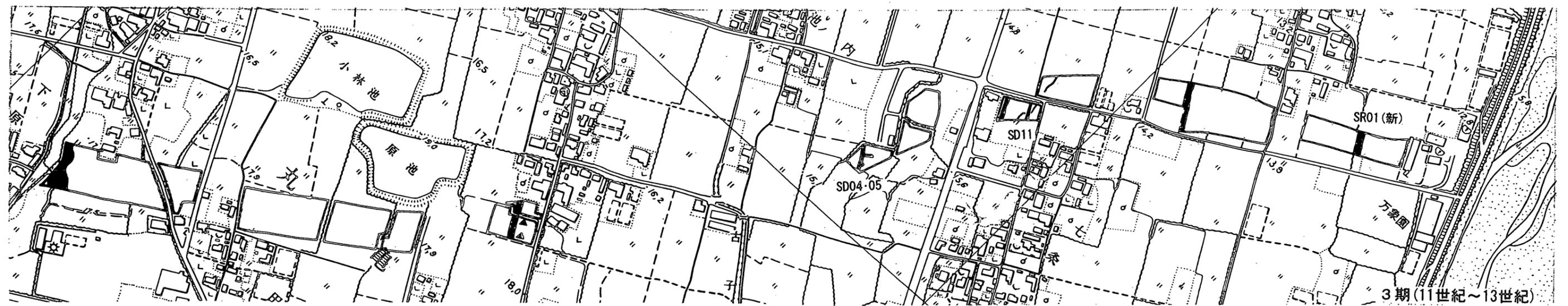
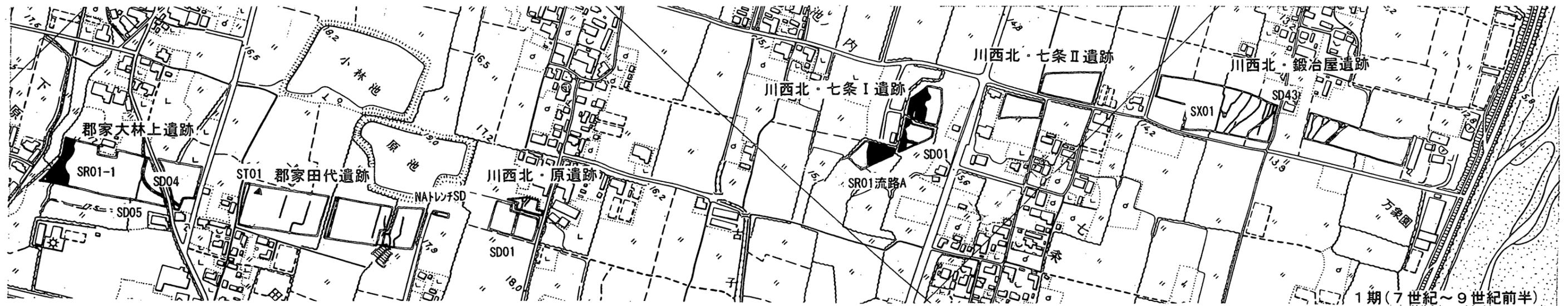
(2) 溝・旧河道・用水源（第30・31図）

現在の川西町北付近では、旧河道による地割の乱れを除いてN-30°-Wの方向で条里型地割が認められる。発掘調査で検出された古代以降の溝もこれに合致するものがあるが、一方で自然地形や水源の場所に制約されたとみられる不規則な方向をもつものも多くみられる。検出した溝を時期別に捉えると、新しい時期ほど前者が多くなる傾向が指摘できる。ただし溝という性格上、最終埋没は特定できても開削時期の比定ができない場合があり、土器型式に対応させたかたちでの細分案の提示は難しい。したがって、大まかな時期区分を用い、必要に応じて細かな時期区分を行うこととする。

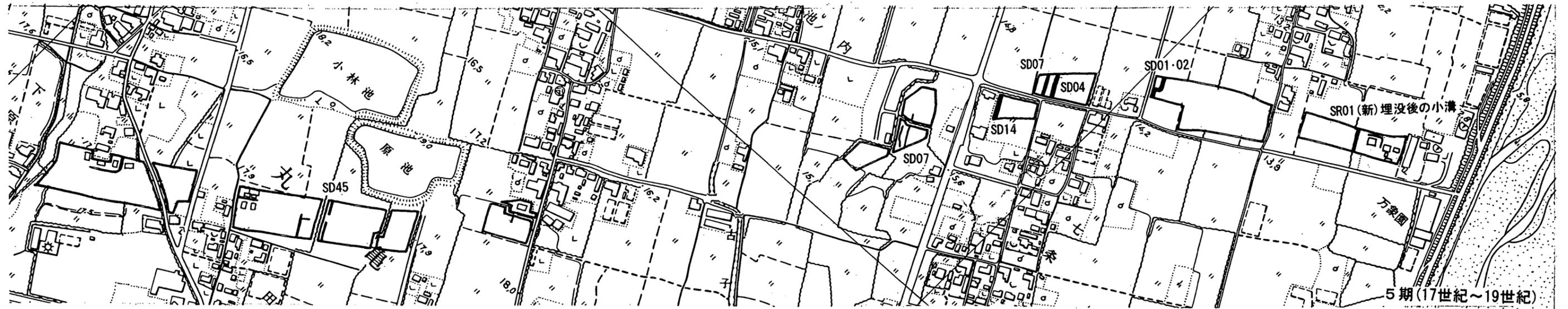
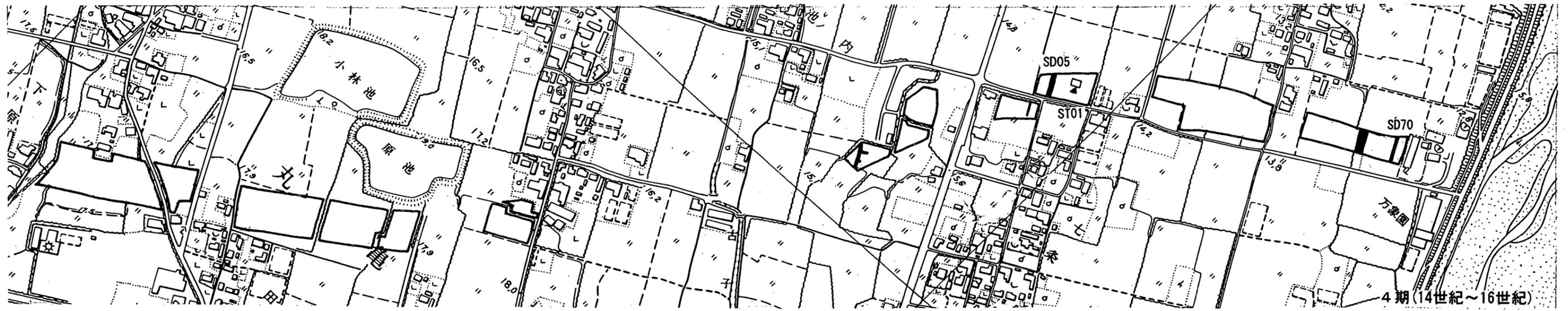
1期（7世紀～9世紀前葉） 川西北・七条Iでは、旧河道Ⅲに相当するSR01がこの時期まで流路を維持しており、7世紀中葉以前の流路Bから、これに続き9世紀前葉までに完全に埋没する流路Aへの変遷が確認された。流路Aは急激に屈折する平面形態から、人為的に開削された可能性が指摘されている（森下1997a）。また郡家大林上では、旧河道Iに相当するSR01-1が当該期に存在しており、次期にも継続する。

旧河道Ⅲ以東の遺跡群からみても。川西北・七条Iでは、南東方向から上記したSR01流路Aへと繋がる溝（SD01）が検出された。地形との関係から排水路とみるのが妥当であり、旧河道Ⅲに沿った微高地西側縁辺を流れていたものと思われる。微高地頂部にあたる川西北・七条IIでは、当該期の溝は検出されていない。微高地東側の川西北・鍛冶屋では、当該期にあたる多数の溝が検出されており、その水源としての出水状遺構（SX01）も検出された。若干量の出土遺物と相互の重複状況からみて、微高地の傾斜方向にほぼ一致する不規則な方向をもつ一群から、条里型地割と同じ方向をもつ一群へという変化が看取できる。主軸方向の変更時期を特定することは難しいが、他の丸亀平野での事例を参考にすると（森下1997b）、概ね7世紀末葉～8世紀初頭のうちに行われた可能性がある。ただし、地割方向への付け替え後も、一部分が傾斜方向と一致する流路をもつ溝が多い（SD04付近の溝群）。その理由は、専ら溝群よりも低い微高地縁辺への灌漑を主目的としていたことに求められるのではなかろうか。いずれにしても、坪界に合致する溝はSD04付近の溝群から分岐したSD43のみであり、川西北・七条IIでの溝の未検出とも相俟って、微地形に即応できるだけの細かなピッチでの条里溝の配置（すなわち面的な灌漑網の設定）にはほど遠い状況といえる。

次いで旧河道Ⅲ以西の遺跡群をみる。川西北・原から郡家大林上にかけては、条里型地割と



第30図 川西地区遺構変遷図(1)



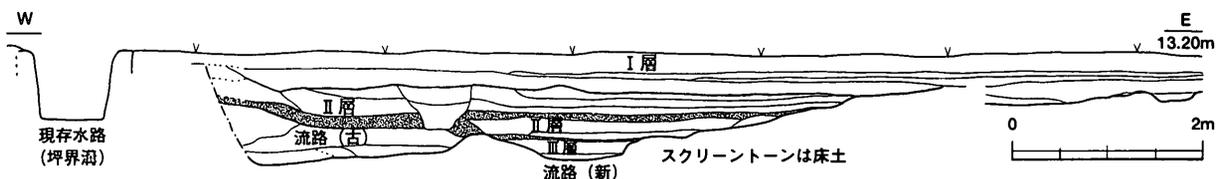
第31図 川西地区遺構変遷図(2)

同じ方位をもつ溝と、地形に制約されて不規則な方向をとる溝がある。後者は部分的な存在であり、前者が主体といえる。郡家大林上では、弥生時代以前の旧河道Ⅱに沿って延びるSD04と、それに合流する坪界溝（SD05）が検出された。出土遺物から8～9世紀に埋没したものと考えられる。郡家田代でも、SD01・02とSD37が坪界上もしくは坪界に近接した位置にあり、8～9世紀の須恵器が出土している。また川西A区NA・SAトレンチ（予備調査）でもほぼ坪界の位置に須恵器を包含する溝が検出されている（第2図）ことから、1期の可能性が高い。さらに川西北・原でも、坪界付近に遅くとも8世紀には埋没したとみられるSD01が検出されている。同遺跡SD02～05は、SD01から分岐した小溝と考えられ、直近に配水対象となる耕地が存在したことが推測される。これらの遺跡では、6本分の坪界線全てに1期の溝が存在したことになり、旧河道Ⅲ以東とはかなり異なっている。とはいえ、これらの坪界溝はいずれも1期のうちに埋没したものと思われ、2期には継続しない。

2期（9世紀後半～10世紀） 旧河道Ⅲ（川西北・七条ISR01）は完全に埋没する。字宮西付近で旧河道Ⅲを横断する古子川は、川西北・七条ISD02との関係からこの時期に開削された最も基幹的な水路と思われる。郡家大林上のSR01-1は、この時期にも継続しているようである。

旧河道Ⅲ以東では、この期の前半には1期同様に一部が地形に制約された方向の溝が存在する（川西北・鍛冶屋SD03・06・12）が、この期の後半（10～11世紀）には条里型地割と同じ方向の溝群が出現する。川西北・鍛冶屋SR01・SD11、川西北・七条ⅡSD13は坪界にほぼ合致する溝であり、いずれも少量ながら2期の遺物を含んでいることから、この時期に開削された可能性がある。

川西北・鍛冶屋SR01は、幅7.8m以上、深さ0.88mを測る近世の自然河川として報告されている。しかし、空中写真や更正図などによる周辺地割の観察によると、坪界線上を直線的に北上し、字鍛冶屋の北端（土器町との境界付近）で直角に屈曲して土器川に合流する状況が読み取れる。発掘部分も直線的な流路をもつことから、人為的な開削である可能性が高い。また2本の流路が重複しているが、流路（新）は断面形態が中央付近のみが比較的急に落ち込み、肩部は極めて緩く傾斜しているのが特徴的である。土層堆積状況を見ると、Ⅰ層（近現代の盛り土）・Ⅱ層（耕作土と床土の互層）・Ⅲ層（粘質土と砂礫層）に大別でき、Ⅲ層のみが溝として機能していた土層とみることが可能である。Ⅰ・Ⅱ層からは近世遺物がかなり出土したが、



第32図 川西北・鍛冶屋遺跡SR01土層図

Ⅲ層からは9世紀後半～10世紀の土師器・須恵器が主体で近江産緑釉陶器椀（10世紀後半）・土師質土器杯（13世紀頃）・足釜（15世紀）が各1点出土しており、近世遺物は含まれていない。このことから、Ⅲ層は9世紀後半～10世紀代を上限とし、15世紀頃を下限とすることが想定され、これより先行する流路（古）は9世紀後半ないしそれ以前まで遡る可能性が指摘できる（第32図）。

以上から、坪界線 6 本のうち 3 箇所が溝が検出されたことになる。また川西北・七条 I では、埋没した旧河道Ⅲ (S R01) 縁辺に条里型地割よりもやや北に偏するものの、それを意識したような直線的な大型の溝 (S D02) が新たに開削されるが、遺物の年代観からこの期のうちに埋没するようである。

旧河道Ⅲ以西では、川西北・原 S D07がある。坪界上に位置しており、8世紀代に埋没したと思われる S D01の機能を踏襲するものであろう。ただし、両溝の間には若干の断絶期が介在している。最下層から9世紀後半～10世紀の須恵器壺が出土しており、開削がこの時期まで遡る可能性がある。また郡家田代や郡家大林上でみられた坪界溝は、この時期には埋没しているようである。

3期 (11世紀～13世紀) 旧河道Ⅲ以東では、上記した坪界溝である川西北・鍛冶屋 S R01 (新)・S D11, 川西北・七条Ⅱ S D13がこの時期に該当する。いずれも前代から継続しているが、川西北・鍛冶屋 S D11は13世紀後葉、川西北・七条Ⅱ S D13も13世紀代には埋没しており、川西北・七条Ⅱ S R01 (新)は次期まで続く。これらの断面形態に共通するのは、いずれも肩部の傾斜が緩やかで底面中央がやや深く急傾斜で窪むことである。

旧河道Ⅲ以西では、川西北・七条Ⅰ S D04・05が直近に開削される。出土遺物から12世紀後半～14世紀前半と考えられる。また川西北・原 S D07は、第3章第2節で報告したように、12世紀後半～13世紀初頭にはなお一定の滞水状態 (Ⅱ層) にあったが、13世紀後葉には溝としての機能を失っていたようである (Ⅰ層)。この溝の断面形態も、旧河道Ⅲ以東の坪界溝のそれと一致する。

以上のように、2期から継続する幹線的な溝の断面形態は、いずれも肩部の傾斜が緩く幅広い断面形態をもつことが指摘できる。このような断面形態が生じた要因については、明らかにし得ない。しかし、短期間で廃絶している幹線的溝 (例えば2期の川西北・七条Ⅰ S D02) には、こうした断面形態がみられないことを考慮すると、一つの可能性としては溝としての長期間の継続による浸食を形成要因とすることが考えられる。そして川西北・原 S D07の堆積状況からみて、このような断面形態の形成は12世紀末葉～13世紀前葉よりも遡ることは確実で、9～10世紀を上限とすることがわかる。

かかる点から注意されるのが、10世紀後半～12世紀に起こったとされる「完新世段丘Ⅱ面」の形成である (高橋1994)。この時期に河床の浸食による低下が進行し、それに繋がる用水路も揚水困難なほどに浸食が進行することが、土器川東岸部の丸亀市飯野町で指摘されている (木下1991)。土器川西岸部での段丘崖の形成は明瞭なかたちで指摘できないが、幹線的な水路と目される古代末～中世前半の継続幅をもつ坪界溝のいずれもが、上記したような特徴的な断面形態をもつことから、完新世段丘Ⅱ面の形成の動きに連動している可能性を考えてもよからう。

4期 (14世紀～16世紀) 埋没した旧河道Ⅲ以東では、川西北・鍛冶屋 S D70・S R01 (新)、川西北・七条Ⅱ S D05・09がある。川西北・鍛冶屋 S R01 (新)は前代から継続する。川西北・七条Ⅱ S D05は、規模からみて前代の S D13の機能を引き継ぐ幹線水路と思われるが、坪界溝ではない。このことは、灌漑系統の部分的な変更を示唆するが、後続する近世幹線溝 (S D07・14) の複線的な在り方から推測すると、より細かなピッチの灌漑を指向して幹線水路の細分が行われた可能性もある。

旧河道Ⅲ以西では、川西北・七条Ⅰ S D04・05が前代から継続するようである。

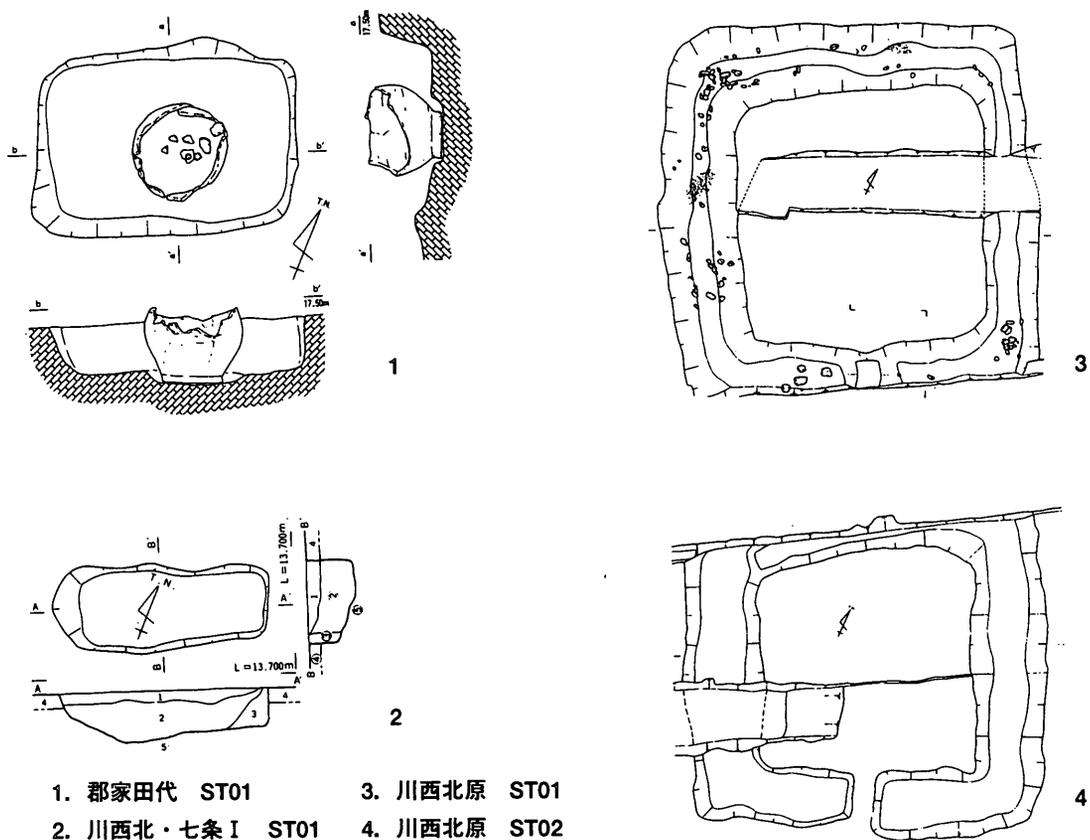
5期 (17世紀～19世紀) 埋没旧河道Ⅲ以東では、川西北・鍛冶屋 S D01・02, 川西北・七条

Ⅱ S D07・14がある。旧河道Ⅲ以西では、川西北・七条Ⅰ S D03・07，郡家田代 S D03・45がある。これらのうち，坪界線上に位置するのは川西北・七条Ⅱ S D14，川西北・鍛冶屋 S R01（新）埋没後の小溝，郡家田代 S D45の3本のみである。その原因としては，当該期の主要な溝が現在の水路と同じ位置に開削されるようになったことが挙げられる。具体的には，川西北・七条Ⅱ S D14は現在の水路とほぼ重複しており，東側肩部が検出されたのみである。また同 S D07，川西北・鍛冶屋 S D01・02は，昭和50年代の区画整理以前の用水路と同一である。このことから，更正図にみえ現在も機能している溝の大半は，遅くとも18世紀を開削年代とすると捉えられる。

ところで川西北・鍛冶屋 S R01（新）は，既述したようにこの期には溝としての機能を停止しており，水田耕作土とみられるⅡ層が堆積する。Ⅱ層の堆積状況を見ると，当初は1区画の幅が幅2～3mの狭い水田が段差を伴って造成されたようだが，後に低い側の水田は高上げされ，1枚に統合・整理されるようである。これに代わる水路は，S R01（新）の西肩部に開削されており，従来よりも若干高い位置にさほど規模の大きくないコンパクトな溝に付け替えられたことになる。その背景については，一つの可能性として溜池灌漑による安定的な用水供給の実現といった事象が考えられる。

(3) 墳墓

1期の郡家田代 S T01，3期の川西北・原 S T01・02，4期の川西北・七条Ⅱ S T01がある（第33図）。郡家田代 S T01は9世紀前半の火葬墓であり，丘陵部立地が多い古代前半の火葬墓



1. 郡家田代 ST01 3. 川西北原 ST01
2. 川西北・七条Ⅰ ST01 4. 川西北原 ST02

第33図 郡家・川西地区検出の古代・中世墓

としては異例の立地ともいえる。先述したように1期の郡家大林上～川西北・原では、ほぼ例外なく坪界溝が検出されており、僅少ながら出土遺物による限り8世紀代のかなり早いうちに開削から埋没に至ったことが想定される。したがって郡家田代S T01の構築時には、坪界溝はいずれも機能を停止していたと考えられ、荒蕪地に墓域の設定が行われたといえる。3期の川西北・原S T01・02は再度の幹線水路の開削（S D07）後に構築されるが、当該期での旧河道Ⅲ以西は1期でみられた面的な坪界溝の設定とは異なり、かなり限定的な開発過程を踏んだことが想定される。したがってなお周辺には未開発の「荒野」が存在していたとみるべきであり、やはり荒野（荒蕪地）もしくはその隣接地に営まれたと考えられる。ところで古代火葬墓や塚墓の造営主体は、ともに地域の生産関係に関与もしくは直接それを編成する在地の有力階層と捉えるのが穏当であるから、彼らが開発の一旦頓挫した（もしくは開発途上の）荒野に墳墓を営んだ理由には、単にそこが非生産的な地目であったということにとどまらない可能性がある。例えば古代においては墓地に伴う林の維持・管理が土地所有の根拠とされたことから窺えるように、墓域の設定には土地に対するある種の権利が生ずる場合があることを重視すると、それを足がかりの一つとした荒蕪地の再開発に対する強い関心が存在するようにも思える。

3. 想定される開発過程

以上の断片的な資料状況から想定される開発過程を、取り敢えず以下のようにまとめておきたい。

①検出された溝の在り方から、灌漑網は1期（7世紀～9世紀前半）、2・3期（9世紀後半～13世紀）、4・5期（14～19世紀）の3つの段階を経て近・現代の状況（付載参照）に至ったことが考えられる。この3つの段階の間には、幹線的な坪界溝の廃絶や付け替えなどの変化が存在する。

②1期には、旧河道Ⅲより西側の微高地上で坪界溝が企画的に開削されたが、川西北・原のS D01にみられるように比較的短期間で埋没・廃絶した。旧河道Ⅲ以東では、一部で条里型地割に合致する坪界溝が存在するが、1期の終わりまで地形に制約された方向の溝群が多い。

旧河道Ⅲ以東は出水を主水源としていたと考えられ（川西北・鍛冶屋S X01）、それは条里型地割施工期の8世紀前葉よりも明確に遡る。したがって旧河道Ⅲ以東での状況は、7世紀代に達成されていた微高地単位での灌漑網を踏襲した姿を示すと評価し得る。

対照的に旧河道Ⅲ以西では、6～7世紀代の灌漑網の存在は指摘できず、条里型地割施工期に新規の開発が行われた地域といえる。この地域は比較的高燥な地形であり、用水源は専ら旧河道Ⅲであったと思われるが、川西北・七条Iで当該期の人工的な付け替えが想定されていることも、当該期の新規開発の一環として位置付けられるかもしれない。

③2・3期には、専ら埋没した旧河道Ⅲの東側で坪界溝を基軸とした面的な開発が行われるようになる。旧河道Ⅲ以西では川西北・原S D07が検出されたのみであり、微高地の東側縁辺を中心とした単線的な灌漑網の設定にとどまるようである。ただ両地域に共通するのは、これらの幹線的な溝が9世紀後半を上限とする時期に開削され、以後13世紀代まで継続していたとみられる点である。

この灌漑網の水源としては、旧河道Ⅲ以東は出水群と考えられる。旧河道Ⅲ以西での水源は、当該期に開削されたと思われる古子川に求めることができる。第2章第1節2で記述したよう

に、古子川は条里型地割に規制されつつ微高地の縁辺に沿って流下しており、微高地を横断する箇所もあることから人工的に開削されたことは間違いない。川西北・原SD07は、古子川の井堰である宮西横井の北側延長部に該当しており、現在でも宮西横井から遺跡の南220mまではSD07を延長した坪界溝が主要水路（水路a）として機能している。川西北・原SD07の存在は、水源としての古子川の開削を前提に理解する必要がある。

④なお、興福寺領二村庄は藤原貞光の開発した「荒野」を基盤に13世紀前半に立庄されるが、その庄域の主体が鶴足郡条里八条の地（すなわち旧河道Ⅲの西側）であったことをここで想起したい。史料3によれば、荒野と見作地は混在していたとされ、土地利用の在り方は単純でないことがわかる。しかし、和与の結果として八条が興福寺領、七条が公領とされたのは、単に機械的な土地分割が行われたとみるよりも、八条側に荒野が多く、七条側に見作地が多いという傾向を前提としているのではなかろうか。とすれば、③で述べた旧河道Ⅲ以东（七条側）と以西（八条側）での灌漑網の相違は、そのような推測とよく一致する現象といえる。

⑤4・5期は、3期の幹線水路の若干の移動や付け替えによって、現在に至る灌漑網が整備されていく過程と考えられる。特に5期には、地割単位での土地の削平（川西北・原）や、機能を停止した溝の整地・嵩上げ（川西北・鍛冶屋）など、地形面の改変が大がかりに行われており、これを通じて現在みられるような「田渡し」というきめ細かな配水システムが完成した

遺跡名	遺構名	遺構の性格	時期(報告書)	時期(本稿)	時期比定の根拠
郡家大林上	SR01-1	自然河川	(弥生中期～中世)	弥生中期～3期	出土遺物
郡家大林上	SD04	坪界溝	SD05以後	1期(～2期)	出土遺物
郡家大林上	SD05	溝(一部坪界)	SD05以前	1期	切り合い関係
郡家田代	ST01	火葬墓	9C前半	1期	出土遺物
郡家田代	SD01-02	坪界溝	古代前期	1期	遺構埋土
郡家田代	SD37	坪界溝	古代前期	1期	出土遺物
川西北・七条Ⅰ	SR01流路A	自然河川	奈良時代	1期	出土遺物
川西北・七条Ⅰ	SD01	溝	奈良時代	1期	SR01との関係・溝の主軸
川西北・七条Ⅰ	SD02	溝	11C後半～14C前半	2期	出土遺物
川西北・七条Ⅰ	SD04・05	溝	13C後半～14C前半	3期	出土遺物
川西北・七条Ⅰ	SD03	溝	江戸時代	5期	出土遺物
川西北・七条Ⅰ	SD07	溝	江戸時代	5期	SD03埋土との近似
川西北・七条Ⅱ	SD13	坪界溝	(11C)～12C	2～3期	出土遺物
川西北・七条Ⅱ	SD11	溝	12C	3期	出土遺物
川西北・七条Ⅱ	SD05	溝	中世後半	4期	出土遺物
川西北・七条Ⅱ	SD04	溝	近世	5期	出土遺物
川西北・七条Ⅱ	SD07	溝	18C～明治初頭	5期	出土遺物
川西北・七条Ⅱ	SD14	坪界溝	近世	5期	出土遺物
川西北・七条Ⅱ	ST01	土壙墓	中世後半	4期	SB01との位置関係
川西北・鍛冶屋	SX01	出水状遺構	6世紀末～中世	1期(～2期)	出土遺物・周辺溝との関係
川西北・鍛冶屋	SD43	溝(一部坪界)		1期	周辺溝との関係
川西北・鍛冶屋	SD11	坪界溝	平安時代	2～3期	出土遺物
川西北・鍛冶屋	SR01	坪界溝	(古代～)近世	2～4期	出土遺物
川西北・鍛冶屋	SD70	溝	鎌倉時代	4期	出土遺物の下限
川西北・鍛冶屋	SD01-02	溝	江戸時代以降	5期	出土遺物

第2表 川西地区遺跡群主要遺構一覧

ものと思われる。このような広域にわたる「満作化」は、河床の下刻した古子川と土器川左岸の出水群など複数の水源から効率的に集・貯水する溜池（八丈池・金丸池・道池など）の構築によって実現可能になったのであろう。

付載：川西地区の水利系統

現在の丸亀市川西町北（旧西二村）と川西町南（旧西小川村）の水利状況については、用水路の現地踏査を行い、その上で丸亀市川西土地改良区理事長富田重義氏、金丸池水利組合山田安行氏の御教示を得た。また、字庄の踏査時に、松岡良成氏からも御教示いただいた。これらを地域開発史の史料として、発掘成果とともに用いることを意図したが、筆者の力量不足から調査が水利慣行などの細かな地域社会との関わりにまで及ばなかったこともあり、第2節での検討に十分に活用することができなかった。このため、今後の検討の参考資料として提示しておく。内容的には香川用水通水以前の水利状況について、開発史に関連すると思われる事象を記述し、若干の所見を併記しておく。

古子川の井堰 西二村付近における古子川の井堰は、8箇所存在する（第34図）。井堰の名称は上流側から順に、五平次又横井・重元横井・宮西横井・土井ノ内横井（宮西新横井）・真光寺横井・中嶋横井・庄横井・山西横井となる。現在の水掛かりでは、宮西・土井ノ内の横井は金丸池掛かりに属し、真光寺・中嶋・庄・山西の各横井は道池掛かりに属する。

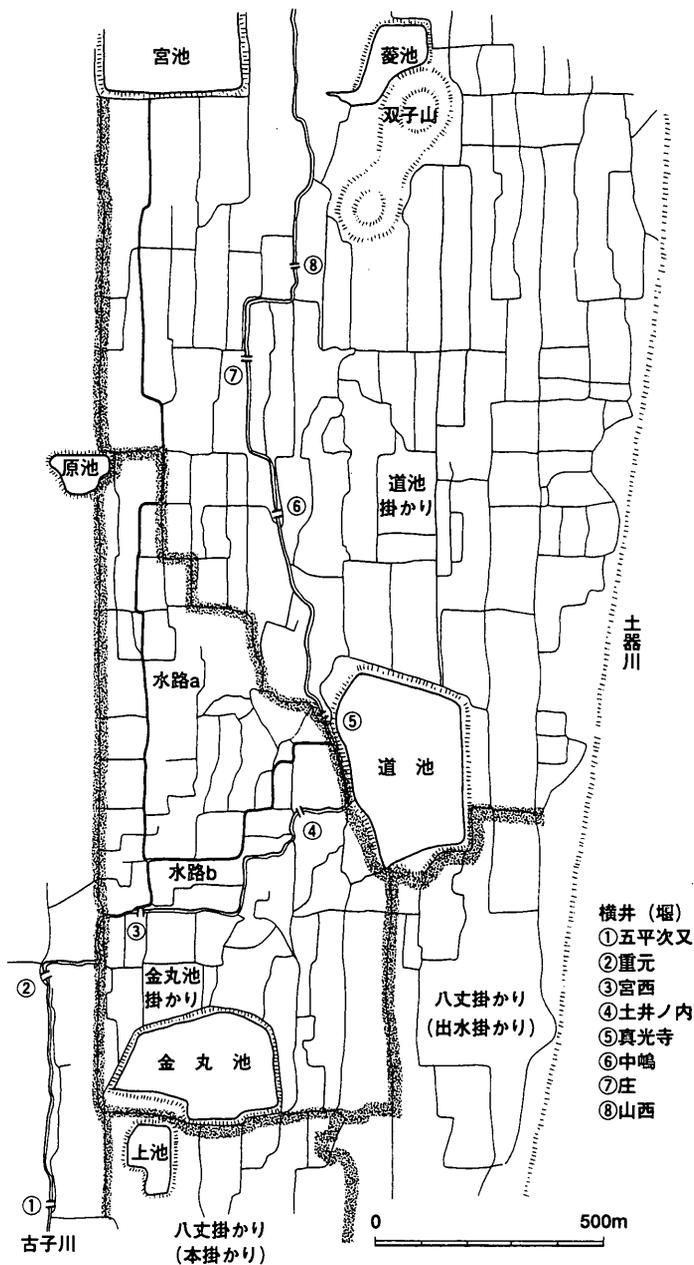
このような複数の水掛かりへの所属は、金丸池・道池などこの地域では大規模な溜池が、古子川から取水し、同時に排水も古子川へと行うために生じたものと思われる。つまり溜池との関係でみると、古子川は用・排水路両方の機能を果たしつつ流下していることになる。したがって、このような水利系統の在り方は、当然ながら溜池構築によって完成したことになる。

各井堰は現在、モーターによる可動式の井堰に改修されているが、それ以前は板を立てて水流を堰き止める転倒式の方法が採られていた。宮西横井では、河道の中央に杭を立てその両側に厚手の板を2枚重ねにして渡し、堰き止めていた。河道中央の杭には、水圧に耐えるために下流側に杭材による控えがなされており、下流側に水を落とす際には控えを人力で外していたが、これはかなり危険な作業であったという。

各井堰の設置年代の伝承については、聞き取りによっても確認することはできなかった。また構築主体の伝承も確認できなかった。

宮西横井の灌漑範囲 宮西横井は、字西ノ庄で古子川より揚水する井堰である。その灌漑対象は、字西ノ庄・土井ノ内・宮西に及ぶ。取水地点から1町北側の坪界で、用水路はさらに北側にまっすぐ延びる水路（水路aと仮称）と、東側へ折れる水路（水路bと仮称）とに分岐する。その分岐点には、堰などの施設は存在しておらず、全て自然流下による分水が行われている（ただし付近の水田の水口での取水は認められた）。このような分岐点の状況と聞き取りから、水路a・bの間には水利慣行上の優劣が存在しないことが窺える。

水路aは、字西ノ庄から土井ノ内にかけては同じ坪界上をまっすぐ北進するが、水路より西側は地形的に高いため灌漑対象ではない。この部分は、金丸池から流下して古子川を跨ぐ可動式の樋管（地元名称がないため、樋管1とする）によって用水が供給されている。字宮西との境界付近では、水路aはさらに西側と東側に分岐しており、西側の水路（水路a-1）は用益権が川西町側にある原池（郡家町内）に繋がる。東側の水路（水路a-2）はさらに北に屈折



第34図 古子川と堰・用水掛かり

して宮西・原・庄の各字内を直進し、土器町内の宮池へと繋がっている。しかし字宮西東半部から字原・庄では、道池掛かりに属する井堰からの用水を主体としているため、水掛かり上は異なった系統に属する。

水路bは、短い間隔で流路を東と北に変えながら真光寺横井の上流側（南側）の古子川へと排水する。排水路は深さ約1.5mとかなり深い、これは河床の深い古子川へ水を落とし続けた結果、浸食が著しく進行した結果と考えられる。

土井ノ内横井は、宮西新横井とも呼称されており、宮西横井の灌漑範囲の北東側に隣接する地域を対象としているが、地形的には灌漑対象地の方が高く、揚水が困難であったという。しかしここでは、隣接する宮西横井の用水を使うことができず、完全に別々の水掛かりであったという。

地形との関わりで灌漑範囲をみしてみる。宮西横井水路aは微高地頂部（郡家側）の東縁辺に沿って延びており、水路bは旧河道Ⅲに沿って延びている。つまり字西庄・土井ノ内の範囲内では、微高地側を水路a、旧河道の低地部周辺を水路bによって灌漑されていることになる。土井ノ内横井は、旧河道Ⅲの東側の比較的高く狭小な地域を灌漑対象としている。

道池掛かりと古子川 道池は、古子川を直接の水源とはしておらず、上方（南側）の金丸池を介して古子川（五平次又横井より取水）と間接的に繋がっているに過ぎない。また、金丸池への五平次又横井からの取水時期も6月以降と取り決められていたなど、用水源として古子川がもつ役割は決して高くなかった。ただし道池から落とされた池水は、古子川を幹線的な導水路として下方（北側）に配水される。したがって、道池掛かりは水利慣行上は道池を水源とするのであるが、古子川周辺の受益地では実態としては同川の井堰（真光寺・中嶋・庄・山西の各横井）から配水が行われている。つまり、古子川が道池から落とされた用水の導・配水路としての機能を果たしていることになる。

真光寺横井は、道池堤の西側に隣接している。真光寺ユルから落とされた池水を堰き止め、古子川西岸と東岸に配水する。西岸部は土井ノ内・宮西を、東岸部は七条を灌漑対象としている。東岸部の水路は、途中まで道池のスマユルから古子川に繋がる放水路（地獄川）と平行しつつ北上する。

中嶋横井は、テンリョウ又横井とも称し、地獄川を経て放水された道池の水を堰き止め、古子川西岸と東岸へ配水する。西岸部は宮西・原を、東岸部は七条を灌漑対象としている。

庄横井は、古子川西岸部の庄を灌漑対象とする。

山西横井は、古子川東岸部の山ノ側を灌漑対象とする。

八丈掛かり 現在の川西町南（旧西小川村）の北半部は、八丈掛かりと呼称される。八丈池の水源は丸亀市垂水町内の出水であり、古子川ではない。またこの水掛かりは、専ら八丈池からのみ直接的に灌漑される「本掛かり」と、八丈池水とともに川西町南の岸ノ上出水・木村出水・木村新出水といった、土器川西岸の出水群をも水源とする「出水掛かり」に分けることが可能である。両掛かりの灌漑範囲をみると、八丈池東約150mの地点を南北に延びる微高地を境に東西に分かれる状況が読み取れ、微高地よりも西側が本掛かり、東側が出水掛かりとなっている。

上記した水利系統の前提をなす灌漑用水網は、明治9年（1877）の更正図までは確実に遡ることができる。聞き取りした水利系統は、原則として香川用水以前の状況であり、山田氏によれば祖父以前から存在し、踏襲されてきたとされている。また『川西村史』などにも、明治期以降の用水路・堰の新規設定についての記述はない。したがって、水源（古子川・金丸池・道池・出水群）と灌漑網との対応関係は、大枠としては近代を通じて変更されなかったと判断できる。また、現存する坪界溝の多くが18世紀には開削されていたという、本節3-(2)での発掘所見も踏まえると、現存する灌漑網の初現は近世段階まで遡ることは確実であろう。

参考文献

- 森下英治 1997 a 「川西北・七条Ⅰ遺跡の調査」『四国横断自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告 第二十七冊』（財）香川県埋蔵文化財調査センターほか
1997 b 「丸亀平野条里型地割の考古学的検討」『財団法人香川県埋蔵文化財調査センター研究紀要Ⅴ』
高橋 学 1994 「古代末以降における地形環境の変貌と土地開発」『日本史研究』380
木下晴一 1991 「条里型地割施工以後の微地形変化」『香川県地理学会会報』No.11

観 察 表

番号	種別	器種	出土遺構	層位	口径	器高	底径	胎土	焼成	色 調	手法等の特徴	残存量
1	肥前系陶器	碗	SB02-8	掘り方埋土			4.3	密	良好	(胎)灰白2.5Y8/2,(釉)灰黄2.5Y8/2	高台型付露胎	高台完存
2	土師質土器	小皿	ST01周溝	I・II層	7.8	1.7		密。~2mmの砂粒	良好	浅黄橙10YR8/3	(底)へら切り(R)	底部完存
3	土師質土器	杯	ST01周溝	I・II層	14.4	3.5	7.9	密。~1.5mmの砂粒	良好	灰白2.5Y8/2	(底)へら切り(R)	底部完存
4	土師質土器	碗	ST01周溝	I・II層			5.0	密。~1mmの砂粒	良好	灰白10YR8/1		高台1/4
5	土師質土器	碗	ST01周溝	III・IV層	14.8	5.5	5.9	密。~0.5mmの砂粒少量	良好	灰白2.5Y8/1	(体・外)指頭痕・縦方向の皺	高台完存
6	土師質土器	碗	ST01周溝	I・II層	15.0			密。~1mmの砂粒少量	良好	灰白2.5Y8/1	(体・外)縦方向の皺	口径1/10
7	土師質土器	碗	ST01周溝				5.5	密。~1mmの砂粒少量	良好	灰白2.5Y8/1		高台3/8
8	十瓶山系須恵器	碗	ST01周溝	I・II層	16.2			密。~1mmの砂粒	軟	(体)灰白N8/(口)灰N7/ (外)灰白N4/(断)灰白N7/ (内)灰白N7/(断)灰白N7/ (外)灰白N6/(断)灰白N7/ (内)灰白N6/(断)灰白N8/ (外)灰白N6/(断)灰白N8/ (内)灰白N4/(断)灰白N7/ (外)灰白N4/(断)灰白N7/ (内)灰白N6/(断)灰白N7/ (外)灰白N6/(断)灰白N7/ (内)灰白N8/(口)N6/ (外)灰白N7/(断)灰白N8/ 灰白2.5Y8/2	(体・外)回転へら磨き 凹面布目 凹面布目 凸面縄目叩き,凹面布目 凸面縄目叩き,凹面布目 凸面縄目叩き,凹面布目,端面削り	口径1/8
9	平瓦(加工円盤)		ST01周溝					密。~1mmの砂粒	瓦質			
10	平瓦(加工円盤)		ST01周溝					密。~3mmの砂粒	瓦質			
11	平瓦(加工円盤)		ST01周溝	I・II層				密。~1mmの砂粒	瓦質			
12	平瓦		ST01周溝					密。~1mmの砂粒	瓦質			
13	平瓦		ST01周溝	III・IV層				密。~1mmの砂粒少量	須恵質			口径1/5
14	土師質土器	碗	ST02周溝		14.8			密。~1.5mmの砂粒	良好	(体)灰白N8/(口)N6/ (外)灰白N7/(断)灰白N8/ 灰白2.5Y8/2	(内)板ナデ(ハケ目状)	高台3/8
15	十瓶山系須恵器	碗	ST02周溝	III層	13.9	4.0	4.4	密。~1.5mmの砂粒	軟	(外)灰白N7/(断)灰白N8/ 灰白2.5Y8/2		高台3/8
16	須恵器	平瓶	SD01	II層	7.0			やや粗。~1mmの砂粒	良好			口径ほぼ完存
17	土師質土器	碗	SD01	I層	14.1			密。~1mmの砂粒少量	良好	灰白2.5Y8/2		口径1/10
18	吉備系土師質土器	碗	SD07	I層			4.9	密。~4mm以下の砂粒	良好	(外)灰白2.5Y8/2,(断)灰白N5/ 灰白N8/ (胎)浅黄橙10YR8/3,(釉)オリーフ灰2.5GY6/1	高台内側露胎,量付使用による磨減	高台完存
19	十瓶山系須恵器	捏鉢	SD07	I層	28.0			やや粗。~4.5mm以下の砂粒	軟	(外)灰白2.5Y8/1	(底)へら切り	口径1/4
20	青磁	碗	SD07	I層	6.6		4.4	密。~1mmの砂粒	良好	(外)灰白2.5Y8/1	(底)へら切り	底径1/4
21	土師質土器	小皿	SD07	II層			5.9	密。~1.5mmの砂粒	良好	(外)灰白2.5Y8/1(内)灰白N8/ (外)灰白2.5Y8/1(胎)暗灰N3/ (外)灰白2.5Y8/1(断)褐灰7.5YR6/1		高台3/4
22	土師質土器	杯	SD07	II層	11.8			密。~1mmの砂粒少量	良好	灰白N7/ (外)灰白N8/(断)黄橙10YR7/3		高台1/8
23	土師質土器	碗	SD07	II層			5.0	密。~2.5mmの砂粒	良好	(外)灰白2.5Y8/1		口径1/12
24	土師質土器	碗	SD07	II層			6.8	密。~1mmの砂粒少量	良好	(外)灰白2.5Y8/1		口径1/8
25	土師質土器	碗	SD07	II層			8.2	密。~1.5mmの砂粒少量	良好	(外)灰白2.5Y8/1		口径1/5
26	土師質土器	杯	SD07	III-1層			8.2	密。~2mmの砂粒少量	良好	(外)灰白2.5Y8/1		口径1/8
27	土師質土器	杯	SD07	III-1層			12.8	密。~1mmの砂粒	良好	(外)灰白N8/(断)黄橙10YR7/3		口径1/8
28	土師質土器	杯	SD07	III-1層			14.4	密。~1.5mmの砂粒少量	良好	(外)灰白10YR8/1,(断)灰白10YR8/2	(底)へら切り(L)	底径1/5
29	土師質土器	杯	SD07	III-1層			12.8	密。~1mmの砂粒	良好	灰白2.5Y8/2	(底)へら切り	口径1/8
30	土師質土器	碗	SD07	III-1層			4.9	密。~1mmの砂粒多量	良好	灰白2.5Y8/2	(底)へら切り→板目状圧痕→高台貼付	高台完存
31	土師質土器	碗	SD07	III-1層			5.2	密。~1.5mmの砂粒	良好	灰白10YR8/1		高台1/8
32	土師質土器	碗	SD07	III-1層			5.0	密。~1mmの砂粒	良好	灰白2.5Y8/1		高台1/4
33	土師質土器	碗	SD07	III-1層			5.4	密。~1mmの砂粒	良好	灰白2.5Y8/1		高台1/8
34	土師質土器	碗	SD07	III-1層			5.7	密。~1.5mmの砂粒	良好	灰白10YR8/2	(底)へら切り	高台完存
35	土師質土器	碗	SD07	III-1層			4.1	密。~1.5mmの砂粒	良好	灰白7.5YR8/1	(底)へら切り→板目状圧痕→高台貼付	高台完存
36	土師質土器	碗	SD07	III-1層			5.8	密。~1mmの砂粒	良好	(外)灰白7.5YR8/2,(断)黒5YR1.7/1		細片
37	土師質土器	碗	SD07	III-1層			5.7	密。~2mmの砂粒	良好	灰白2.5Y8/1		高台3/8
38	土師質土器	碗	SD07	III-1層			6.4	密。~2mmの砂粒	良好	(外)灰白10YR8/2,(断)暗灰N3/ (外)灰白10YR8/2,(内)灰白2.5Y8/2		高台7/8
39	土師質土器	碗	SD07	III-1層			5.3	密。~4mmの砂粒	良好	灰白2.5Y8/1		高台完存
40	土師質土器	碗	SD07	III-1層			5.3	密。~1.5mmの砂粒	良好	灰白2.5Y8/1		高台1/12
41	土師質土器	碗	SD07	III-1層			4.4	密。~1mmの砂粒少量	軟	灰白2.5Y8/2	(体・外)指頭痕,(底)へら切り	高台1/2
42	十瓶山系須恵器	碗	SD07	III-1層				密。~1.5mmの砂粒	良好	(外)赤灰2.5YR4/1,(内)灰N5/ (外)灰白N8/(断)灰白2.5Y8/1	(外)指頭圧痕,(内)へら磨き	細片
43	十瓶山系須恵器	盞	SD07	III-2層				密。~3mmの砂粒	軟			口径1/7
44	和泉型瓦器	小皿		耕作土層	8.2							

45	和泉型瓦器	小皿	耕作土層	9.2						灰白N7/	(外)指頭圧痕	口径1/6
46	土師質土器	杯	耕作土層	8.6	2.8	4.4	密。~1.5mmの砂粒	良好		にぶい燈7.5YR7/3・灰白5Y7/1	(底)回転糸切り	口径1/8
47	土師質土器	椀	耕作土層	14.0			密。~1mmの砂粒	良好		(外)灰白10YR8/1.(断)浅黄橙7.5YR8/4		口径1/7
48	土師質土器	椀	耕作土層			6.1	密。~1mmの砂粒	良好		(外)(内)灰白10YR8/1.(断)浅黄橙7.5YR8/6	(底)へラ切り→板目状圧痕→高台貼付	高台完存
49	土師質土器	椀	耕作土層			6.9	密。~4mmの砂粒	良好		(外)(内)灰白2.5Y8/2.(断)浅黄橙10YR8/3		高台完存
50	土師質土器	椀	耕作土層			7.0	密。~1mmの砂粒	良好		(外)(内)灰白N8/(断)灰N6/		高台1/4
51	青磁	碗	耕作土層				密。	良好		(胎)灰白N7/(軸)灰10Y6/1	(外)鋤運弁文	細片
52	十瓶山系須恵器	壺	耕作土層				密。	良好		灰N6/	(外)格子叩き目→回転ナデ	細片
53	土師質土器	足釜	耕作土層				密。~1mmの砂粒	良好		(外)(内)灰白2.5Y7/1.(断)灰白2.5Y8/1	(内)横ハケ→(口)横ナデ,(外)横ナデ	細片
54	土師質土器	足釜	耕作土層	22.0			密。~3mmの砂粒	良好		(外)(内)にぶい黄橙10YR7/2.(断)灰白2.5Y8/1	(内)横ハケ→(口)横ナデ,(外)横ナデ	口径1/10
55	土師質土器	足釜	耕作土層				密。~4mmの砂粒	良好		(外)燈7.5YR6/6.(内)にぶい黄橙10YR7/2		細片
56	肥前系磁器	皿	耕作土層			7.3	密。	良好		(胎)灰白N8/(軸)灰白7.5GY8/1	(内)草文	高台1/4
57	肥前系磁器	碗	耕作土層	12.0			密。	良好		(胎)明オリープ灰2.5GY7/1.(軸)灰白7.5Y7/1	(外)渦文	細片
58	肥前系磁器	碗	耕作土層			5.8	密。	良好		(胎)灰白N8/(軸)灰白5GY8/1		高台1/2
59	磁器	蓋	耕作土層	7.1			密。	良好		(胎)灰白N8/(軸)明緑灰7.5GY8/1	(外)草花文?	口径1/4
60	陶器	瓶	耕作土層	2.8			密。	良好		(胎)灰白10YR7/1.(軸)黒褐5YR2/1		口径1/4

番号	器種	出土遺構	層位	長(cm)	幅(cm)	厚(cm)	重量(g)	材質
61	寛永通宝		耕作土層	2.5	2.5	0.15		銅
62	石包丁		耕作土層	8.9	4.3	1.2	47.73	サスカイト
63	スクレイパー		耕作土層	6.1	4.5	1.3	34.96	サスカイト
64	尖頭器		基盤層	6.9	3.0	1.0	22.02	サスカイト
65	横長剥片		基盤層	7.05	4.1	1.7	35.63	サスカイト



ST01全景（北から）



ST01北側周溝炭化物検出状況（南から）

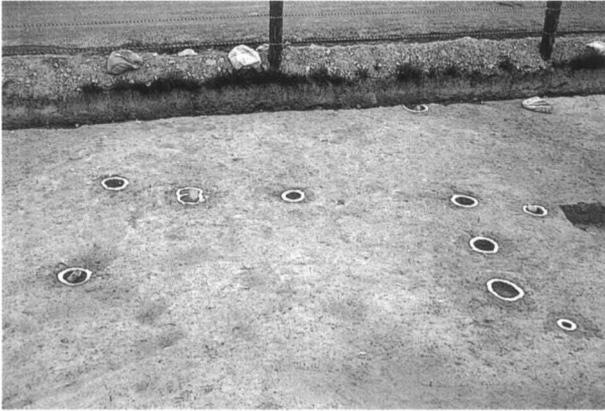
図版 2



SD01F断面 (南から)



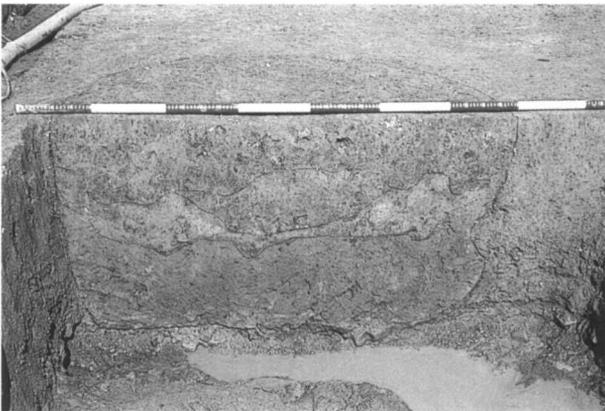
SD07D断面 (南から)



SB01 (西から)



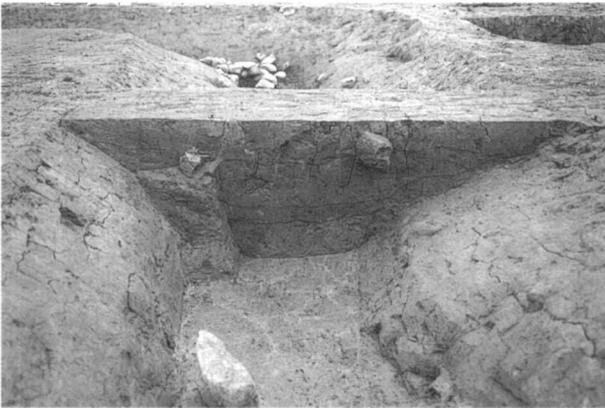
SK01土層 (西から)



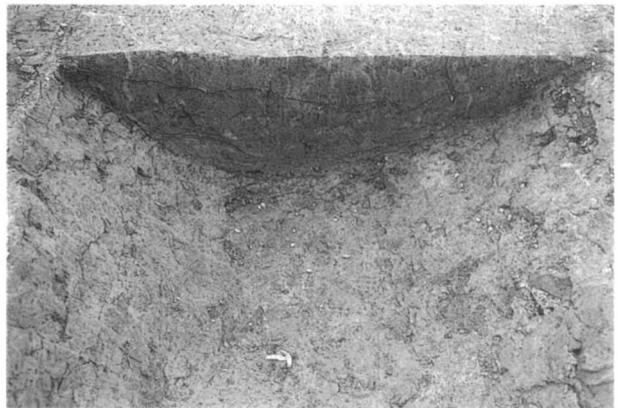
SK02土層 (西から)



ST01 (北から)



ST01北側周溝土層 (東から)



ST01東側周溝土層 (南から)

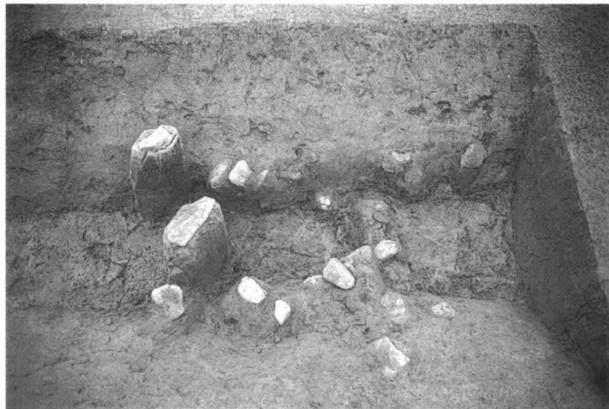


ST01南側周溝土層 (東から)

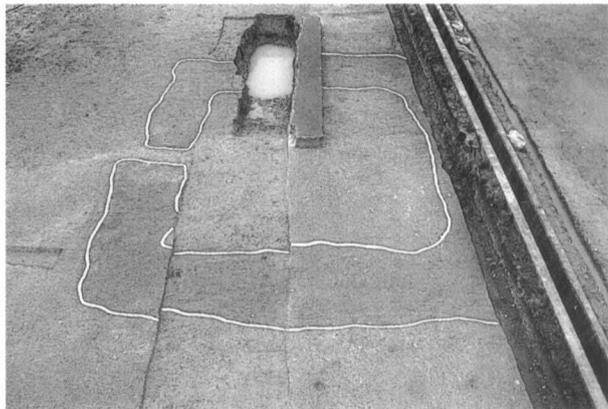


ST01周溝内遺物出土状況

図版 4



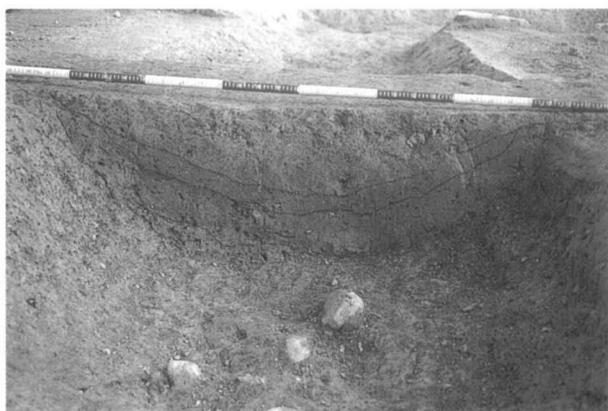
ST01周溝内礫出土状況



ST02上面検出状況（東から）



ST02完掘状況（東から）



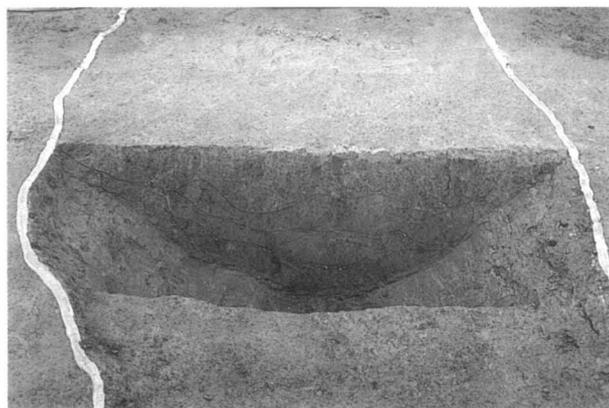
ST02東側周溝土層（北から）



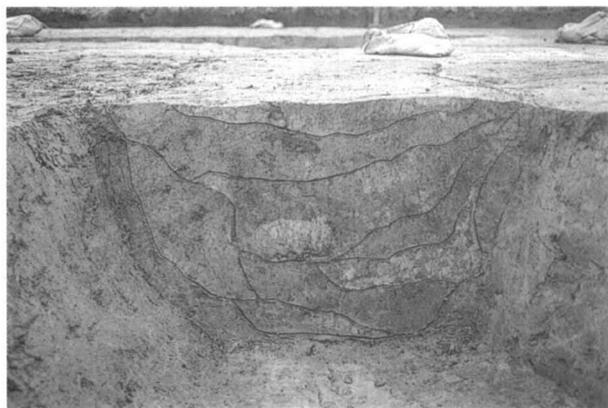
ST02西側周溝土層（北から）



SD01D断面（南から）



SD01E断面（南から）



SD01G断面（北から）



SD01須恵器出土状況（東から）



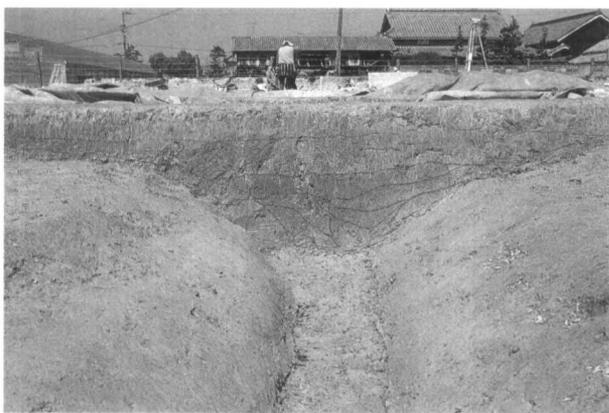
SD07B断面（南から）



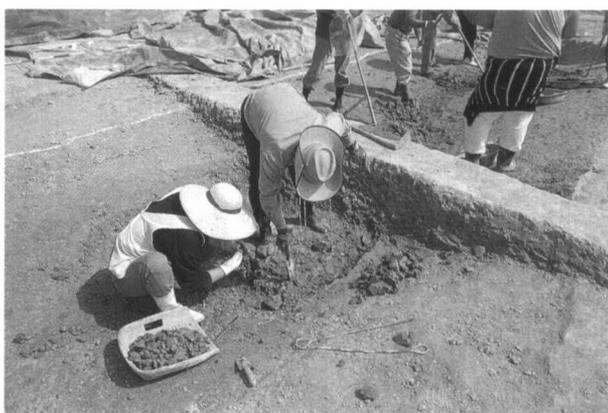
SD07C断面（南から）



SD07E断面（南から）



SD07F断面（南から）



SD07調査風景

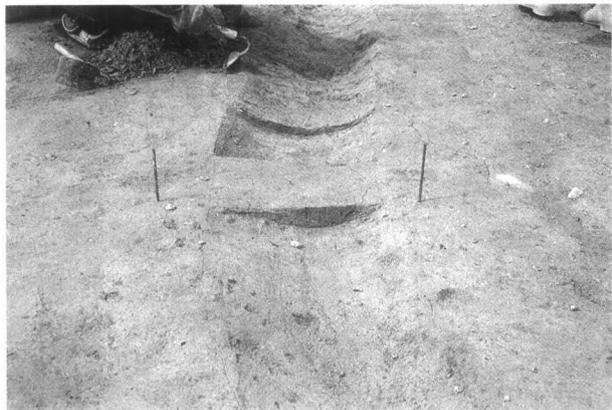


SD07Ⅲ-1層遺物出土状況



SD07Ⅲ層遺物出土状況

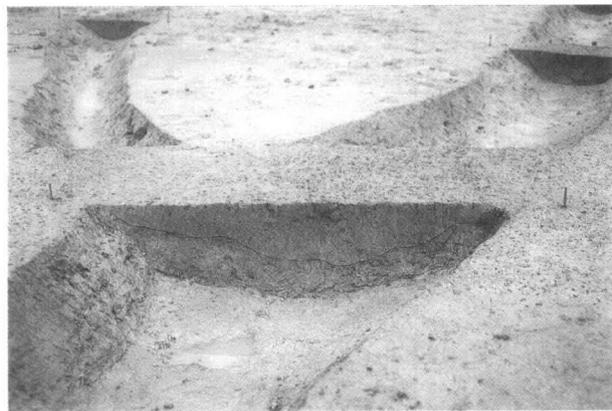
図版 6



SD02B断面 (南から)



SD04A断面 (南から)



SD04D断面 (南から)



SD06B断面 (南から)



SD09E断面 (南から)



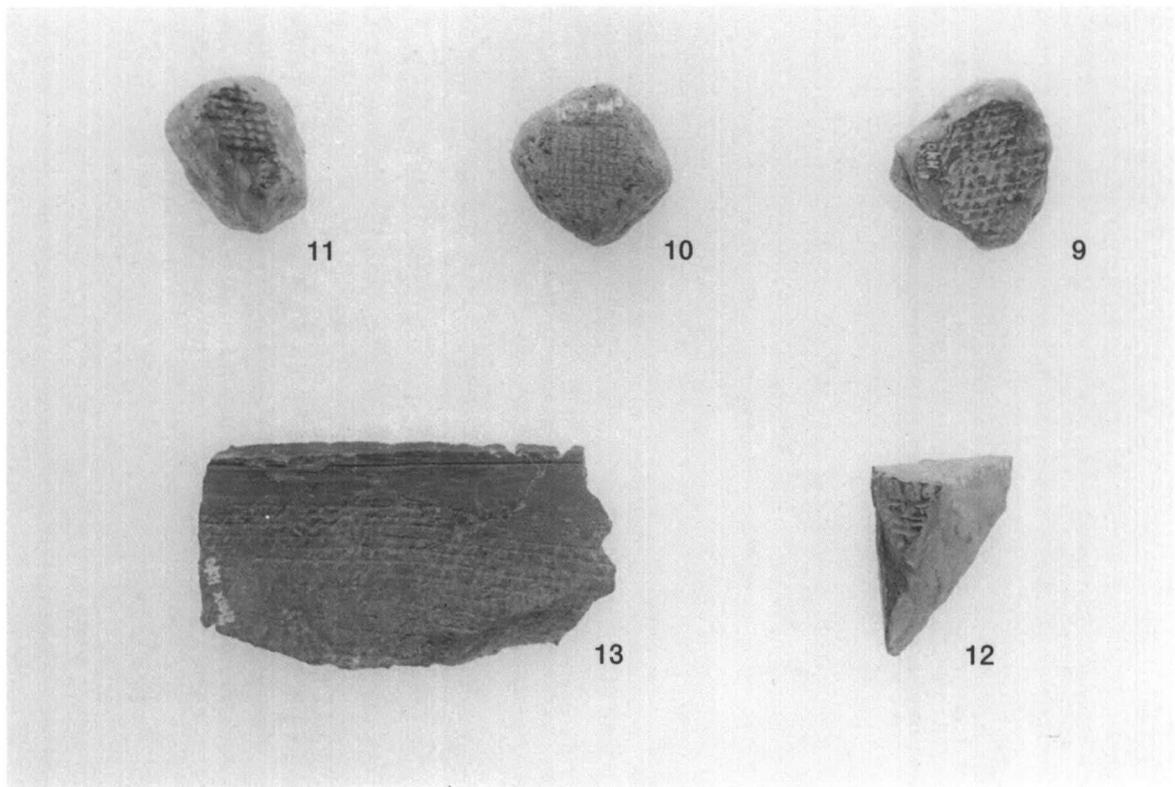
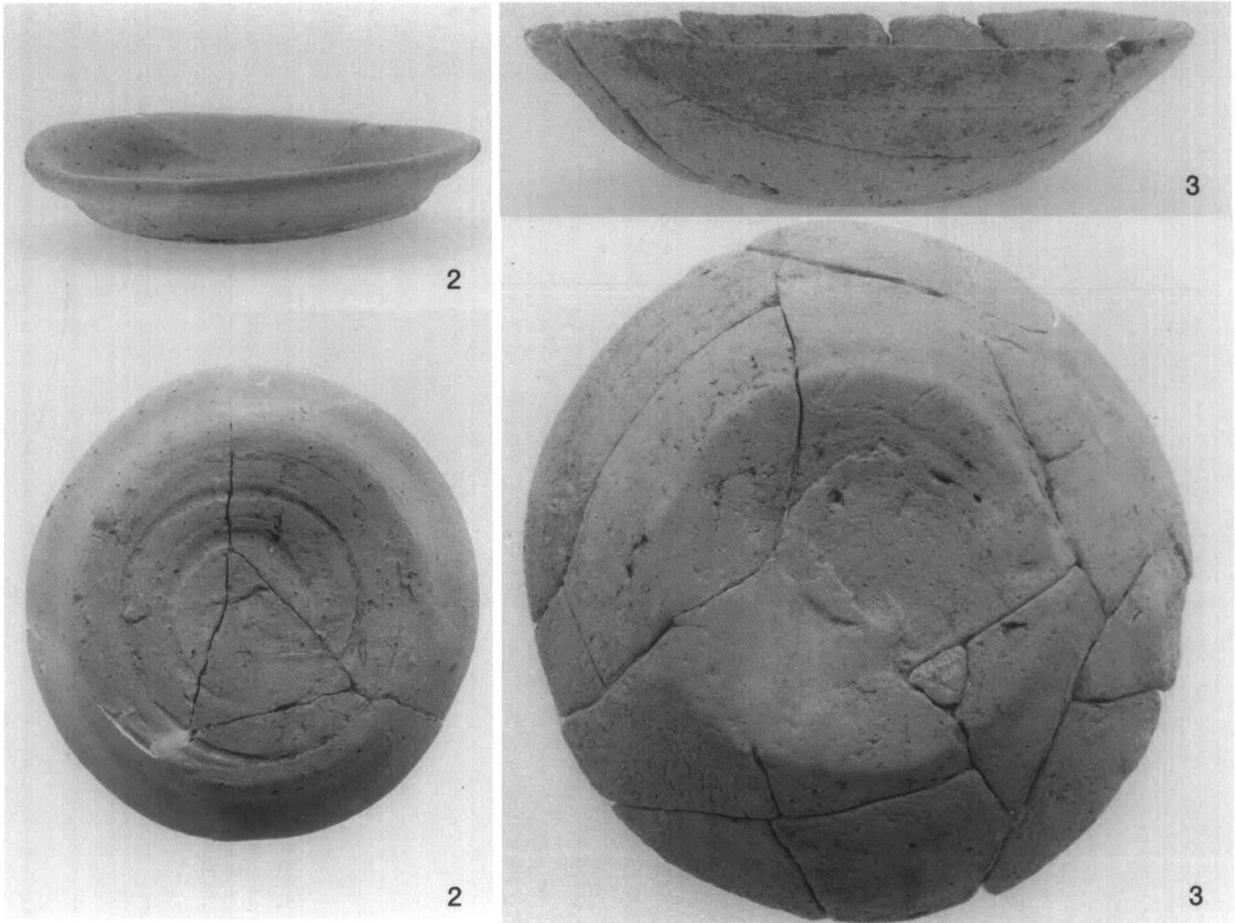
SD17 (南から)



SD18 (東から)



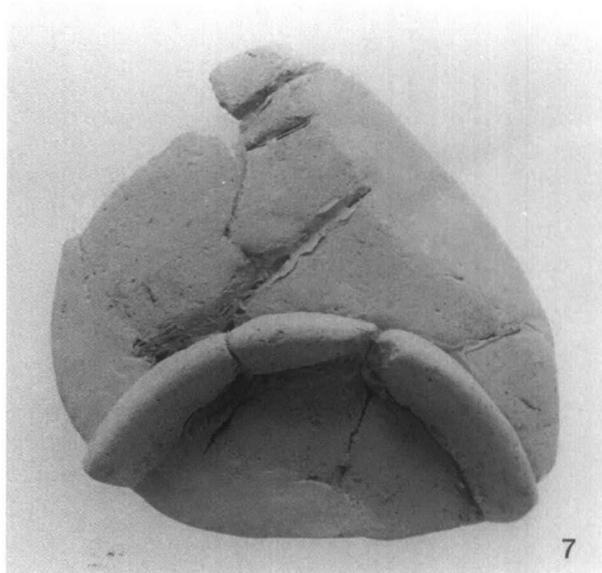
現場作業風景 (東から)



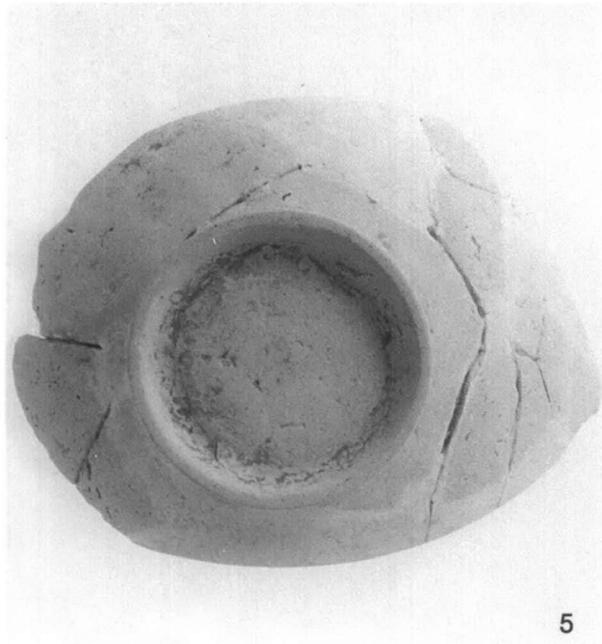
ST01出土遺物(1)



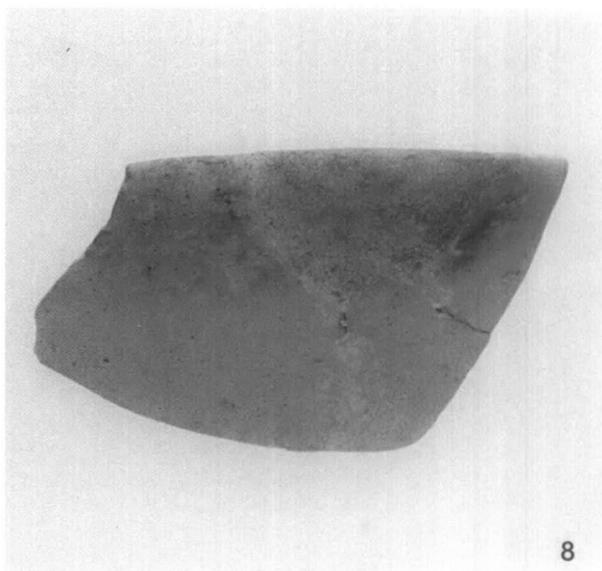
5



7

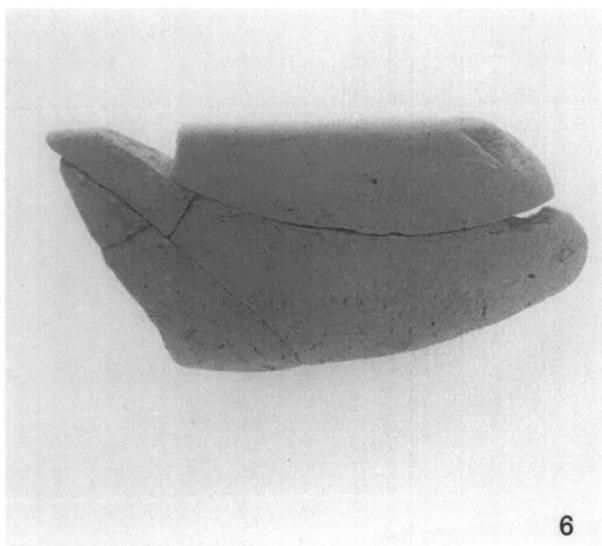


5



8

ST01出土遺物(2)

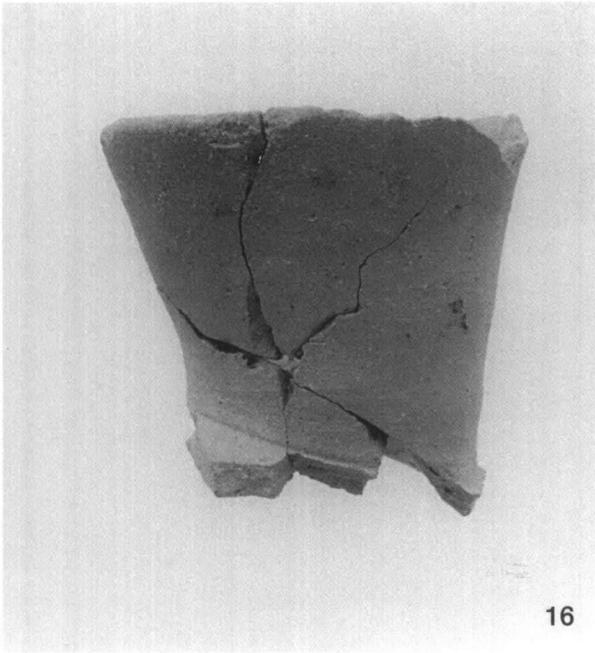


6



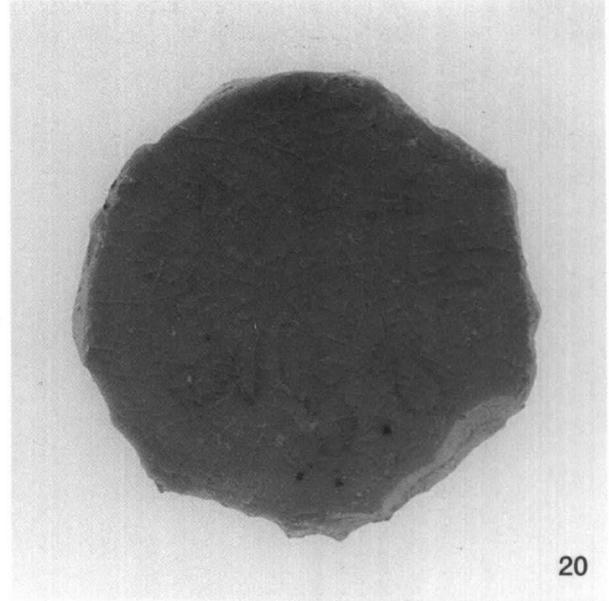
15

ST02出土遺物

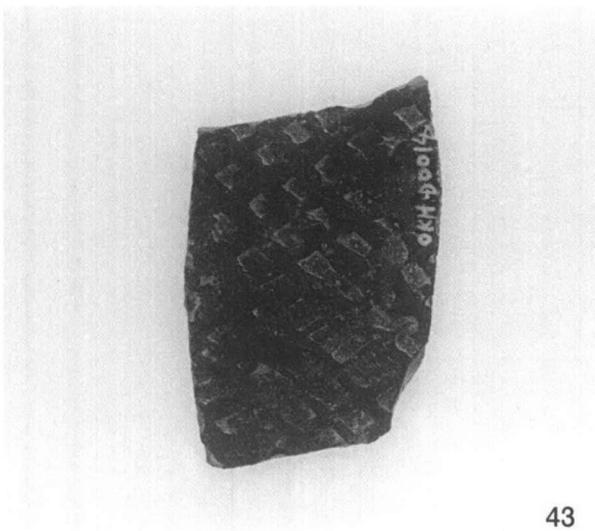


16

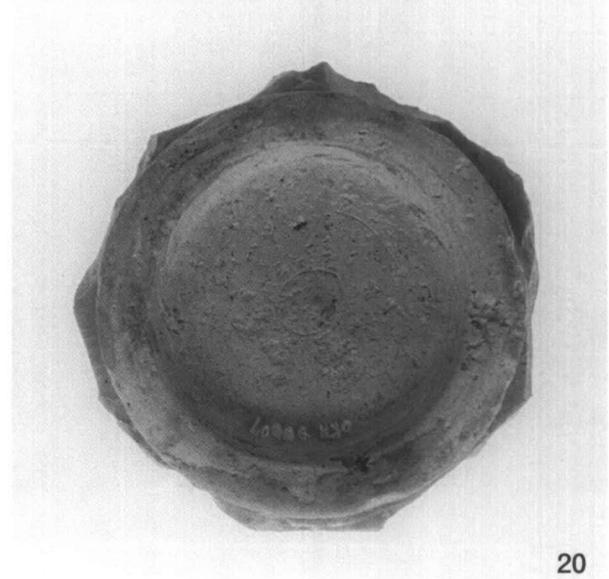
SD01出土遺物



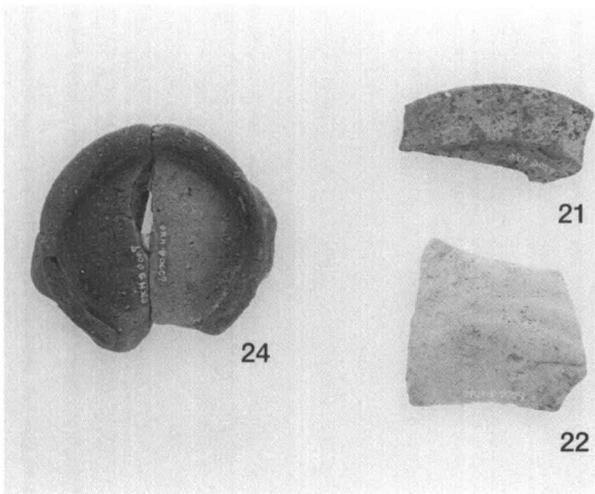
20



43



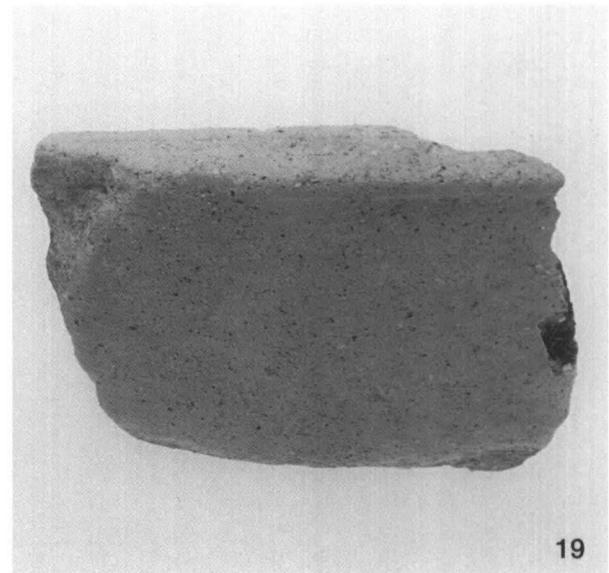
20



21

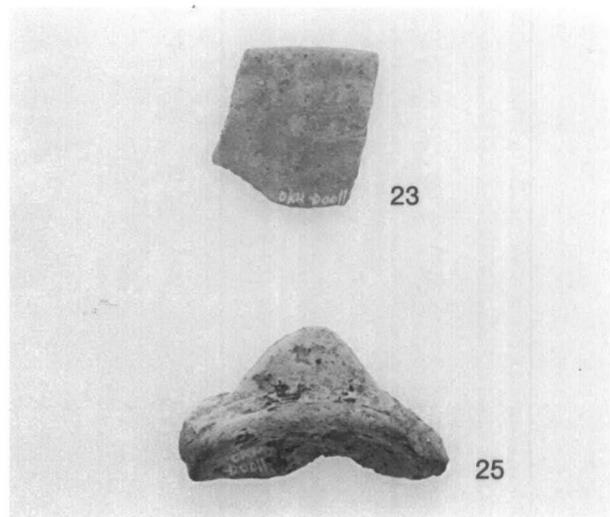
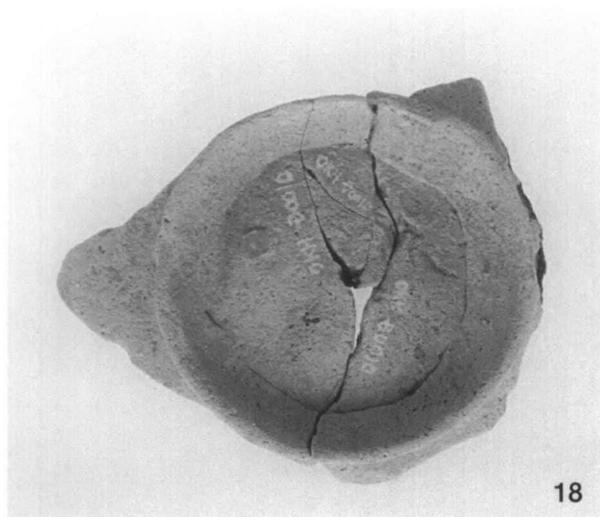
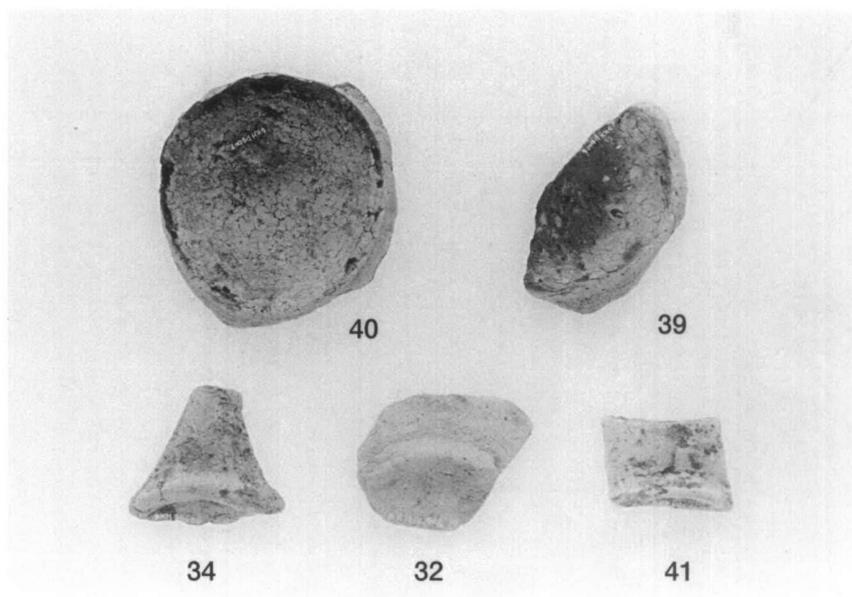
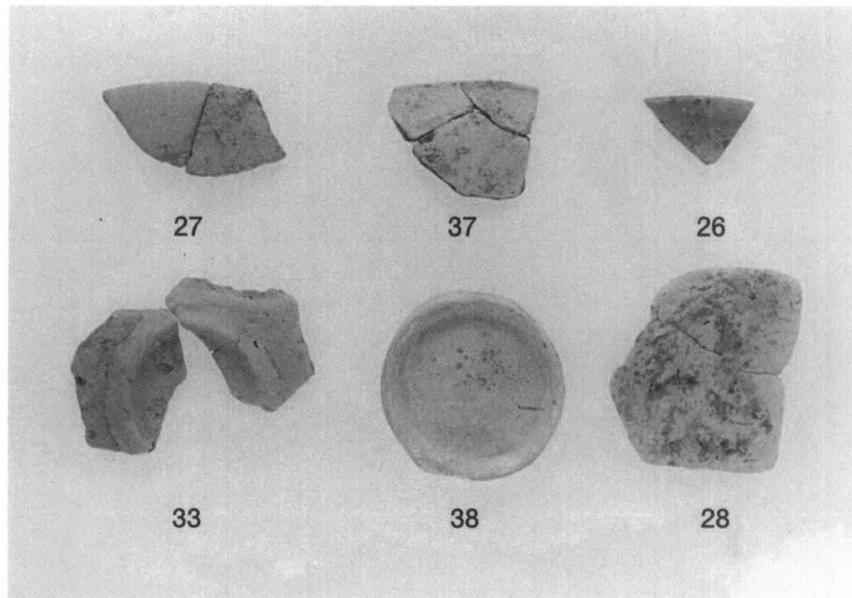
24

22

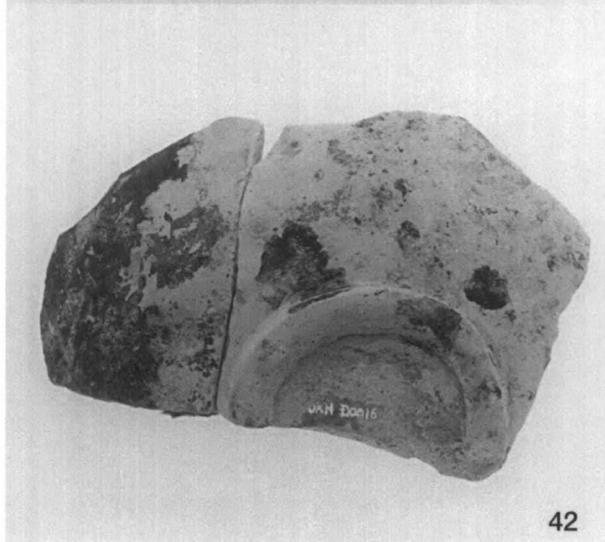
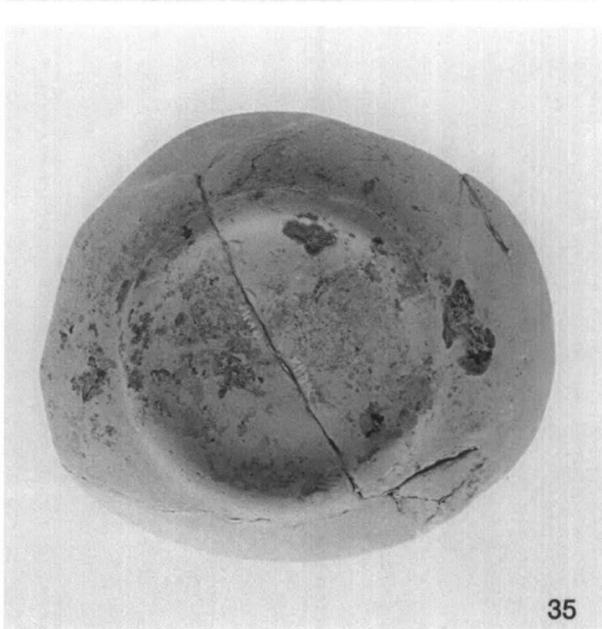
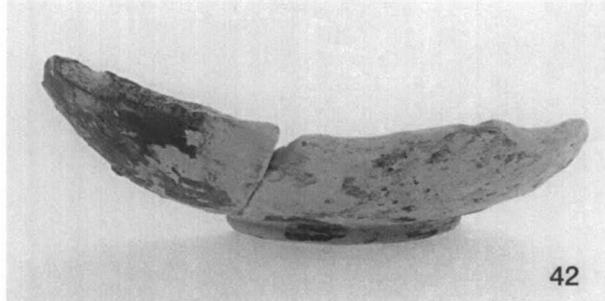
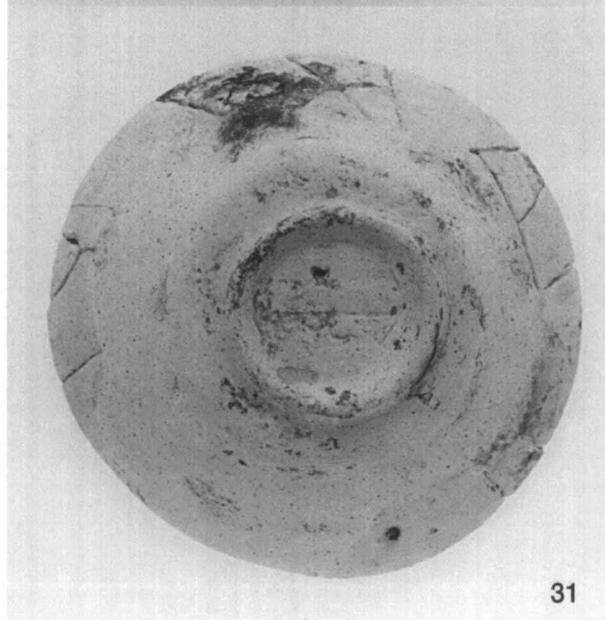
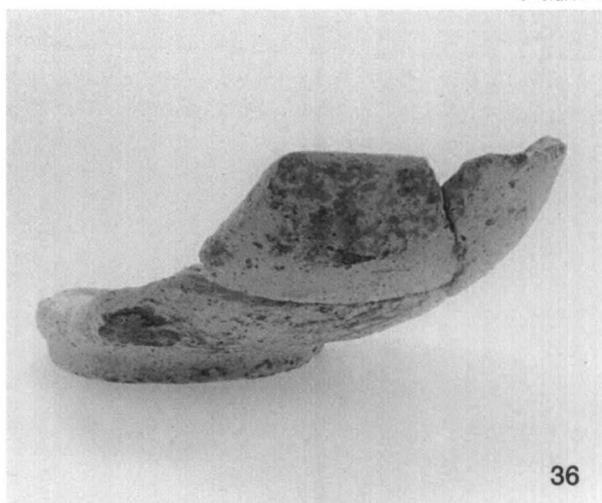
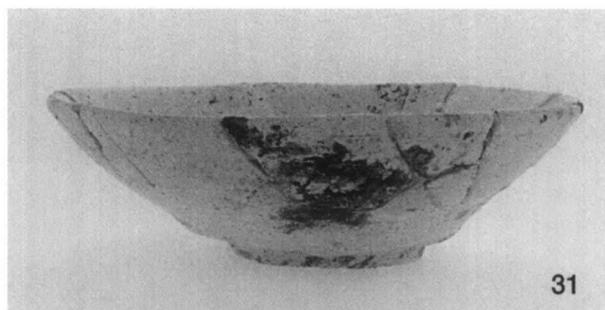


19

SD07出土遺物(1)

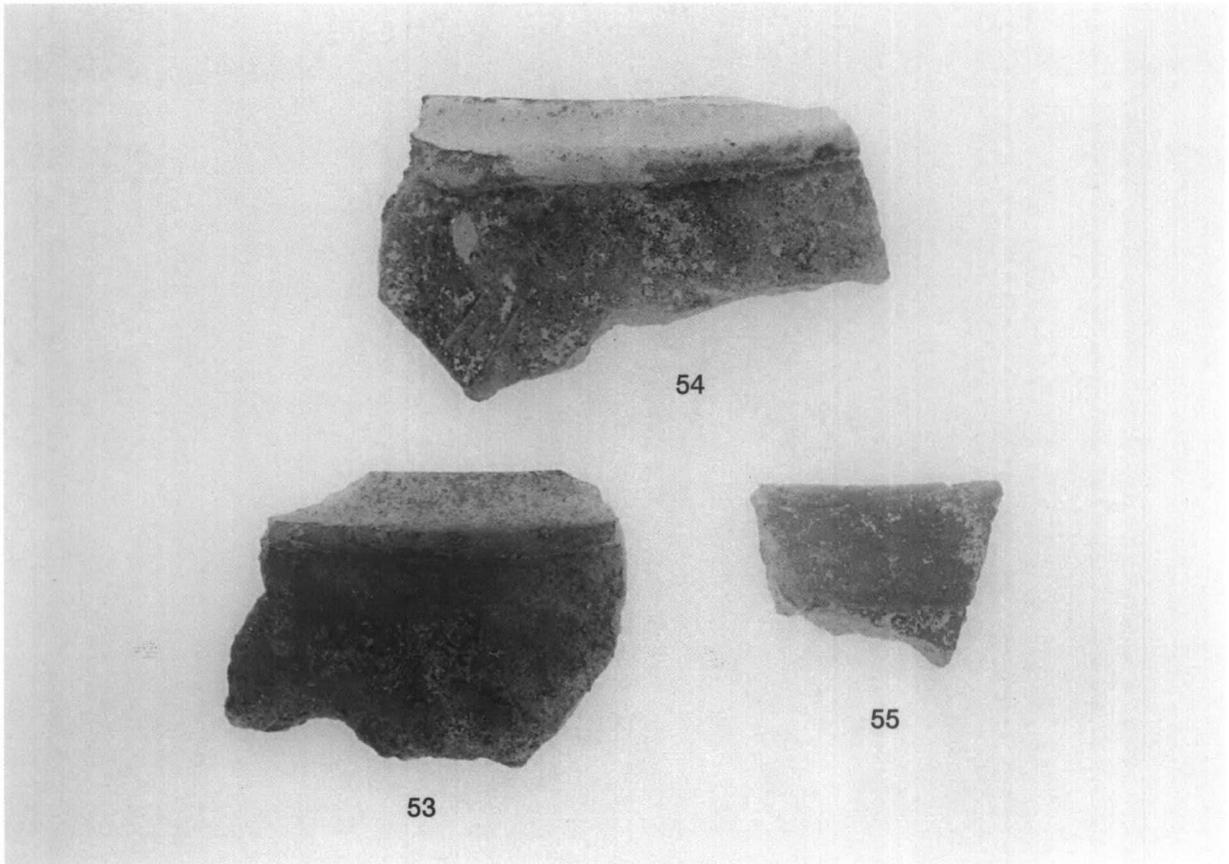
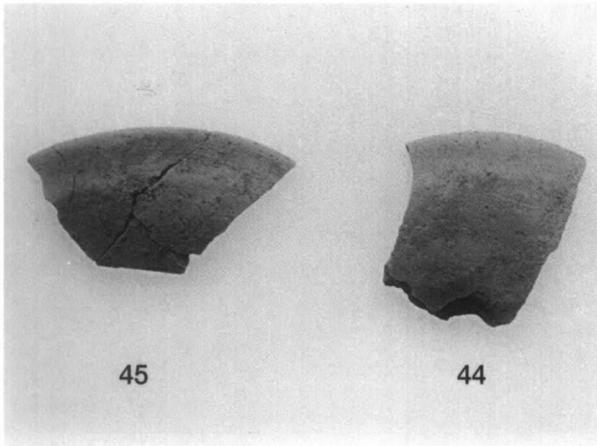
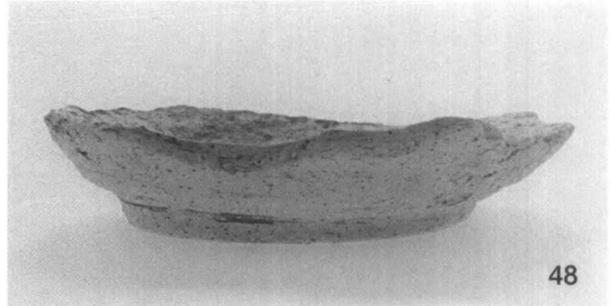
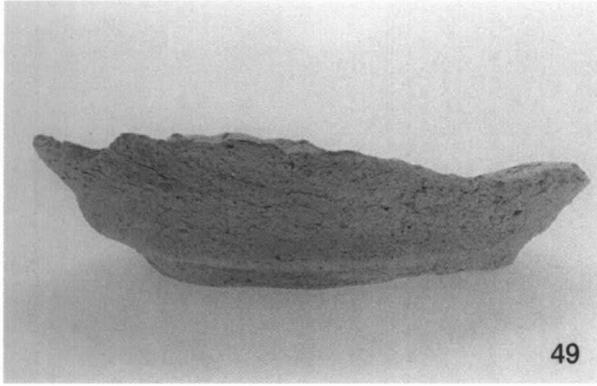


SD07出土遺物(2)

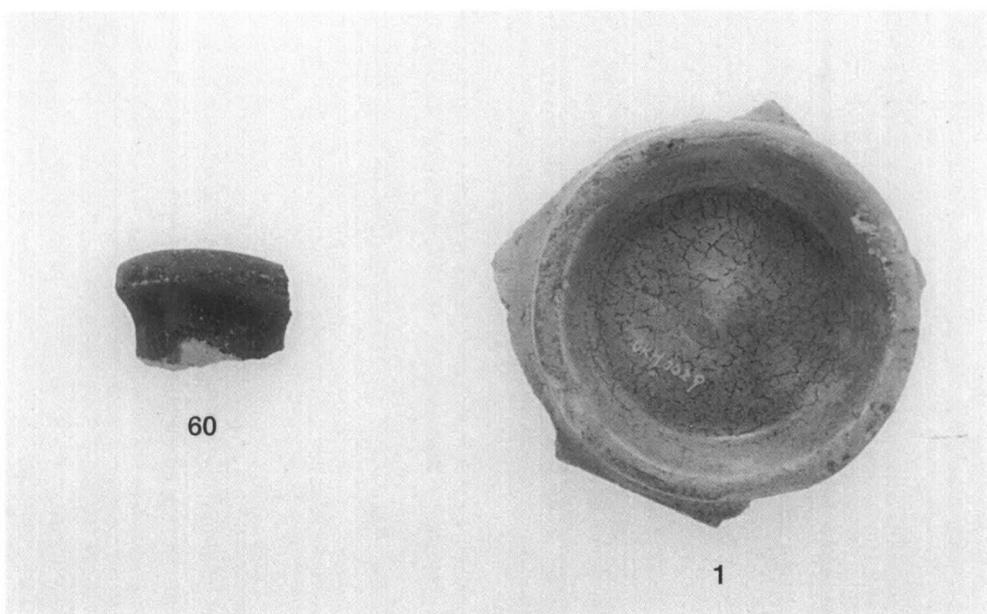
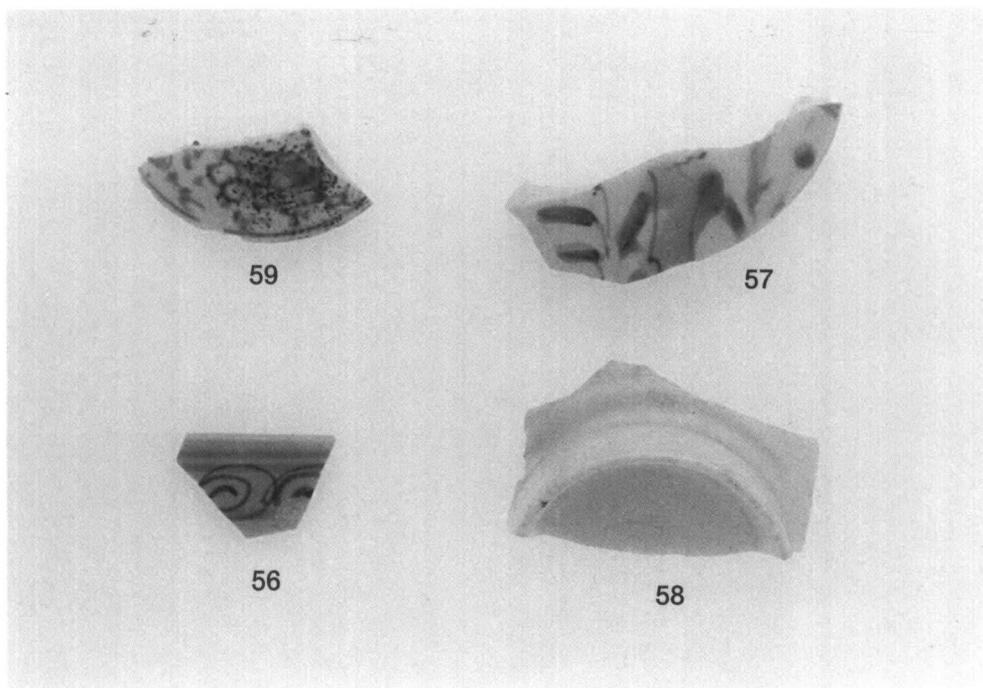
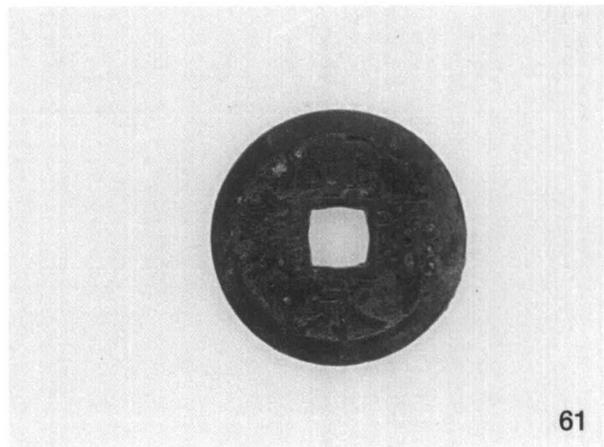
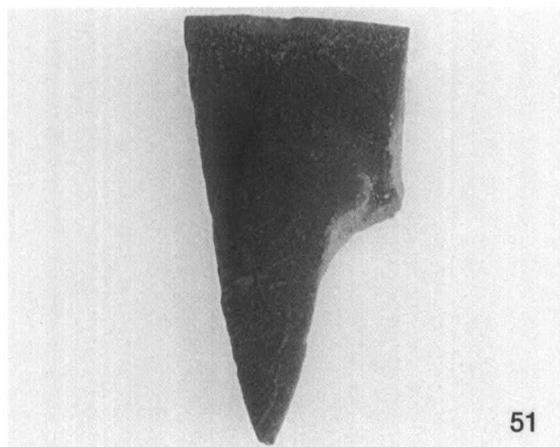


SD07出土遺物(3)

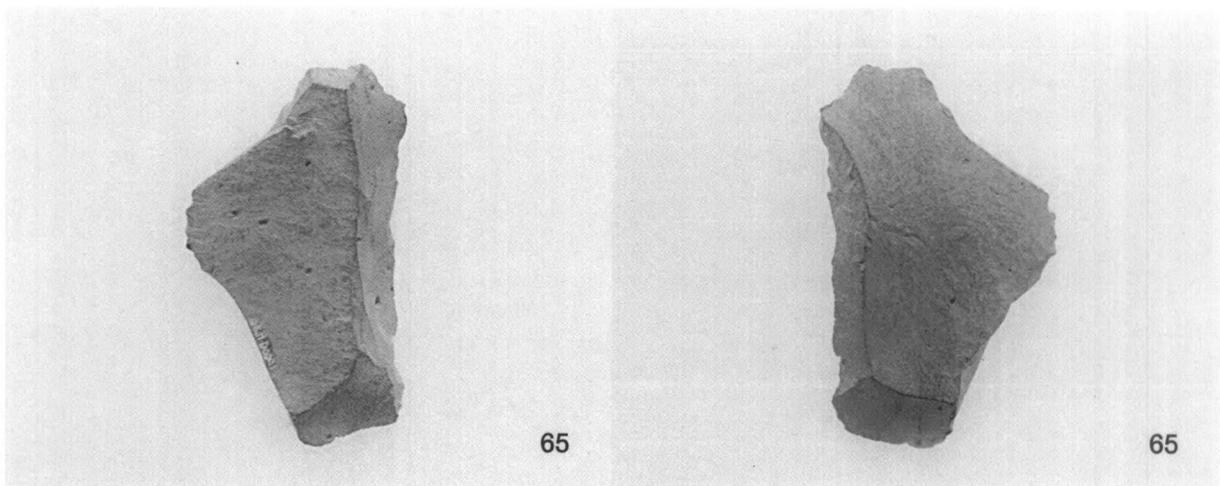
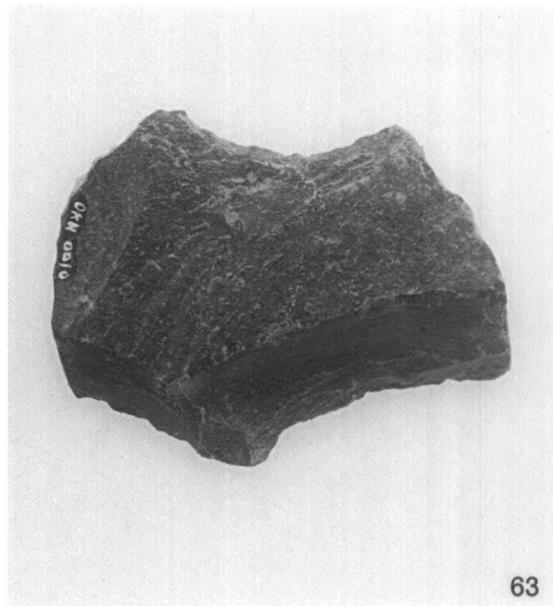
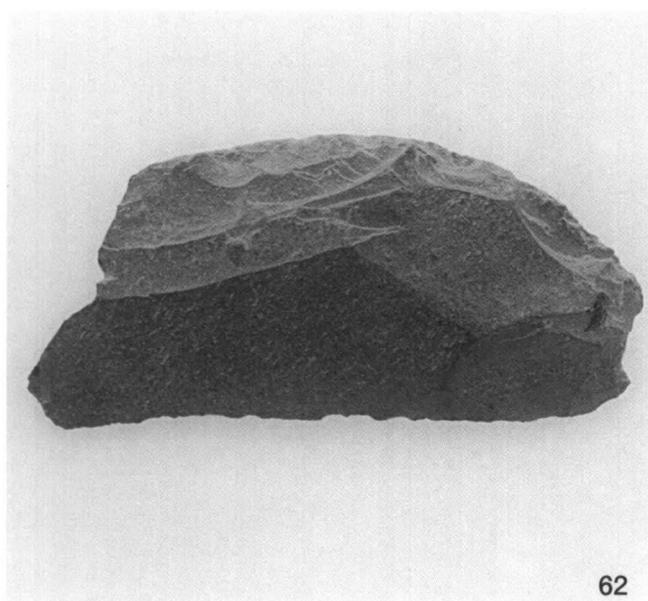
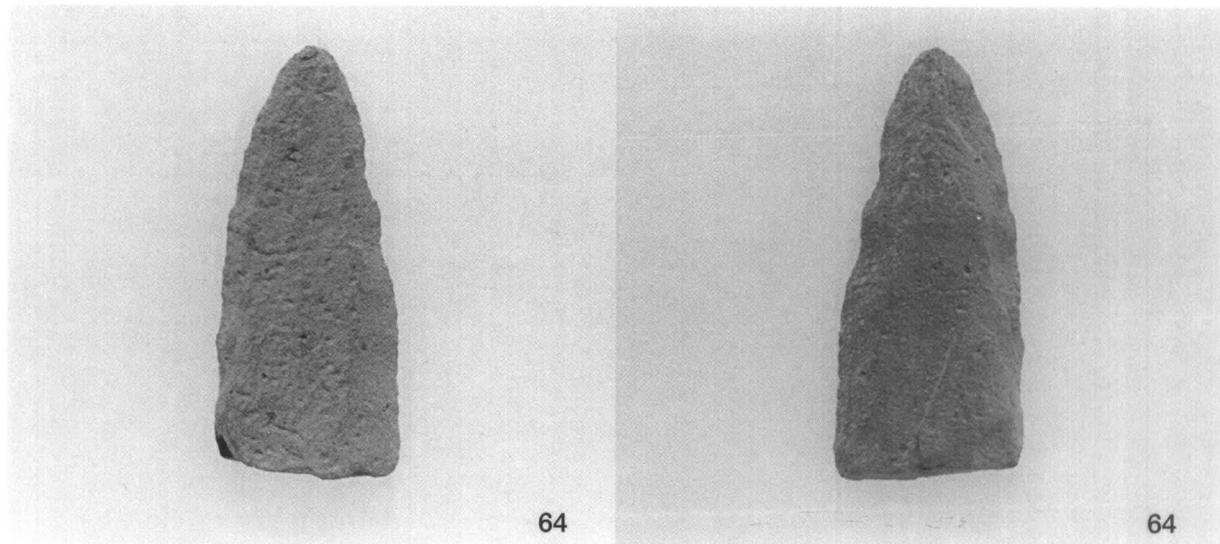
图版12



包含層出土遺物(1)



包含層出土遺物(2)・SB02出土遺物



石器

第2部 府中地区の予備調査

第1章 調査の経緯

四国横断自動車道(高松～善通寺)の建設は、同(善通寺～高瀬)に引き続き、昭和57年1月8日に整備計画が決定され、昭和59年11月30日に建設大臣から日本道路公団総裁に対して施工命令が下された。

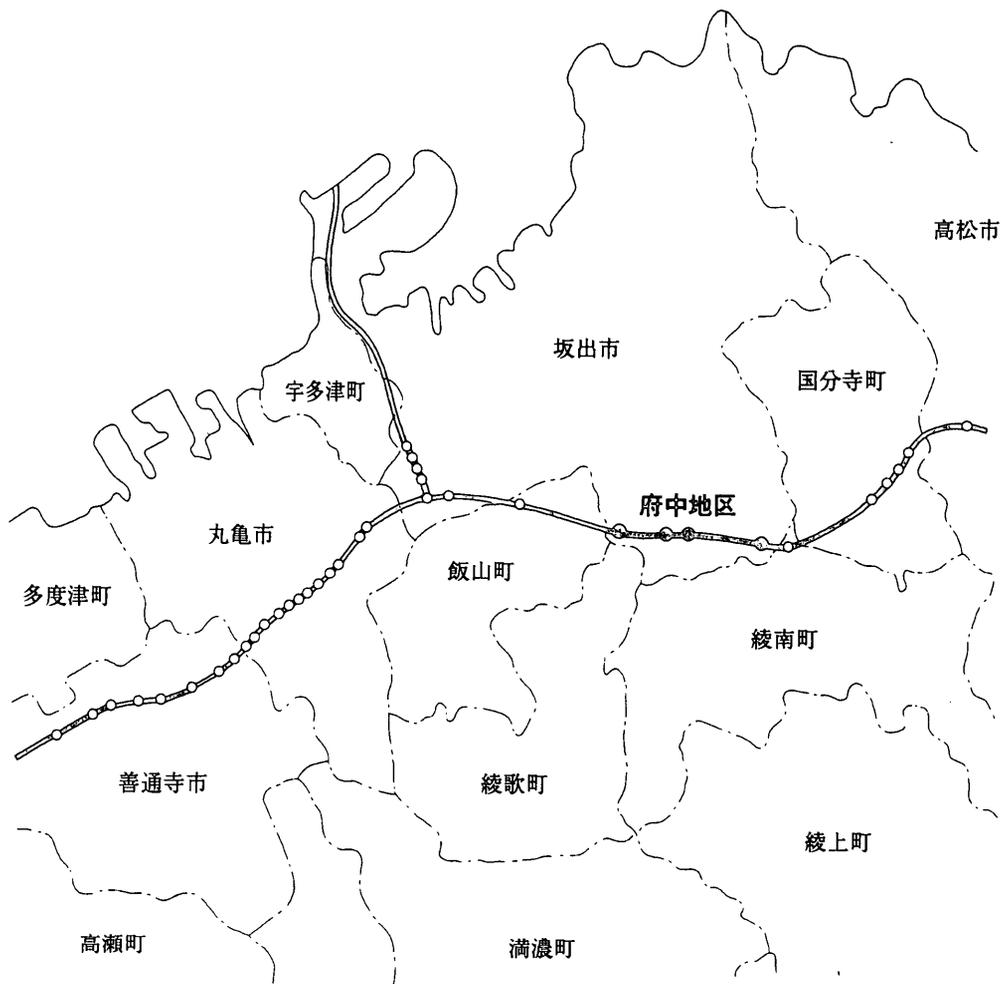
香川県教育委員会では、これを受けて路線内の埋蔵文化財包蔵地の状況を確認する目的で、国庫補助事業として分布調査を実施した。これらの成果をもとに、路線内に所在する埋蔵文化財包蔵地の取り扱いについて、日本道路公団と文化庁の協議が行われ、基本的には記録保存で対応することを決定した。

また香川県教育委員会では、同事業に対応するため香川県土木部横断道対策室及び日本道路公団高松建設局高松工事事務所と昭和62年度から調査体制等について協議を開始した。協議の結果、昭和63年から2カ年の予定で本調査を実施し、発掘調査終了後に整理報告を実施することが決定した。香川県教育委員会では、昭和62年11月に財団法人香川県埋蔵文化財調査センターを設置し、専門職員の増員等の措置を行うことで調査体制の充実を図った。

平成2年度には、坂出市府中町における埋蔵文化財包蔵地について、具体的な内容について確認するため、日本道路公団と協議の上、予備調査を実施することとなった。予備調査は、用地買収や立木の伐採、進入路の仮設など、本体工事の進捗と平行して平成2年9月25日から同12月9日まで、国分寺楠井遺跡の調査担当者が断続的に担当した。トレンチの掘削は、進入路の存在する箇所については重機で行い、重機の進入困難な箇所については人力で行った。その結果は第3章で記述するが、遺構・遺物ともに極めて希薄な地区が3地点、全く存在しない地区が9地点であることが判明した。この結果を受けて、香川県教育委員会は本調査の対象となるべき地点は存在しないと判断し、府中地区の調査は同年度をもって終了した。

予備調査の体制は、下記のとおりである。

香川県教育委員会事務局		文化行政課	財団法人香川県埋蔵文化財調査センター	
課長	太田	彰一	所長	十川 泉
課長補佐	菅原	良弘	次長	安藤 道雄
副主幹	野網	朝二郎	総務係長	加藤 正司
総務係長	宮内	憲生	主査	山地 修
主任主事	横田	秀幸	主事	三宅 浩司 (～5.31)
主事	水本	久美子 (～5.31)	主事	斎藤 正好 (6.1～)
主事	石川	恵美子 (6.1～)	調査参事	見勢 護
埋蔵文化財係長	大山	真充	係長	渡部 明夫
主任技師	岩橋	孝	係長	藤好 史郎
技師	北山	健一郎	係長	真鍋 昌宏
			主任技師	渡邊 茂智
			技師	佐藤 竜馬
			調査補助員	田村 久雄



第35図 四国横断自動車道（善通寺～高松）路線図

予備調査に参加した方々

乙武孝男・柏原 巧・細谷祐義・本田昌夫

植松美知子・太巻房子・乙武文枝・楠原ひとみ・鍛島美智子・田村都孟子

整理作業は、平成12年3月1日から3月31日まで行った。整理作業の体制は、以下のとおりである。

香川県教育委員会事務局 文化行政課

課 長 小原 克己

課長補佐 小国 史郎

副主幹 廣瀬 常雄

総務

係 長 中村 禎伸

主 査 三宅 陽子

主 査 松村 崇史

埋蔵文化財

係 長 西村 尋文

文化財専門員 森 格也

財団法人香川県埋蔵文化財調査センター

所 長 菅原 良弘

次 長 川原 裕章

副主幹兼係長 田中 秀文

主任主事 細川 信哉

主任文化財専門員 大山 真充

文化財専門員 木下 晴一

文化財専門員 佐藤 竜馬

整理員 東條 俊子

整理補助員 若山 淳子

整理補助員 岡野 雅子

主任技師 塩崎 誠司

整理補助員 佐々木博子
整理作業員 乃村 恵美
整理作業員 渡辺 美穂
整理作業員 松下 美抄穂

第2章 立地と周辺の遺跡

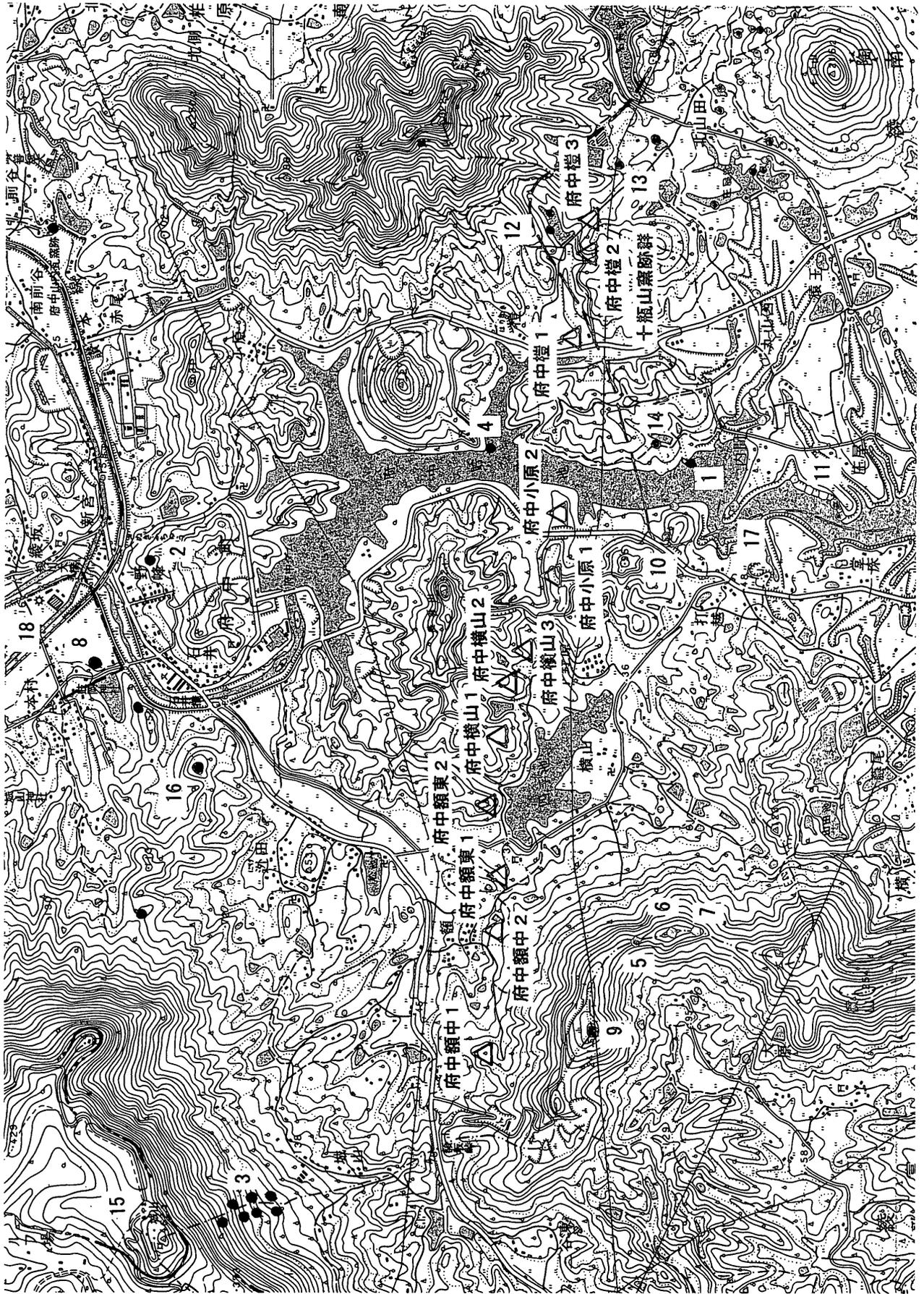
予備調査を行った府中地区は、坂出市府中町額・横山・川西・橙に位置し、綾歌郡綾南町に程近い町域の南半部にあたる。付近は横山（標高251m）・横峰（標高241.5m）山塊と、鷲ノ山（標高322.4m）山塊に挟まれた丘陵地帯であり、両山塊から延びる標高50～100m前後の丘陵と、独立丘陵状の長吾山（標高152.1m）が連なる。これらの丘陵は比較的急峻であり、南側の綾南町陶付近の平坦な洪積台地とは異なる景観を呈している。丘陵の間を縫うように綾川が北流しており、府中湖造成以前には綾川沿いの斜面ないし氾濫原に狭小な田畑と溜池が拓かれていた。現在、標高100m以下の丘陵部の大半はミカン畑になっているが、これは戦後の大規模なパイロット事業によるものである。綾川の下流側は、府中町石井付近で大きく屈曲し、坂出平野に出る。また、横峰・城山・長吾山の間谷筋には小規模な河川である四手川が流れており、石井で綾川に繋がる。四手川は上流部で塞き止められ、四手池となっているが、これはおそらく近世段階の構築であろう。

綾川が平野部に出る地点には讃岐国府・開法寺が所在し、また南海道の河内駅家の存在も想定されている。河内駅家以西の南海道の詳細なルートは明確でないが、概ね現在の県道善通寺・府中線に平行して丘陵部を上がり、城山（標高462.3m）と横峰の鞍部（額坂峠）を越えていたものと推測される。したがって予備調査地点は、国府南側に広がる丘陵地帯の奥部という位置付けが可能である。

周辺の丘陵地帯の遺跡分布をみると、古墳や山岳寺院が目立つ。古墳としては、横峰山の稜線上に築造された前期積石塚の横山古墳群、城山南麓の弥栄神社古墳群、綾川沿いの丘陵先端に所在する神掛神社古墳などがある。横山古墳群については、横山山塊に展開する一連の首長墓群を構成するものと思われ、また横山山塊西麓の綾歌平野が意外に近いため、その築造主体の基盤を予備調査対象地域に限定することは難しい。山岳寺院の横山廃寺の帰属地域についても同様な事情が想定される。これに対して、弥栄神社古墳群・神掛神社古墳は、周辺の後期古墳の分布状況からみて当該地域を主要な基盤にする可能性がある。特に後者は、やや大型の無袖横穴式石室を伴い、石室内から打越窯跡産の須恵器とともに窯壁が出土していることから、打越窯跡の操業に関与した階層を築造主体として擬することができる。綾川沿いの谷部には内間遺跡のような集落遺跡も存在するが、集落の成立基盤を平野部と同様の農業生産に求めるよりも、山野での生業（製陶・製炭・木工など）ないし坂出平野・羽床盆地を繋ぐ交通の結節点としての立地に、集落の成立基盤を求めたい。

1	内間遺跡	弥生中期	銅鐸出土地	10	打越窯跡	7C中～8C初	金属器模倣の盤類
2	新宮古墳	古墳後期	大型石室墳	11	庄屋原1～5号窯跡	8C中～10C前	刻印・佐波理模倣蓋
3	弥栄神社古墳群	古墳後～終末	小石室による群集墳	12	忠左池1・2号窯跡	10C	
4	神懸神社古墳	古墳後～終末	打越窯製品・窯壁副葬	13	奥下池南窯跡	12C中～後	
5	横山1号墳	古墳前期	積石前方後円墳	14	橙窯跡	15C前?	土師質足釜採集
6	横山2号墳	古墳前期	積石前方後円墳	15	城山城跡	古代	城門・水門・土塁・石塁
7	横山3号墳	古墳前期	積石前方後円墳	16	丸山城跡	16C	
8	開法寺跡	古代	7C末建立・10C再興	17	庄屋城跡	16C	段曲輪・堀切
9	横山廃寺	古代末～中世	井戸跡	18	讃岐国府跡	古代～中世	政庁の位置未確定

第3表 周辺の主要遺跡一覧



第36図 府中地区周辺の遺跡分布

第3章 予備調査の結果

第1節 各地区の調査結果

1. 府中額中地区

所在地 坂出市府中町額にあり、横峰北麓にあたる。2地点を調査対象とした。第1地点は、額坂峠に近い尾根の頂部とそこから北側に延びる稜線であり、標高105～114mである。地目は山林。第2地点は、急峻な横峰山腹の傾斜が緩く変換し、山裾の低平な尾根が派生する場所にあたる。標高は47～60mを測る。地目は山林と畑である。

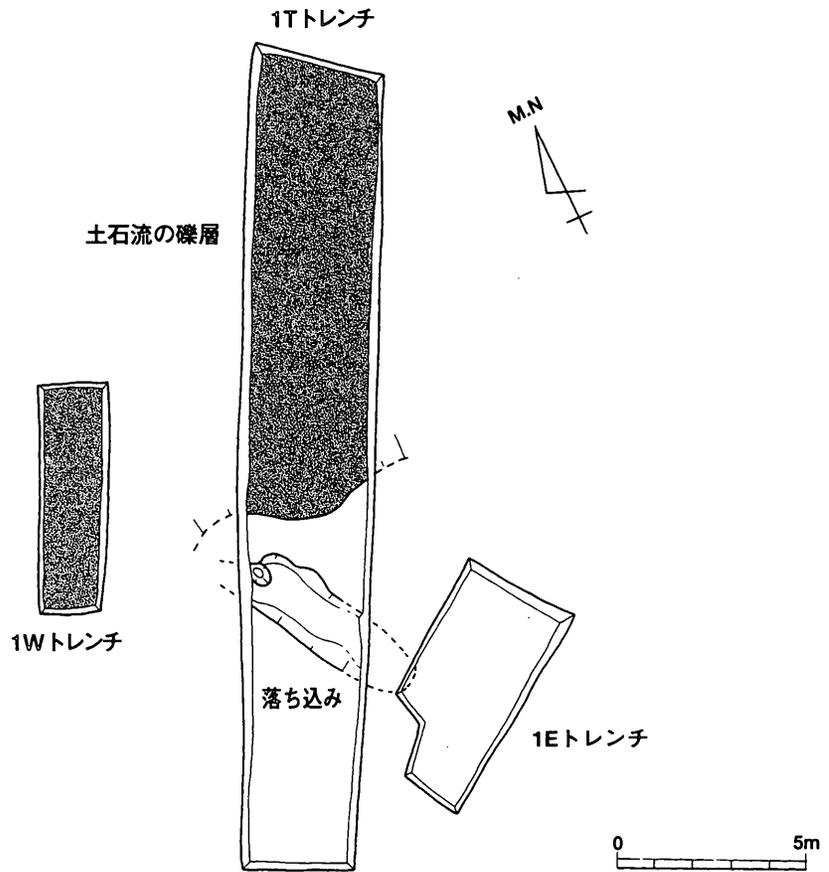
第1地点 尾根頂部の平坦面北端が若干盛り上がりしており、花崗岩の角礫が散乱していたため、古墳の可能性も考慮して十字にトレンチを設定した（1・2トレンチ）。また、頂部から北に延びる稜線上に2本のトレンチ（3・4トレンチ）を設定した。

いずれのトレンチにおいても、表土直下で花崗岩の岩盤

が風化した基盤層が検出され、遺構・遺物ともに検出されなかった。1・2トレンチ付近の僅かな盛り上がりは、尾根頂部を削平した際に寄せられた表土であることが判明した。

第2地点 山腹稜線の方向に平行する5トレンチと、等高線に平行する6・7トレンチを設定した。その結果、5トレンチにおいて不定形な溝状の落ち込みが検出された。

5トレンチ北半部と6トレンチでは、土石流に伴うとみられる多量の礫層が基盤層（花崗岩風化土）を攪乱していた。この土石流の範囲は、地表面での観察と併せると、本地点の大半に及ぶことがわかった。また7トレンチでは、開墾による基盤層の削平が顕著であった。以上から、遺構が残存している可能性が仮定されるのは、5トレンチ落ち込みよりも南側（山側）に限定されると考えた。そこで5トレンチの両側にサブトレンチを設定し、溝状落ち込みの範囲と他の遺構の有無を確認した。5Eトレンチでは、僅かに落ち込みの末端が検出されたのにとどまった。また5Wトレンチでは、土石流の礫層が検出された。



第37図 府中額中地区第2地点5トレンチの落ち込み

これらを踏まえて、本地点では落ち込みの他には遺構は存在しないと判断したため、落ち込み埋土の掘削を行った。しかし埋土中には灰層が堆積するのみで、遺物は出土しなかった。

2. 府中額東地区

所在地 坂出市府中町額にあり、2地点を調査対象とした。第1地点は、横峰北東麓の舌状に延びる尾根である。標高35～45mで、地目は田である。第2地点は、長吾山から南西に延びる尾根の頂部、標高65～75m付近で地目は果樹園である。

第1地点 尾根筋に平行する8トレンチと、斜面に直交する9トレンチを設定し、遺構の有無および土層の堆積状況を観察した。いずれのトレンチにおいても耕地化による基盤層（花崗岩風化の黄色砂質土）の削平が顕著であり、遺構・遺物ともに検出されなかった。

周辺ではサヌカイト片が採集できたが、加工痕は認められず、石器とは考えられない。第1地点南側の横断道路線外には切り通しがあり、そこでは花崗岩風化土の下位にサヌカイト原礫を含む礫層がみられるため、採集サヌカイト片は自然状態での礫層に伴うものであろう。

第2地点 尾根頂部から南側斜面にかけての稜線上に10トレンチを設定した。表土直下で緩い段状に削平された基盤層（花崗岩風化の黄色砂質土）が検出された。ミカン畑による顕著な削平を被っているものと考えられる。遺構・遺物ともに認められなかった。

3. 府中横山地区

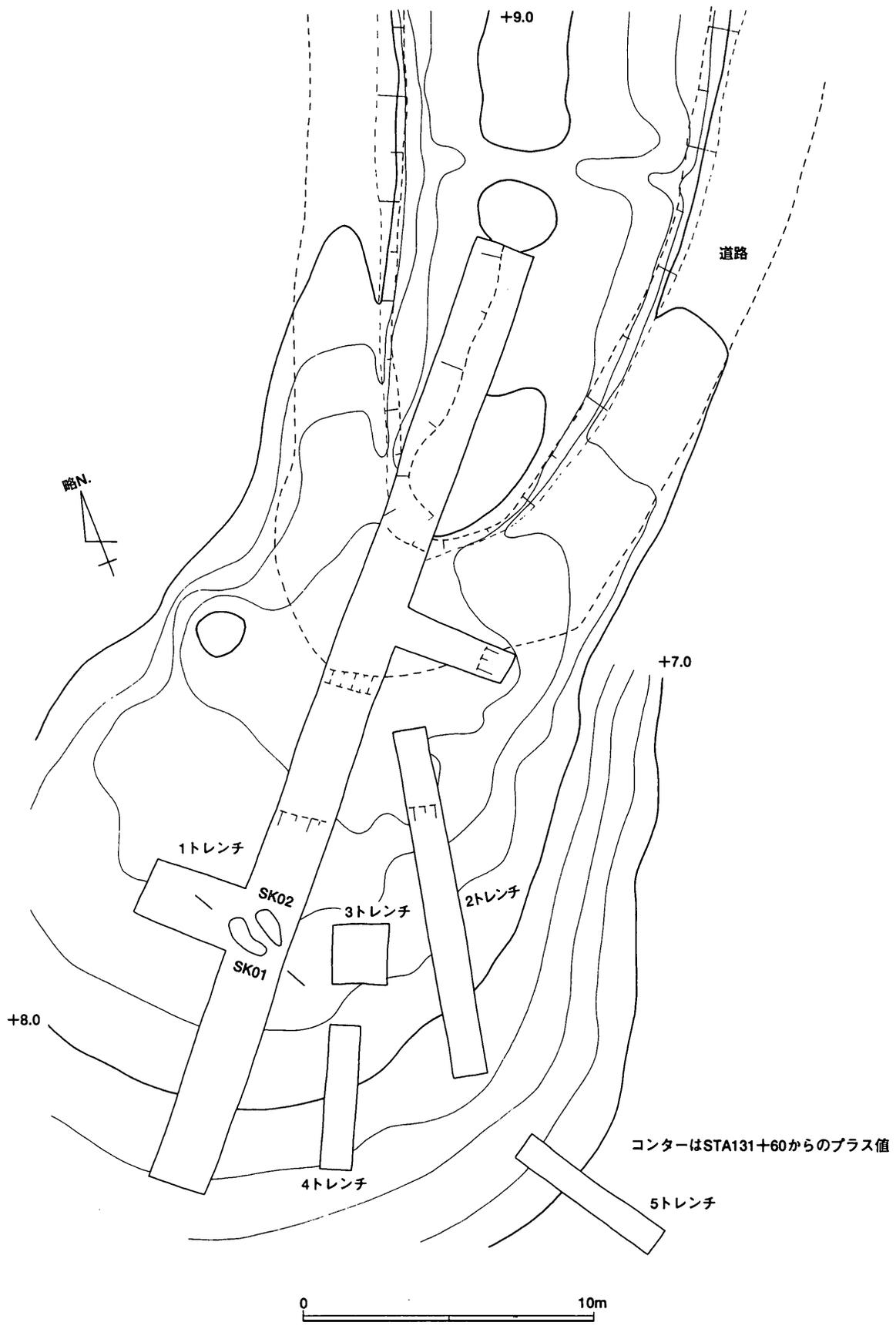
所在地 坂出市府中町横山にあり、長吾山より南に延びる3本の尾根上を予備調査の対象とした。第1地点は標高76～81mの果樹園、第2地点は標高75～79mの果樹園、第3地点は標高46～50mの果樹園・水田であった。いずれも南側の四手池周辺の幅広い谷部への眺望はよく、さらに南東の綾南町滝宮・陶付近も見渡すことができる。

第1地点 尾根筋上に11・12トレンチを設定した。いずれもミカン畑の造成によって顕著に削平・攪乱された基盤層（花崗岩風化の黄色粘質土）の上に盛土層が堆積しており、遺構・遺物ともに認められなかった。

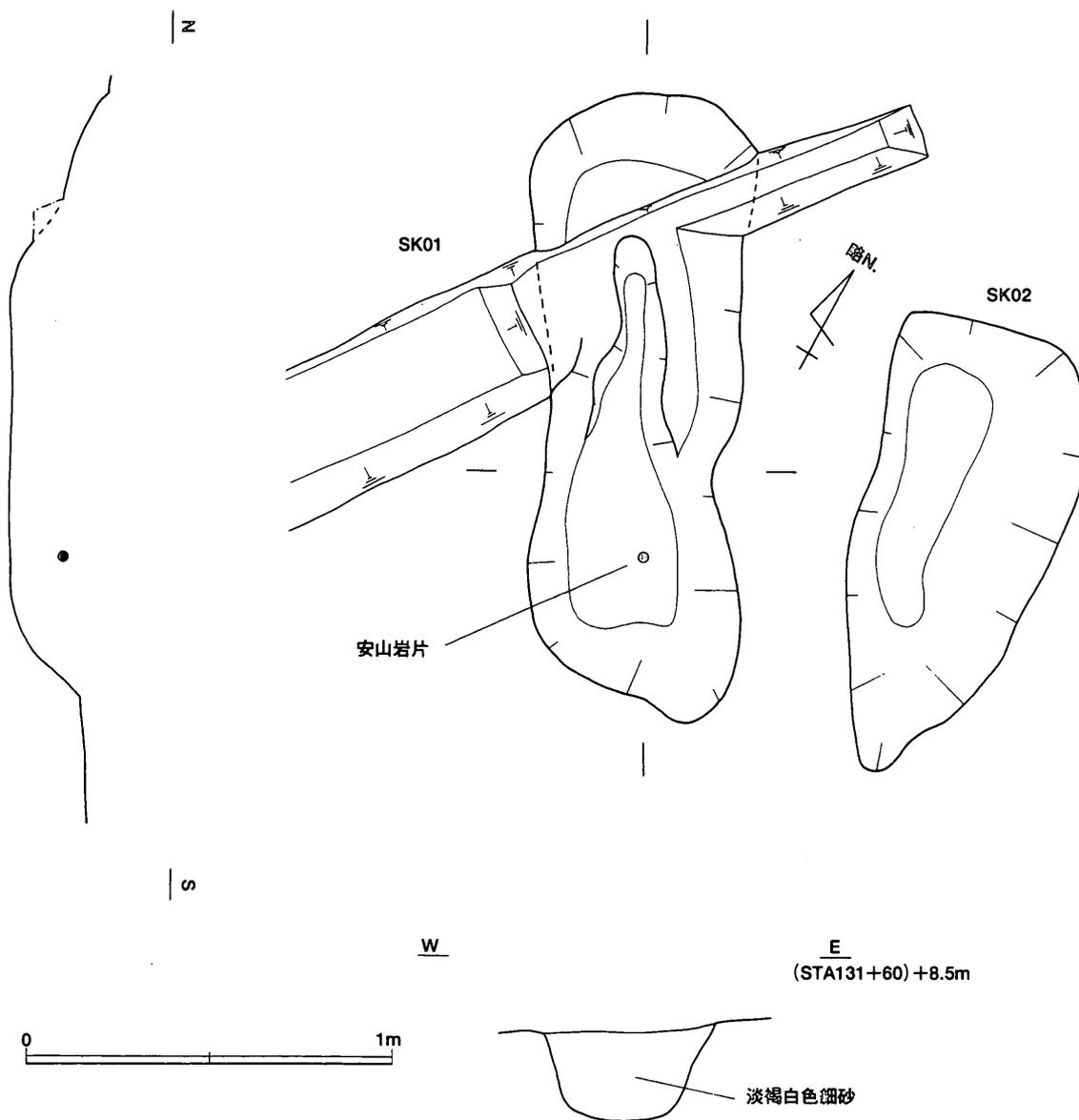
第2地点 尾根頂部からやや下がった緩傾斜地に稜線方向の13トレンチを設定した。その結果、土坑2基を確認することができた。第38図に示したように、土坑は尾根頂部よりやや下った場所にあり、地形との関係から古墳ないし墳丘墓の可能性も想定したため、その地点を中心に14～17トレンチを追加したが、関連遺構の検出には至らなかった。土坑周辺の緩傾斜はミカン畑造成時の削平面と考えられる。

検出された土坑2基は、いずれも南北方向に近い主軸をもっている。SK01は主軸長1.62m、幅0.5m、深さ0.25mを測り、平面形はやや不整形な長方形を呈する。埋土中より加工痕状の痕跡のある安山岩が出土したのみであり、時期・機能については明確にすることができなかった。SK02は主軸長1.25m、幅0.54m、深さ0.25mの不定形なプランの土坑である。

第3地点 尾根先端に近い緩傾斜面に18トレンチを設定した。表土下にはミカン畑に伴う整地土が堆積しており、その下で攪乱された基盤層が検出された。遺構・遺物ともにない。



第38図 府中横山地区第2地点測量図



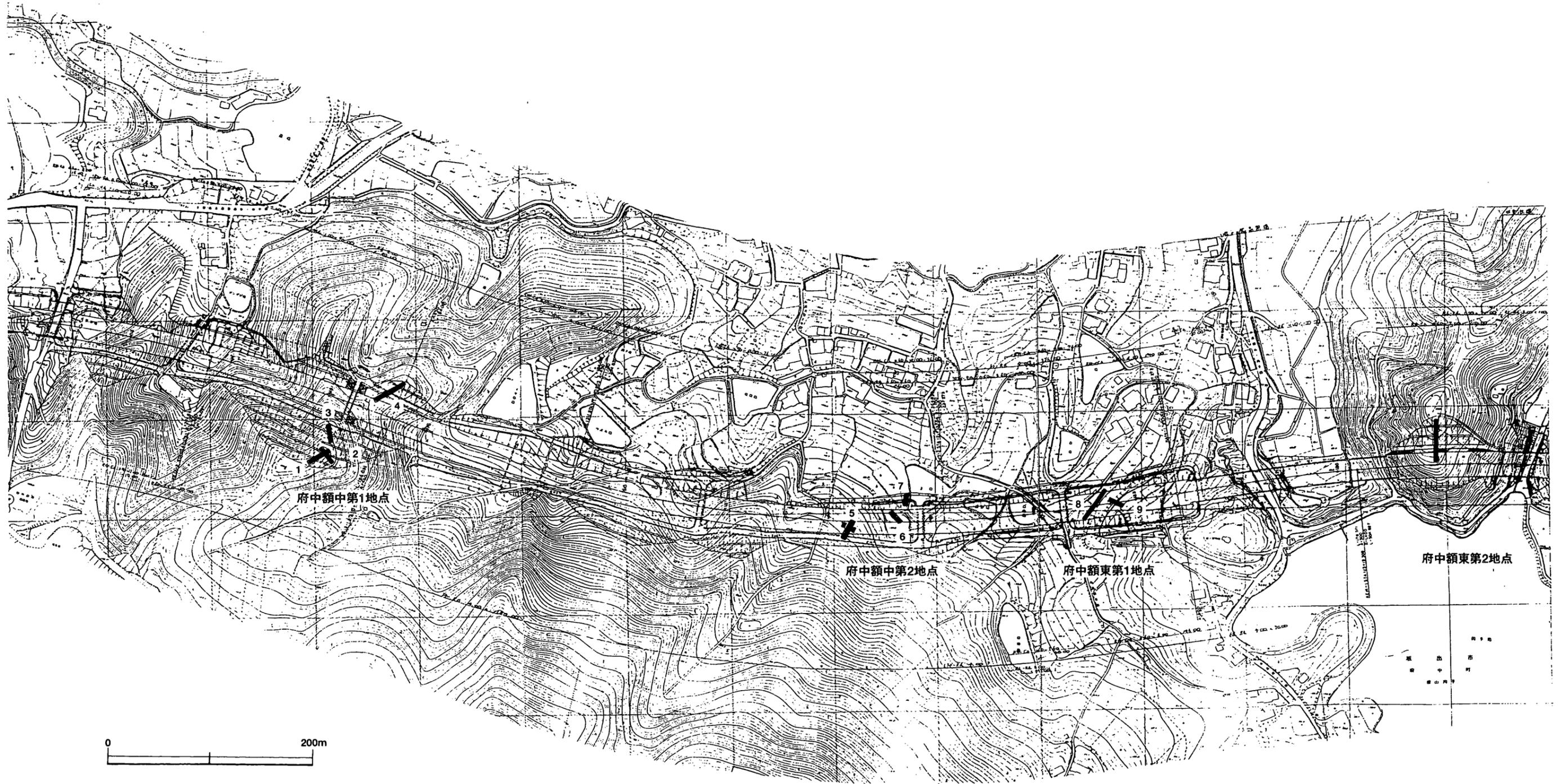
第39図 府中横山地区第2地点SK01・02平・断面図

4. 府中小原地区

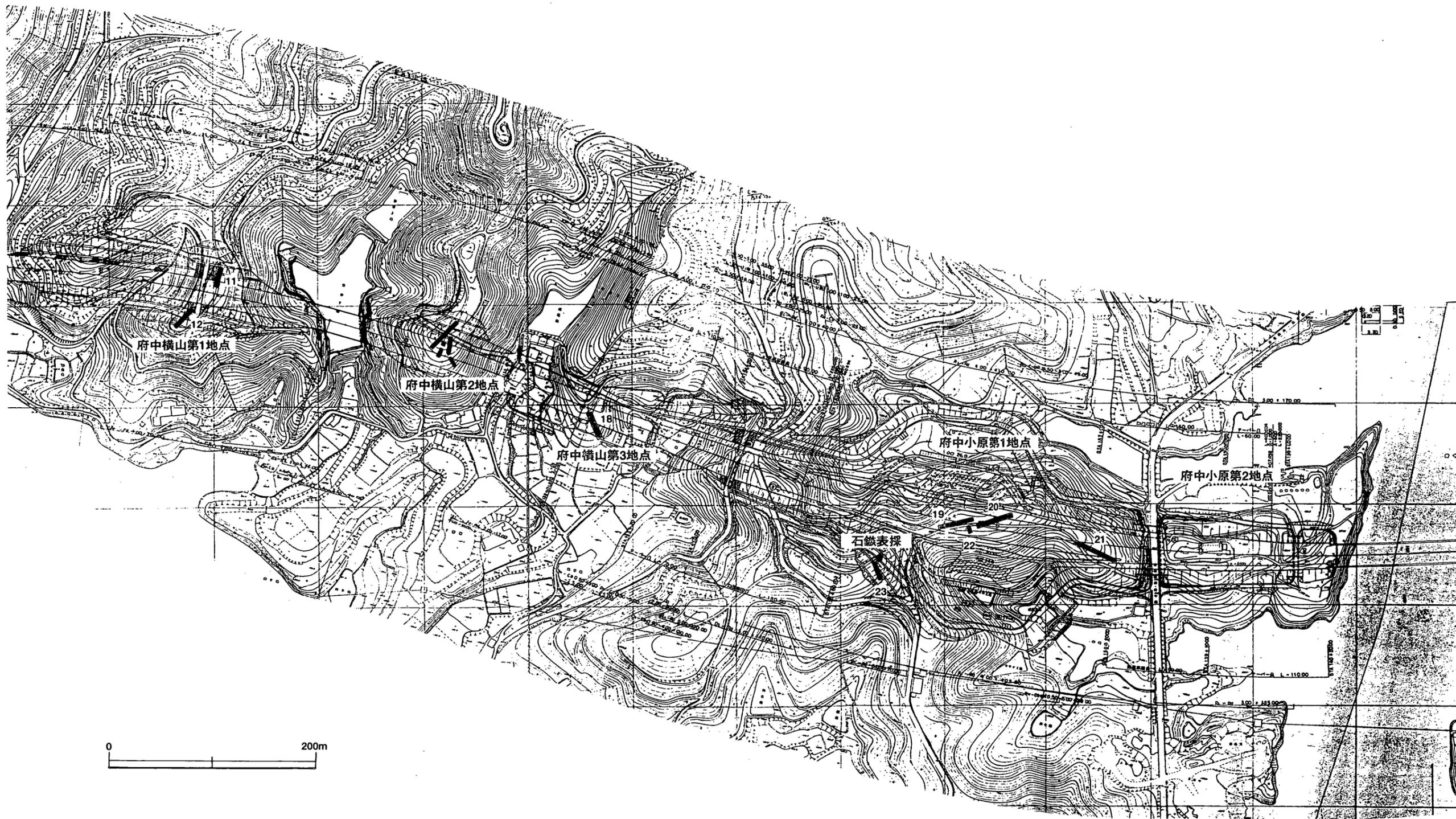
所在地 坂出市府中町川西にあり、長吾山南側の独立丘陵から東に延びる尾根頂部付近の第1地点と、そこからさらに東に延びて府中湖に至る尾根筋の第2地点を調査対象とした。いずれも地目は果樹園であり、第1地点が標高50～75m、第2地点が標高45m付近にあたる。第1地点は、昭和58年度の分布調査時にサヌカイト片の散布が報告されている。

第1地点 尾根の北側斜面においてサヌカイト剥片を採集したが、同斜面はかなり急傾斜であり開墾による段状の造成も顕著なことから、平坦地状の広い緩傾斜面がある尾根頂部周辺で19～22トレンチを設定して、遺構・遺物の有無を調査することとした。

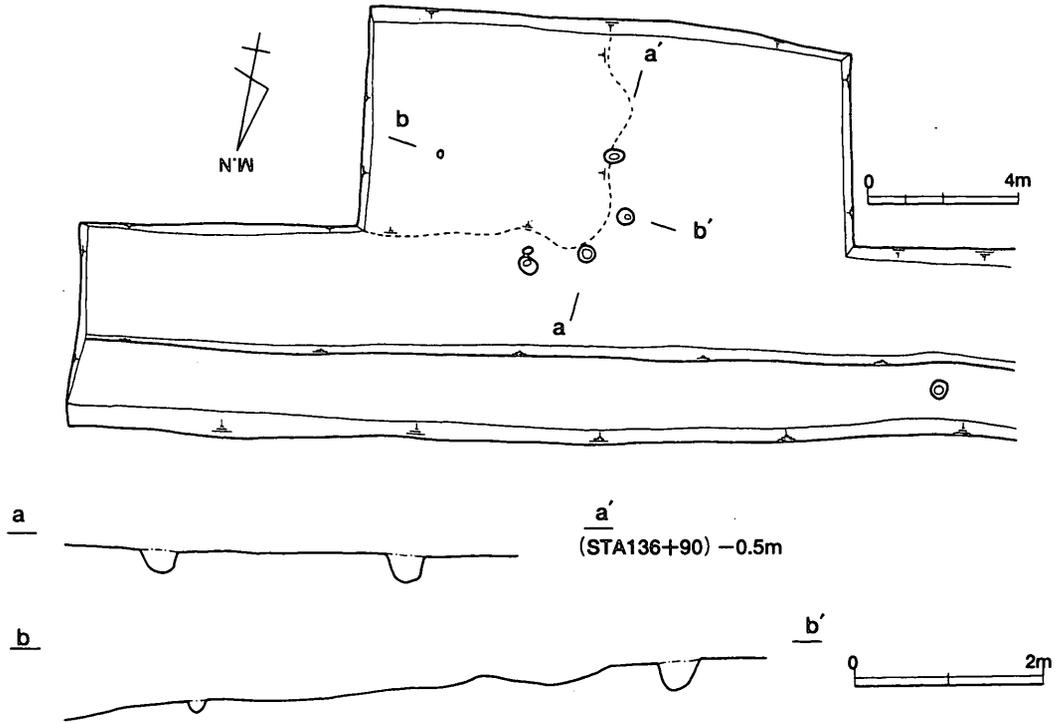
その結果、いずれのトレンチにおいてもミカン畑造成時の削平が顕著であり、遺物包含層は全く認められなかった。しかしながら、尾根頂部の20トレンチにおいてピットを検出すること



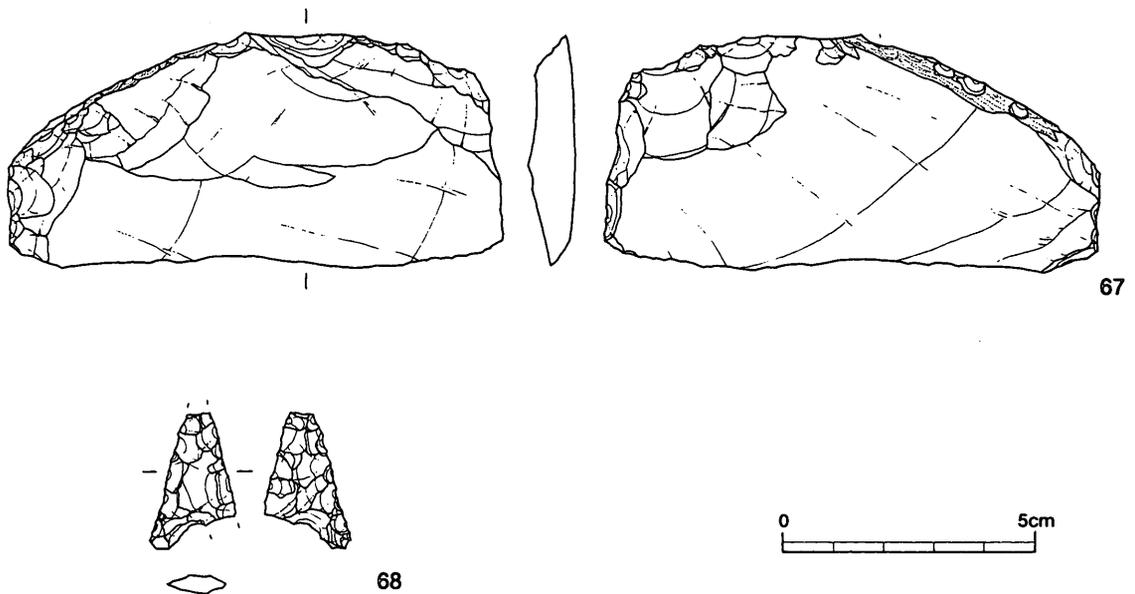
第40図 府中額中・額東地区トレンチ配置図



第41図 府中横山・小原地区トレンチ配置図



第42図 府中小原地区第1地点20トレンチ東端のピット



第43図 府中小原地区表採の石器

ができ、付近を一部拡張して精査を行った。ピットは20トレンチ東端付近で7個検出され、うち4個はほぼ等間隔に半円形に並んでいるようにみられるが、ピット群の東側の基盤層の削平が著しく、全体の配列状況については明確にし得なかった。また遺物が伴出しなかったため、

時期も不明である。竪穴住居の主柱穴の可能性も考慮したが、主柱穴としてピットで囲まれた範囲が狭いことや、中央ピットがみられないことなどから、その可能性は低いと判断した。

また当初は、予備調査の対象外であった尾根鞍部においてもサヌカイト製石鏃1点を採集したため、この地点にも23トレンチを設定して精査したが、遺構は検出されなかった。

第2地点 踏査したところ、尾根頂部の大半が1m前後削平され基盤層が露出していたため、削平が顕著であることがわかった。このため、トレンチの設定には至らなかった。

5. 府中楳地区

所在地 坂出市府中町楳字鷲ノ山に所在する。綾川（府中湖）の東岸部であり、鷲ノ山山頂から南西に延びる尾根の頂部（第1地点）、谷筋沿いの斜面（第2・3地点）の3地点を予備調査の対象とした。

第1地点 尾根頂部から下方に延びる2本の稜線沿いに24・25トレンチを設定した。その結果、表土下で花崗岩の風化した基盤層か、基盤層の2次堆積土が堆積していることを確認した。遺構・遺物については認められなかった。

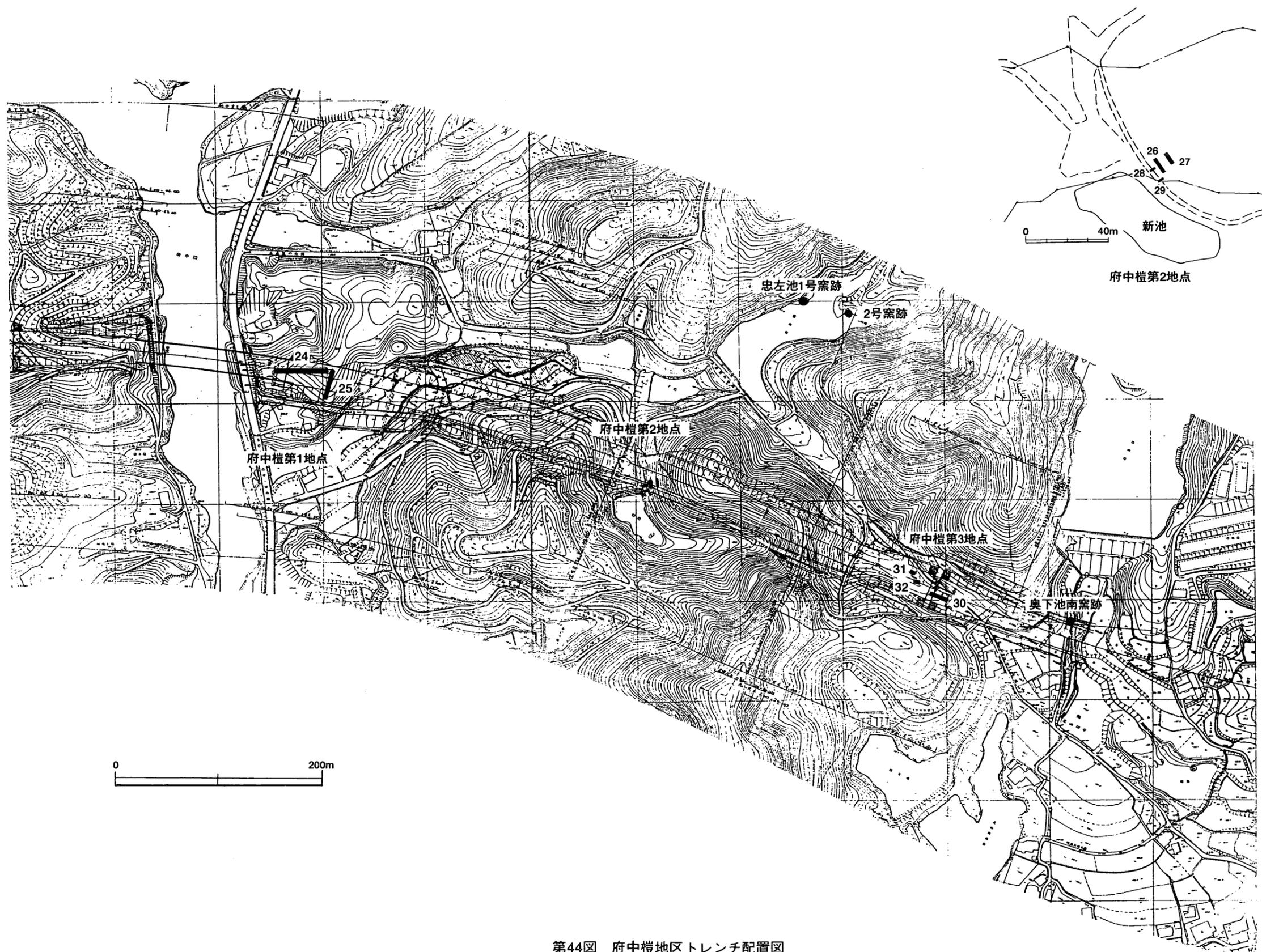
第2地点 狭小な谷部に面した尾根斜面に私道（昭和39年以後に造成）があり、その法面に灰層が露出していた。第2地点より約280m谷筋を遡った忠左池には2基の須恵器窯の存在が確認されており、十瓶山窯跡群の北限にあたることから、窯跡灰原の可能性も考慮して26～29トレンチを設定した。

調査の結果、露出していた灰層は私道の削平面の上に堆積していることが確認でき、また層厚が極めて薄く須恵器片・窯壁片の混入もみられなかった。また灰層の上方斜面に設定した26・27トレンチでは灰層は検出されず、窯体などの窯に関連する遺構もみられなかった。以上から、露出していた灰層は私道造成後に堆積した極めて新しい時期の所産であり、窯跡の存在を示すものではないと判断された。

第3地点 谷底の平坦部に30～32トレンチを設定し、遺構の有無と土層堆積状況を観察した。その結果、いずれのトレンチにおいてもミカン畑造成時に整地を行っていることが判明し、盛土の下位では花崗岩の風化した粗砂層が厚く堆積していた。30・32トレンチでは粗砂層下で花崗岩の岩盤ないしその風化基盤層を検出したが、遺構・遺物ともに認められなかった。31トレンチでは、砂層が厚く湧水も著しかったことから基盤層の検出に至らなかったが、遺物や砂層を掘り込む遺構は検出されなかった。

第2節 まとめ

以上、各地区の状況の記述をまとめると、いずれの地区においてもミカン畑造成による基盤層の削平・攪乱が著しく、僅かに府中額中第2地点で溝状の不定形な落ち込み、府中横山第2地点で土坑2基と加工痕(?)のある安山岩片、府中小原第1地点でピット7個と加工痕のある剥片・石鏃が検出ないし採集されたのにとどまる。遺構の検出に至らなかった9地点では、畑の整地土や表土から2次的に動いた遊離遺物も出土しなかったため、本来遺構や遺物包含層は存在しなかった可能性が高い。また、遺構を検出した3地点でも、周辺でのトレンチの状況からみて遺構の分布範囲がより広い範囲に広がるとは考えられない。



第44図 府中榎地区トレンチ配置図

地点	所在地	トレンチ	規模(m)	設定箇所	地目	掘削方法	土層(上からの層序)	遺構	遺物
府中額中1	坂出市府中町字額	1	13×2	尾根頂部	山林	人力	表土・基盤層(花崗岩風化土)	なし	なし
府中額中1	坂出市府中町字額	2	10×2	尾根頂部	山林	人力	表土・基盤層(花崗岩風化土)	なし	なし
府中額中1	坂出市府中町字額	3	8.5×2	尾根稜線	山林	人力	表土・基盤層(花崗岩風化土)	なし	なし
府中額中1	坂出市府中町字額	4	15×2	尾根稜線	山林	人力	表土・基盤層(花崗岩風化土)	なし	なし
府中額中2	坂出市府中町字額	5	20×4	斜面	山林	重機	表土・礫層・基盤層(花崗岩風化土)	落ち込み1	なし
府中額中2	坂出市府中町字額	5E	6×3	斜面	山林	人力	表土・基盤層(花崗岩風化土)	なし	なし
府中額中2	坂出市府中町字額	5W	6×2	斜面	山林	人力	表土・礫層・基盤層(花崗岩風化土)	なし	なし
府中額中2	坂出市府中町字額	6	15×3	斜面	畑	重機	表土・盛土・礫層(・基盤層)	なし	なし
府中額中2	坂出市府中町字額	7	10×2	斜面	畑	重機	表土・盛土(・基盤層)	なし	なし
府中額東1	坂出市府中町字額	8	37×2	尾根稜線	水田	重機	表土・盛土・基盤層(花崗岩風化土)	なし	なし
府中額東1	坂出市府中町字額	9	6×2	尾根斜面	水田	重機	表土・基盤層(花崗岩風化土)	なし	なし
府中額東2	坂出市府中町字額	10	40×2	尾根稜線	果樹園	重機	表土・基盤層(花崗岩風化土)	なし	なし
府中横山1	坂出市府中町字横山	11	17×2	尾根稜線	果樹園	重機	表土・盛土・基盤層(黄色粘土)	なし	なし
府中横山1	坂出市府中町字横山	12	21×2	尾根稜線	果樹園	重機	表土・盛土・基盤層(黄色粘土)	なし	なし
府中横山2	坂出市府中町字横山	13	34×2	尾根頂部	果樹園	人力	表土・花崗岩風化土+盛土・基盤層	土坑2	安山岩片1
府中横山2	坂出市府中町字横山	14	12×1	尾根頂部	果樹園	人力	表土・花崗岩風化土・基盤層	なし	なし
府中横山2	坂出市府中町字横山	15	5×1	尾根頂部	果樹園	人力	表土・花崗岩風化土・基盤層	なし	なし
府中横山2	坂出市府中町字横山	16	2×2	尾根頂部	果樹園	人力	表土・基盤層	なし	なし
府中横山2	坂出市府中町字横山	17	6×1	尾根頂部	果樹園	人力	表土・花崗岩風化土・基盤層	なし	なし
府中横山3	坂出市府中町字横山	18	20×2	斜面	果樹園	人力	表土・盛土・基盤層	なし	なし
府中小原1	坂出市府中町字川西	19	34×3	尾根頂部	果樹園	重機	表土・盛土・基盤層	なし	なし
府中小原1	坂出市府中町字川西	20	37×3	尾根頂部	果樹園	重機	表土・盛土・基盤層	ピット7	なし
府中小原1	坂出市府中町字川西	21	42×3	尾根稜線	山林	重機	表土・盛土・基盤層	なし	なし
府中小原1	坂出市府中町字川西	22	3.5×1	尾根頂部	果樹園	重機	表土・花崗岩風化土・基盤層	なし	なし
府中小原1	坂出市府中町字川西	23	18×1	尾根稜線	果樹園	人力	表土・盛土・基盤層	なし	石鏡1表採
府中椋1	坂出市府中町字椋	24	50×3	尾根頂部	山林	重機	表土・基盤層	なし	なし
府中椋1	坂出市府中町字椋	25	31×3	尾根頂部	山林	重機	表土・基盤層	なし	なし
府中椋2	坂出市府中町字椋	26	8×0.5	斜面	畑	人力	表土・盛土・基盤層	なし	なし
府中椋2	坂出市府中町字椋	27	6×0.5	斜面	畑	人力	表土・盛土・基盤層	なし	なし
府中椋2	坂出市府中町字椋	28	2.3×0.5	斜面	私道	人力	表土・灰層・基盤層	なし	なし
府中椋2	坂出市府中町字椋	29	1.7×0.5	斜面	私道	人力	表土・灰層・基盤層	なし	なし
府中椋3	坂出市府中町字椋	30	19×3	谷底斜面	畑	重機	表土・盛土・砂層	なし	なし
府中椋3	坂出市府中町字椋	31	3×3	谷底斜面	畑	重機	表土・盛土・砂層	なし	なし
府中椋3	坂出市府中町字椋	32	5×3	谷底斜面	畑	重機	表土・盛土・砂層・基盤層(岩盤)	なし	なし

第4表 府中地区トレンチ一覧



府中額中1 1トレンチ (西から)



府中額中1 2トレンチ (東から)



府中額中2 5トレンチ落ち込み (北から)



府中額中2 5トレンチ落ち込み (西から)



府中横山2遠景 (東から)



府中横山2 13トレンチ作業風景 (北から)



府中横山2 13トレンチ (南から)



府中横山2 13トレンチ SK01・02検出状況 (南東から)

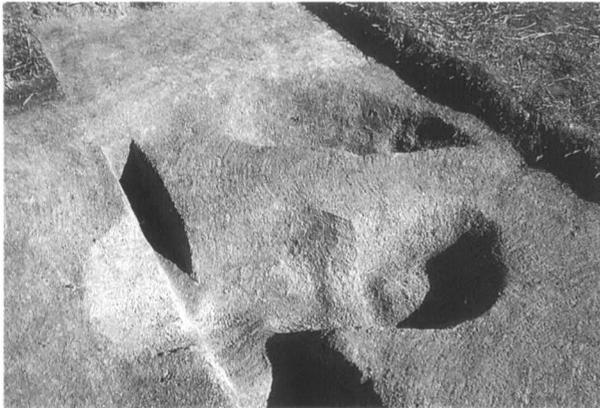
図版16



府中横山2 13トレンチ SK01・02土層 (南東から)



府中横山2 13トレンチ SK01・02完掘状況 (北西から)



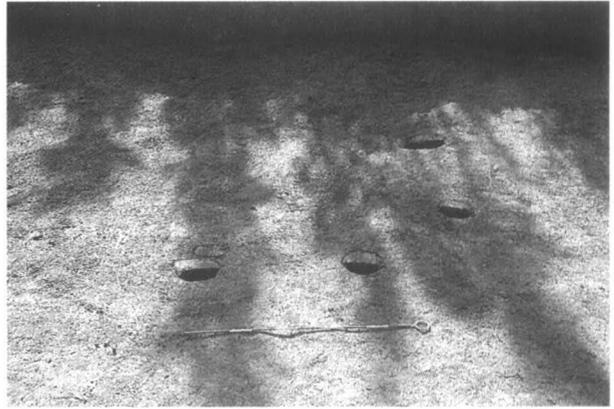
府中横山2 13トレンチ SK01・02完掘状況 (南西から)



府中小原1 遠景 (西から)



府中小原1 20トレンチ (南から)



府中小原1 20トレンチピット (北から)



府中小原1 20トレンチピット (東から)



府中榎2 28トレンチ (南から)

報 告 書 抄 録

ふりがな	かわにしきたはらいせき ふちゅうちく							
書名	川西北・原遺跡、府中地区							
副書名								
巻次								
シリーズ名	四国横断自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告							
シリーズ番号	第35冊							
編著者名	佐藤竜馬							
編集機関	財団法人 香川県埋蔵文化財調査センター							
所在地	〒762-0024 香川県坂出市府中町南谷5001-4 TEL 0877-48-2191							
発行機関名	香川県教育委員会・財団法人香川県埋蔵文化財調査センター							
発行年月日	2000年10月31日							
総頁数	目次	等	本文	観察表	図版	写真枚数	挿図枚数	付図枚数
110頁		9頁	84頁	2頁	16頁	95頁	44頁	1頁
ふりがな	ふりがな	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
所収遺跡名	所在地	市町	遺跡					
かわにしきた・はらいせき 川西北・原遺跡	かがわけん まるがめし かわにしちようきた はら 香川県丸亀市川西町北・原			34度 15分 33秒	133度 49分 14秒	1988.12 ～ 1989.3.31	3,000㎡	四国横断 自動車道 建設
ふちゅうちく 府中地区	かがわけん さかいでし ふちゅうちよう 香川県坂出市府中町			34度 16分 8秒	133度 55分 30秒	1990.9.25 ～ 1990.12.5	3,000㎡	四国横断 自動車道 建設
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物		特記事項		
川西北・原遺跡	集落・墳墓	古代前半	坪界溝1	須恵器平瓶				
		中世前半	塚墓2・坪界溝1	土師質土器杯、椀, 須恵器椀				
		近世	堀立柱建物1・土坑2	肥前系陶器椀				
府中地区	遺物散布地	弥生時代	ピット群	石鏃・スクレイパー				

四国横断自動車道建設に伴う

埋蔵文化財発掘調査報告

第 35 冊

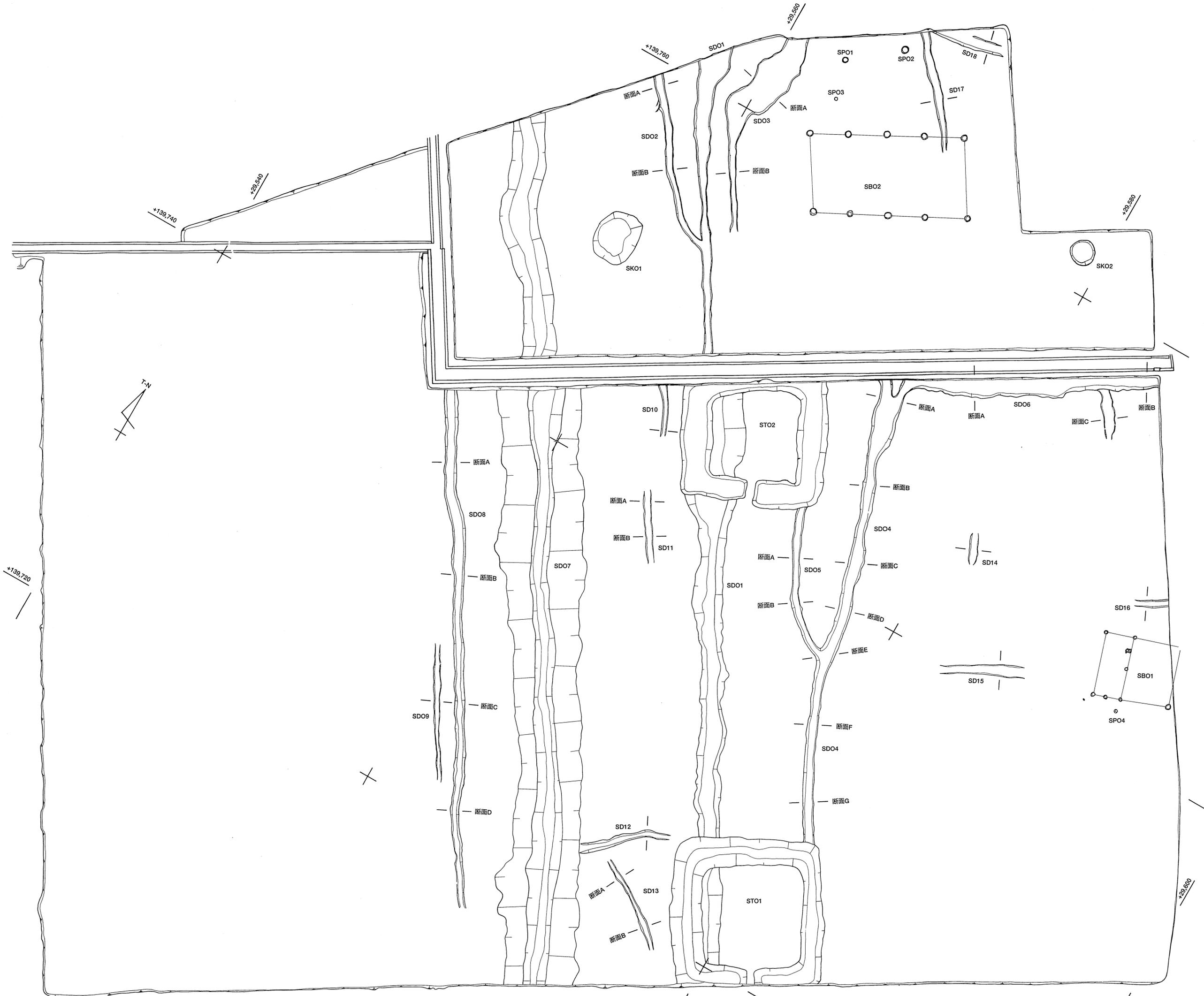
埋蔵文化財発掘調査報告

平成12年10月31日

編集 財団法人 香川県埋蔵文化財調査センター
〒762-0024 香川県坂出市府中町南谷5001番の4
電話 (0877) 48-2191 (代表)

発行 香川県埋蔵文化財研究会

印刷 株式会社 多田印刷所
〒760-0049 高松市八坂町1-7
電話 (087) 851-3453



付図 川西北・原 遺跡遺構配置図 (1/100)

